



菊川市こども計画

令和7年度～令和11年度

菊川市

菊川市こども計画

令和7年3月

菊川市

目 次(案)

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
第2章 計画策定の背景	5
1 社会潮流	5
2 菊川市の現況と課題	9
第3章 計画の基本理念及び基本目標.....	47
1 基本理念	47
2 基本目標.....	48
第4章 こども施策の推進に向けた取組	50
目標1 すべてのこども・若者がすこやかに、安心して成長できるまち	50
目標2 一人ひとりの成長やくらしに寄り添った支援が得られるまち	65
目標3 みんなで助け合い、支え合って、こどもを生み育てるまち.....	76
第5章 こども・若者の参画に向けた取組.....	83
第6章 計画の推進体制と評価.....	88
1 施策の推進体制.....	88
2 数値目標(指標)の設定と進捗管理	89
第7章 将来人口推計に基づく量の見込みと確保の方策.....	90
1 将来人口推計.....	90
2 量の見込みの算出にあたって	94
3 教育・保育事業について	101
4 地域子ども・子育て支援事業について	107
参考資料	127

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

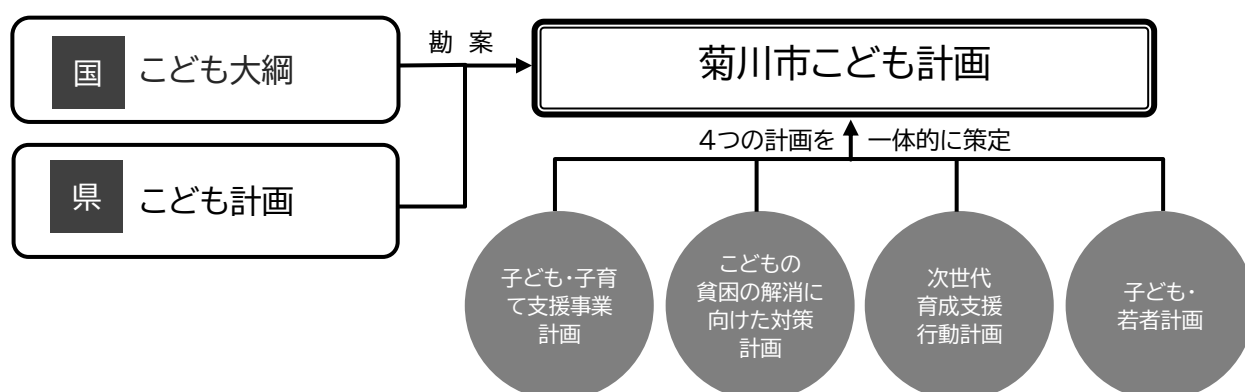
全国的に進行する少子化への対策として、国は、様々な施策に取り組んできましたが、こどもの数は減少傾向が続いています。そうしたなか、令和5年にこども基本法が施行され、国は、こども家庭庁の設立とともに「こどもまんなか社会」の実現に向け動き出しました。

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

加えて、こども基本法の第10条において、市町村においても、国のこども大綱を勘案しながら、市町村こども計画を策定することが努力義務として定められました。

こうしたなか、本市においても、第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画を内包）が令和6年度をもって終了することから、同計画の改定に加え、新たに子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策計画を一体的に策定するとともに、母子保健を含む成育医療等に関する計画等を勘案するなど、こどもに関する取組を総合的に組み込んだ、菊川市こども計画を策定することとしました。

菊川市こども計画に沿って、国のめざす「こどもまんなか社会」の実現をめざし、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、様々な取組を行っていきます。



2 計画の性格

(1) 包含する計画と根拠法

本計画は、菊川市が「こどもまんなか社会」となることを目指し、虐待や貧困、ヤングケアラーといったこども・若者を取り巻く社会問題への対策や、こども・若者の保健・医療の充実、ニーズに対応した子育て支援サービスの提供、地域による子育て支援の推進等、こども・若者の幸せ（ウェルビーイング）を確保するため、市が一体的に取り組む施策を網羅した、こどもに関する総合的な計画です。

加えて、こども・若者を権利の主体として捉え、市政に対するこども・若者の意見反映や社会参画を促しながら、すべてのこども・若者が安心して健やかに成長する環境をつくるための指針となる計画としています。

本計画が包含する計画と各計画の根拠となる法律は、以下のとおりです。

こども計画が包含する計画	根拠法
こども計画	こども基本法第 10 条
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第 9 条
こどもの貧困の解消に向けた対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条

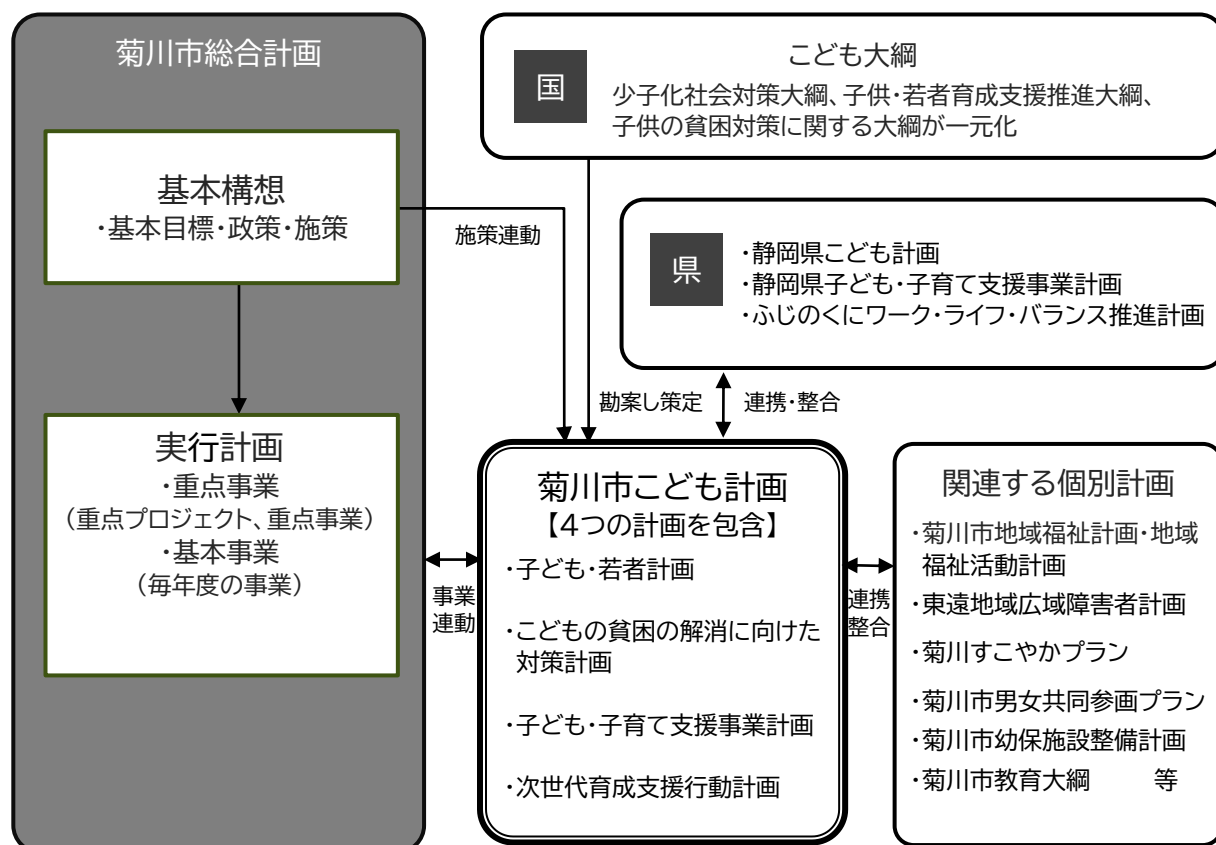
また、本計画における「こども」については、こども基本法に基づき、「心身の発達の過程にある者」と定義し、節目となる年齢で必要な支援が途切れることのないようにします。「若者」については、法令上の定義がなく、こども大綱において、思春期（中学生年代から概ね 18 歳まで）及び青年期（概ね 18 歳以降から概ね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）と示しているため、本計画においてもこれを踏襲し、施策によっては、こどもと若者が重複する部分もありますが、概ね中学生年代から概ね 30 歳未満とします。

(2)計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づき、国のこども大綱のほか、静岡県に関連する計画で示されている方向性を勘案しながら策定しています。

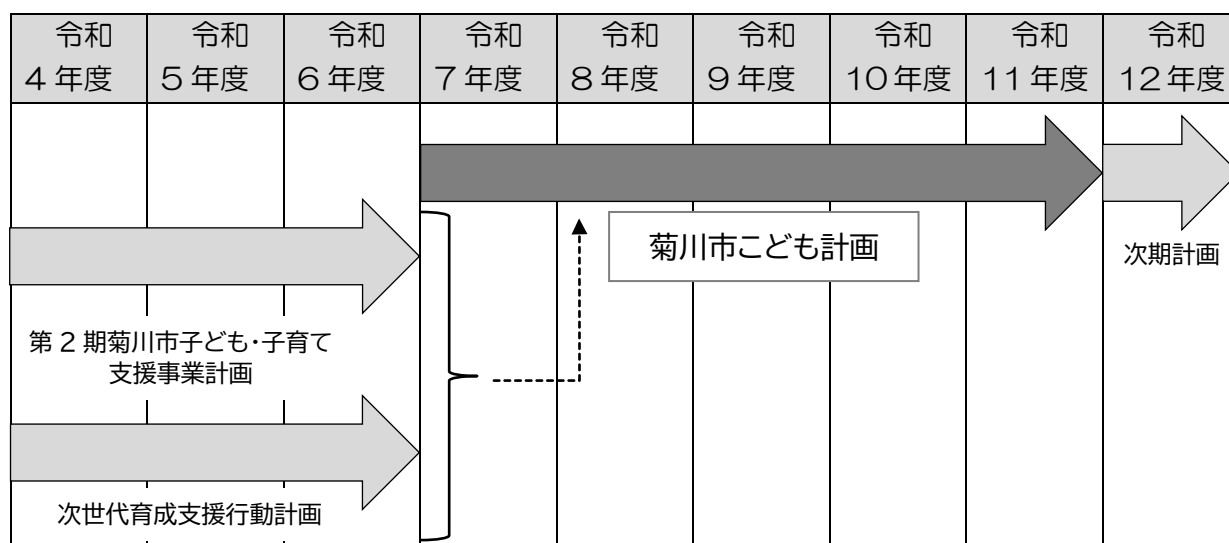
また、本市の最上位計画である菊川市総合計画で示される将来像や取組の方向性を見据え、こども・若者に関する施策に取り組みます。

その他、本市の関連計画とも連携・整合を図りながら計画を推進します。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。



4 計画の対象

本計画の対象は、こどもの誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期、ポスト青年期の市民に加え、子育て当事者、こどもの成長や子育て支援に関連する活動や事業に従事しているもの、こども・若者の社会参画などの活動を支援するもの、その他幅広い市民等を対象としています。

第2章 計画策定の背景

1 社会潮流

(1) 少子化を巡る状況

① 国の動向

我が国の年間出生数は、第一次ベビーブーム（昭和 22～24 年）には、およそ 270 万人を数えたものの、昭和 50 年には 200 万人を割り込み、平成 3 年以降は、増加と減少を繰り返しながらも、緩やかな減少傾向が続いています。また、合計特殊出生率も、第一次ベビーブームには 4.32 でしたが、昭和 50 年には 2.00 を割り込み、平成元年には 1.57 まで低下しました。

このいわゆる「1.57 ショック^{*1}」を契機に、国は出生率の低下とこどもの数が減少傾向にあることを問題として認識し、子育て支援に取り組み始めました。以降、仕事と子育ての両立支援やこどもを生み育てやすい環境づくりを推進してきましたが、少子化の傾向に歯止めが掛かっていません。

少子化対策に関する近年の動向としては、平成 24 年に『子ども・子育て関連 3 法^{*2}』が制定され、これに基づき平成 27 年から『子ども・子育て支援新制度^{*3}』が本格施行されました。この新制度では、支援の量と質の確保の両面から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」及び「地域における子ども・子育て支援の充実」の 3 つを柱として掲げています。

また、平成 15 年に家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援するものとして策定された、地方公共団体及び企業における 10 年間の集中的・計画的な取組を促進する『次世代育成支援対策推進法^{*4}』も、10 年間の時限立法でしたが、10 年間延長され、切れ目のない子ども・子育て支援を行うこととなりました。

このように、国を始め、県や市町村においても、こどもや子育てに関する法の整備や取組を充実させてきましたが、さらに平成 27 年に、安全・安心な放課後等の居場所の確保を目的とした『放課後子ども総合プラン』を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備を進めていくように示しました。また、平成 27 年には、『少子化社会対策大綱^{*5}』も策定しています。

子ども・子育て支援新制度施行後も、少子高齢化や女性の就労率の上昇、保育ニーズの増加等、子育てを取り巻く環境を改善・支援するために、平成 28 年に『ニッポン一億総活躍プラン^{*6}』を策定し、様々な取組を始めました。この流れの中で、令和元年 10 月から「幼児教育・保育の無償化^{*7}」が開始されています。

さらに、平成 30 年には、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加に対応し、『新・放課後子ども総合プラン^{*8}』を策定しました。

このように様々な方策を講じてきましたが、令和元年の我が国の出生数は、86万5,239人と過去最少（86万ショック^{※9}）になりました。少子化の背景にある、結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む要因の打破に強力に取り組む必要があるという視点から、令和2年5月に『少子化社会対策大綱』を閣議決定しました。国は、基本的な目標として「希望出生率 1.8」の実現を掲げ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進めることを決めました。

その後、令和4年6月に、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を包括的に保障する基本法が『こども基本法^{※10}』として成立し、令和5年4月に施行されました。『こども基本法』は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約にのっとり、こども施策を総合的に推進することを目的としています。この『こども基本法』を根拠として、令和5年12月『こども大綱^{※11}』が閣議決定されました。

『こども大綱』は、これまで別々に作成・推進されてきた、『少子化社会対策基本法』、『子ども・若者育成支援推進法』及び『子どもの貧困対策の推進に関する法律』に基づく3つのこどもに関する大綱を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。

また、令和4年6月に『こども家庭庁設置法^{※12}』が成立し、令和5年4月にこども家庭庁を設置しました。これまで別々に担われてきたこどもに関する取組を一本化し、こども家庭庁の所管とすることで、所管の組織の間で支援から漏れてしまっていたこどもに対し、福祉的な支援も一元的に担うことができるようになりました。

さらに、『こども大綱』の考え方にに基づき、国は令和6年度から令和8年度の3年間で実施する次元の異なる少子化対策として、集中的に実施する取組を『加速化プラン^{※13}』として示しました。プランには、3つの基本理念として、若者・子育て世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことが示されています。

令和6年4月に一部施行された、改正児童福祉法では、市町村において、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置に努めること、一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化等が示されています。

これまで見てきたように、国は、少子化、人口減少への対策として、法整備や省庁の設置など、様々な方策を講じてきました。本市においても、この国の目指す方向性に沿って、「こどもまんなか社会^{※14}の実現」に向けた取組を展開していきます。

②菊川市の動向

住民基本台帳によると、菊川市の総人口は、令和元年度にピークを迎え 48,474 人となりました。その後総人口は減少に転じ、令和5年度には 47,450 人となっています。また、全国の傾向と同様に、本市でも高齢化が進み人口構成が変化しつつあります。

平成 27 年度からスタートした『菊川市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という）』においては、仕事と子育てが両立できるように、認定こども園の導入や放課後児童クラブの高学年の受入を推進しました。働く親の負担を軽減し、こどもが育つ環境の質の向上を図り、親子が交流できる場を提供する等、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させ、同時に結婚・出産しやすい環境づくりを構築していくための施策を掲げてきました。

第1期計画の計画期間が終了し、続く『第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という）』では、第1期計画での施策・確保の方策の継承と発展、そして国の指針を反映させ、切れ目のないこども・子育て支援を実施してきました。菊川市内で子育てする全ての人が、安心できる子育て環境を実感し、定住促進につながる施策を展開してきたところです。

本計画では、「第2期計画」の終了に合わせ、国が掲げる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもや子育て支援に関する施策に加え、こどもの権利の啓発、こどもの貧困やヤングケアラー、ひきこもりといった社会潮流に沿った課題についても、取組を明確に位置付け推進していきます。

また、障がい児や医療的ケア児についての施策も本計画内に施策を位置付け、誕生前から青年期まで、こども・若者に関するすべての施策を本計画において総合的・計画的に展開します。

加えて、こどもや若者に対し、市やまわりの大人が支援するだけでなく、こどもや若者も今後の菊川を創る担い手として、意見や提案等ができるまちを目指し、こども・若者が安心して社会参画しやすい環境を整備します。

こうした取組を実施するため、本市では、令和6年度から「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期、青年期における総合的な相談に対応しています。また、市民協働センターと協働し、こども・若者の自主的なまちづくり活動をサポートしています。

多様化・複雑化する、こども・若者を取り巻く課題に対して、これまで以上に庁内関係各課、関連団体と連携して対応することにより、事業効果を高め、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めてまいります。

(2)こども・若者と家庭を取り巻く環境

急速に変化する社会潮流の中で、こども・若者と子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化しており、様々な対応が求められています。

こどもの意識については、国連が2023年に実施した調査によると、我が国のこどもは他国のこどもと比較して自己肯定感が低い傾向となっています。こども・若者の自己肯定感を高める必要があることに加え、自殺防止を始め、生命の危機や安全を守るための対策を行う必要があります。

また、近年の家庭の経済格差の拡大と関連して、こどもの貧困問題が取り上げられるようになりました。加えて、支援を必要とする家庭が孤立化し、こどもが家族の介護や世話をするヤングケアラーの問題も注目されるようになりました。これらは、日常生活の中で顕在化しにくく、対応が難しい問題です。

さらに、共働き・共育での増加に伴い、家庭と地域との関係が希薄化し、地域による子育てやこどもの教育、助け合いの機会が減少しています。

こども・若者の成長にとって、家庭での生活は非常に大きな意味を持ちます。児童虐待、ひきこもり、ニート等の問題は、これまでもしばしば課題として取り上げられてきましたが、家庭内だけで解決することが難しく、こども・若者が安心して過ごす場を確保するためにも、行政や地域からのさらなる支援が必要です。その他、こども・若者のインターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題にも対応が必要となっています。

こども・若者の成長にとっては、学校での生活も重要な役割を担っていますが、学校においても生徒指導上の課題の深刻化や、教職員の多忙化・人員不足といった課題が挙げられています。

こうしたこども・若者、子育て家庭をめぐる問題・課題のほか、社会の潮流として、障がいや国籍、性別等による差別のない多様性のある社会の形成や、リアルな体験と様々な場面におけるDXの活用推進、成年年齢の引下げ等への円滑な対応が求められています。

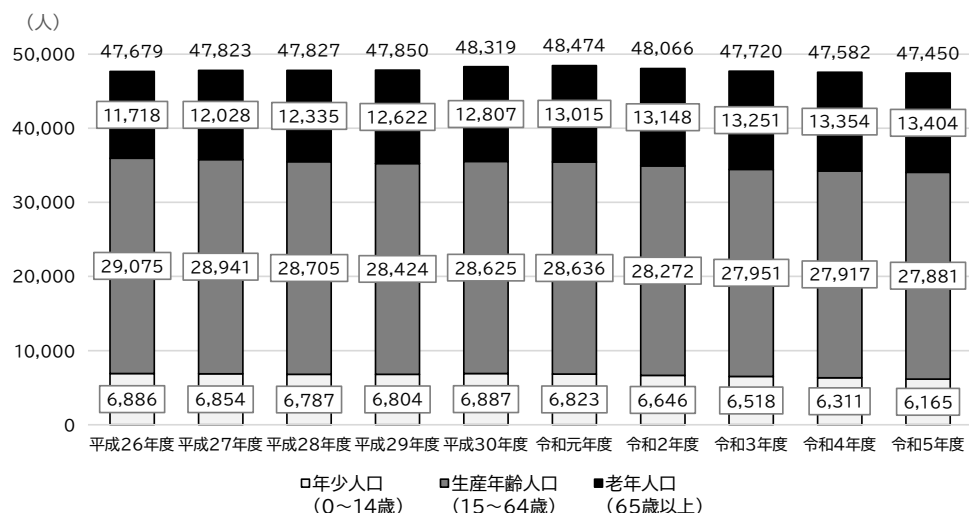
2 菊川市の現況と課題

(1)人口及び出生数、婚姻等の状況

① 人口の推移

菊川市の総人口は、住民基本台帳によると、平成26年度の47,679人から微増の傾向が続き、令和元年度には48,474人となりました。

その後、総人口は減少に転じ、令和5年度には47,450人となっています。



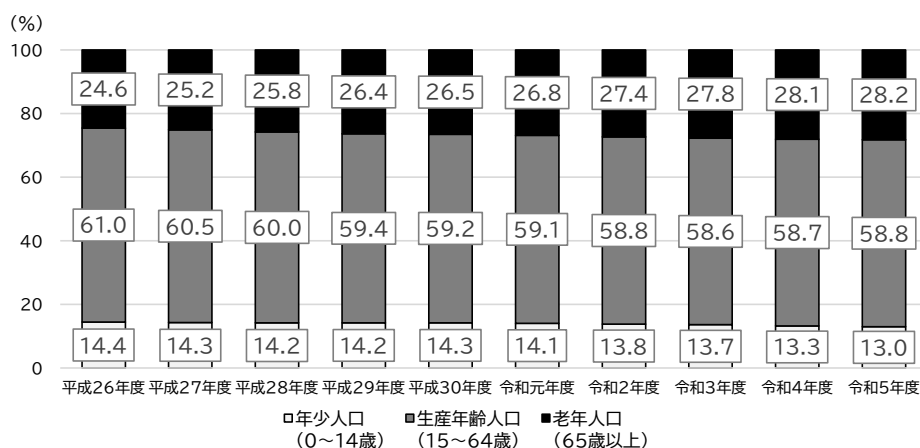
資料：住民基本台帳

② 年齢3区分別人口割合の推移

菊川市の年齢3区分別人口の割合の推移を見ると、年少人口（0歳～14歳）の割合は、平成26年度の14.4%から令和5年度の13.0%へと低下しています。

また、生産年齢人口割合（15～64歳）も、平成26年度の61.0%から令和5年度の58.8%へと低下しています。

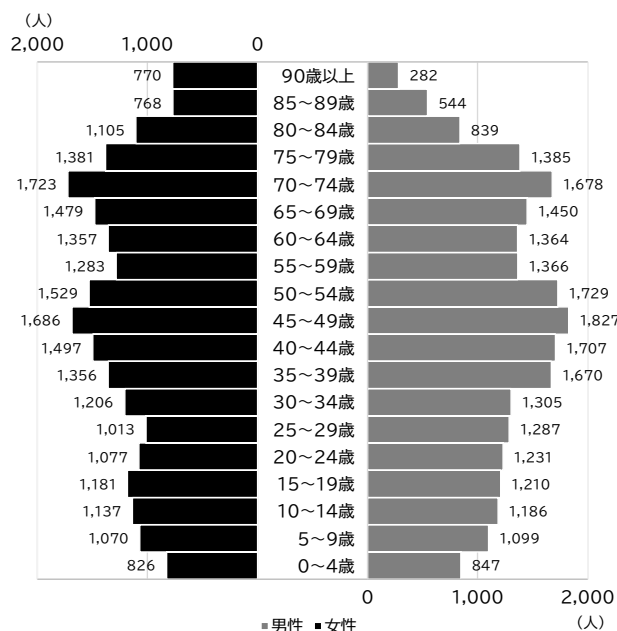
一方、老年人口（65歳以上）は、平成26年度は24.6%でしたが、令和5年度には、28.2%と上昇しています。



資料：住民基本台帳

③ 5歳階級別人口ピラミッド

菊川市の人口ピラミッドは、令和5年度の時点で、概ね「つぼ型」となっています。5歳階級別人口を見ると、45～49歳の人口が最も多く、次いで50～54歳の人口が多くなっています。70～74歳のいわゆる「団塊の世代」を含む前期高齢者と、第二次ベビーブームで団塊の世代から生まれたこどもの世代である「団塊ジュニア世代」を含む人口が多くなっています。

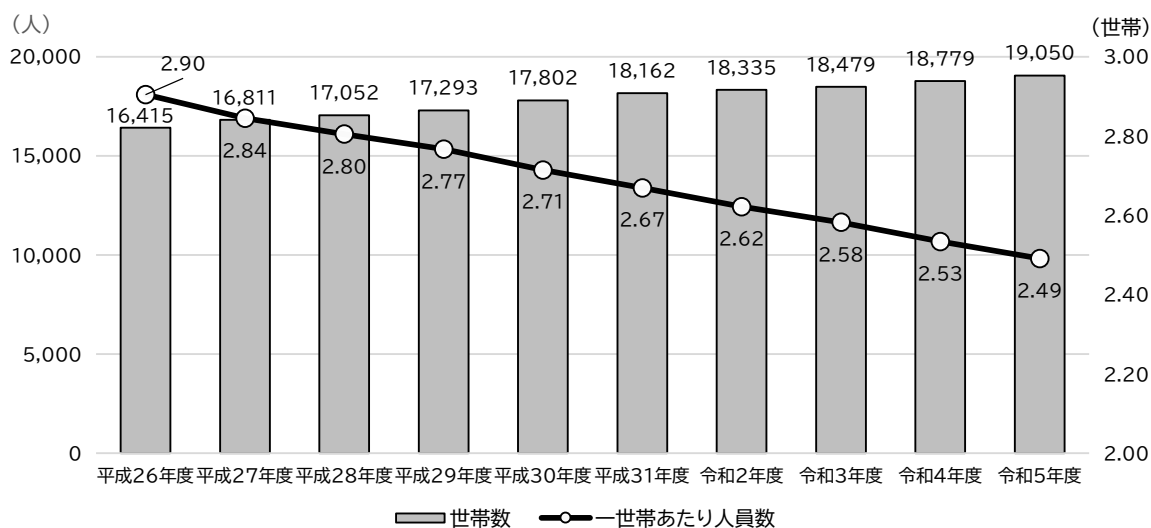


資料：住民基本台帳

④ 世帯数・1世帯あたり人員数の推移

菊川市の世帯数は、平成26年度から増加傾向にあります。平成26年度は、16,415世帯でしたが毎年度数を増やし、令和5年度には、19,050世帯になりました。

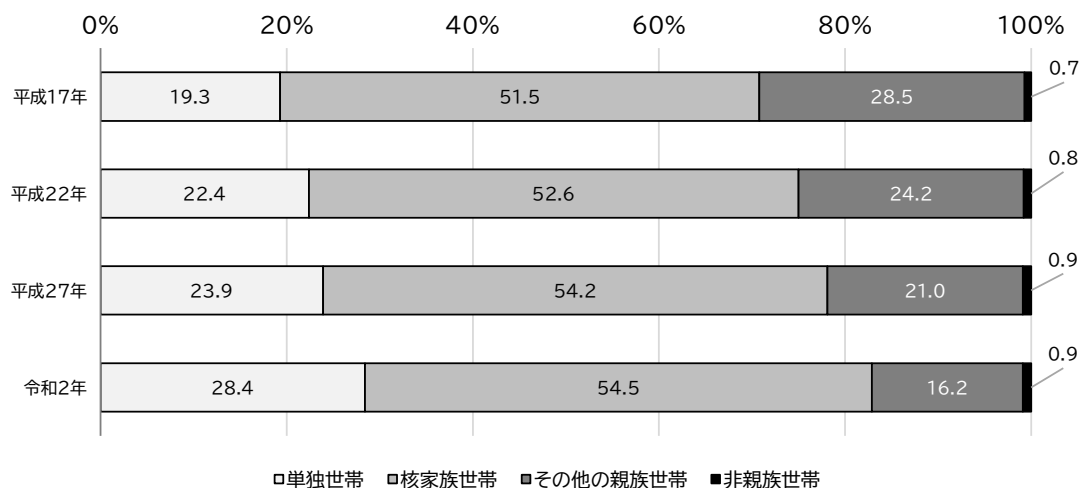
一世帯あたり人員数は、平成26年度以降減少傾向にあり、令和5年度では2.49人となっています。



資料：住民基本台帳

⑤ 世帯構成比率の推移

菊川市の世帯構成比率の推移について、「単独世帯」は平成 17 年では 19.3%でしたが、その後増加傾向にあり、令和 2 年では 28.4%となっています。「核家族世帯」も平成 17 年では 51.5%でしたがやや増加し、平成 27 年では 54.5%となっています。「その他の親族世帯」は、平成 17 年は 28.5%でしたが、その後減少傾向にあり、令和 2 年では 16.2%となっています。

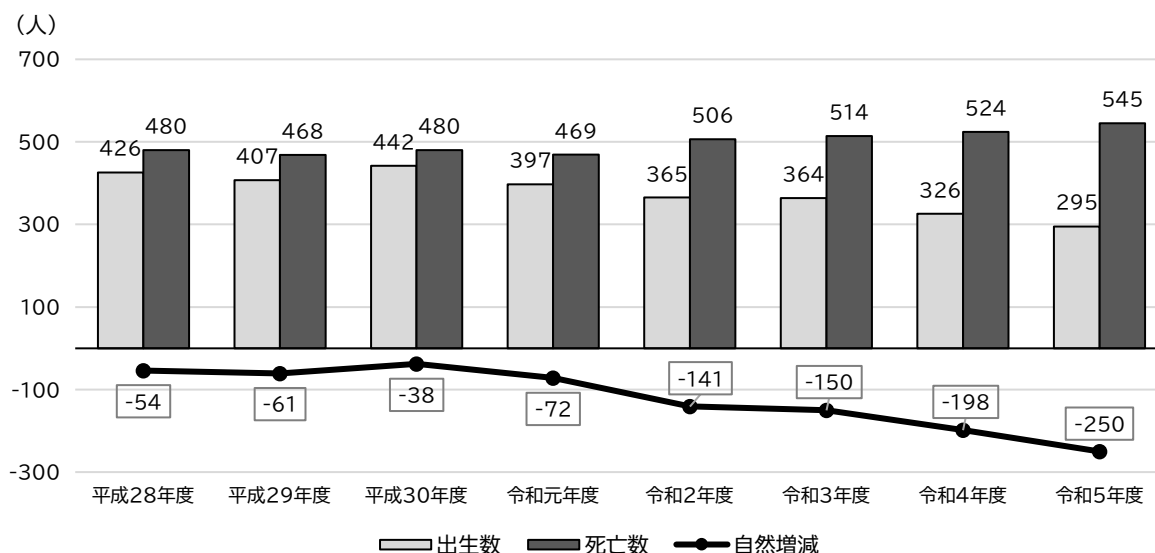


資料:国勢調査

⑥ 自然動態の推移

平成 28 年度以降、死亡数が出生数を上回っている「自然減」の傾向が続いています。

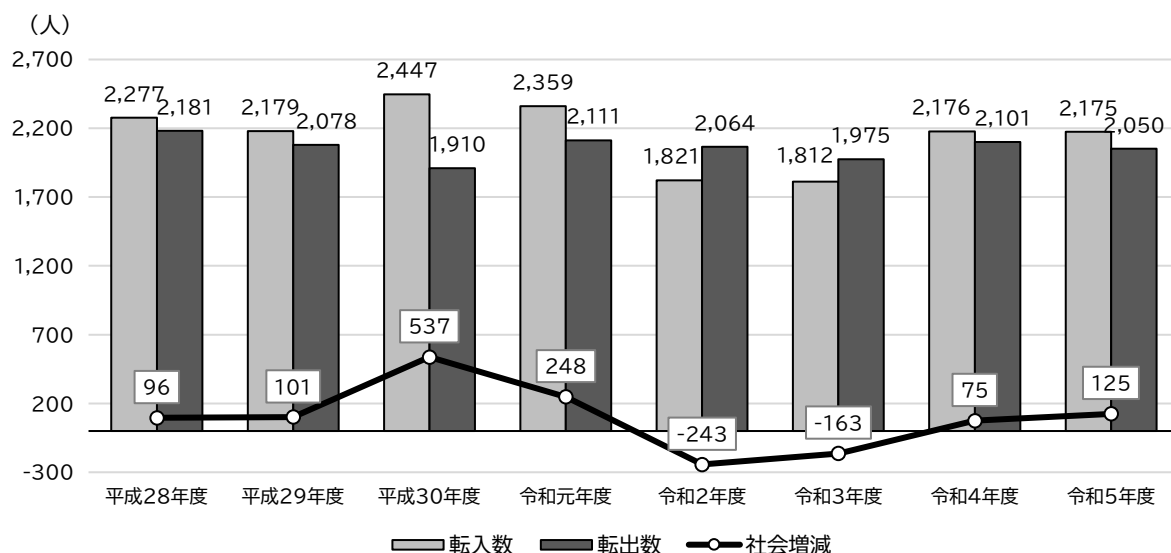
令和 5 年度では、死亡数が 545 人、出生数が 295 人となっており、250 人死亡数が出生数を上回っています。



資料:菊川市データルーム

⑦ 社会動態の推移

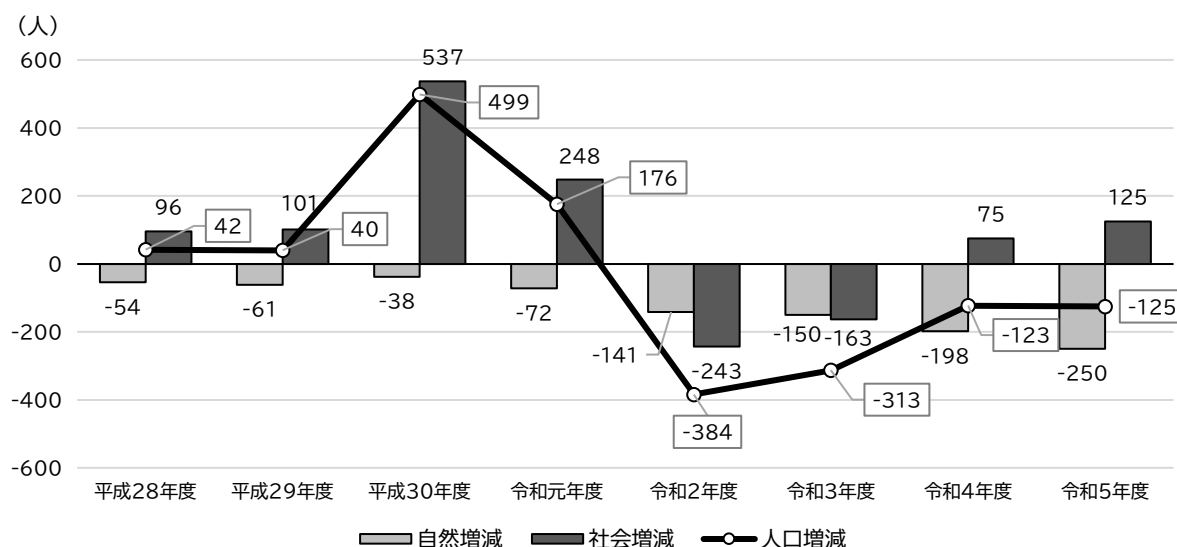
令和 28 年度以降、転入数が転出数を上回る「社会増」の傾向が続いていましたが、令和 2～3 年度にかけて、コロナ禍の影響もあり「社会減」となっています。その後、令和 4 年には再び転入数が増加し「社会増」に転じました。令和 5 年度では、125 人「社会増」となっています。



資料:菊川市データルーム

⑧ 人口動態の推移

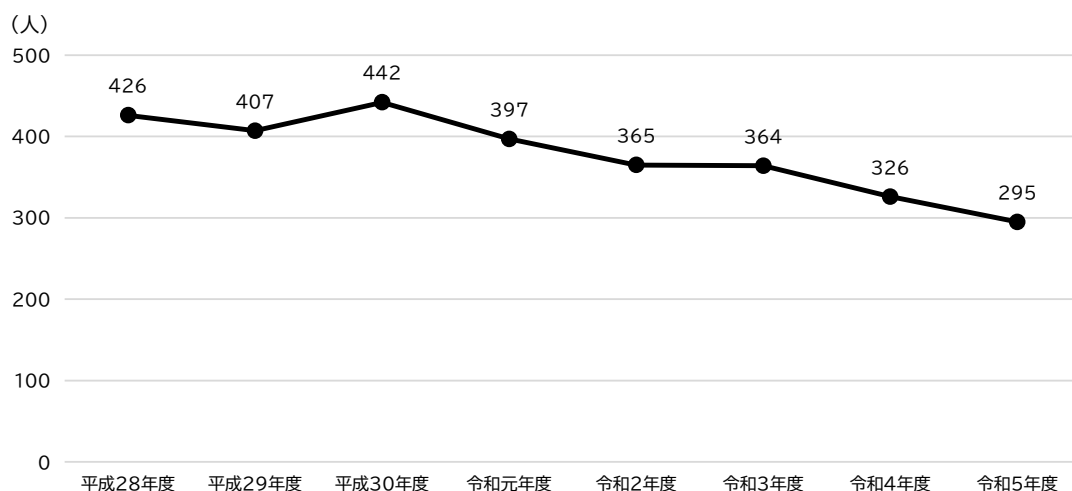
菊川市の人口動態の推移は、平成 28 年度以降、概ね「自然減+社会増」の傾向です。令和 2 年度以降自然動態の減少が大きく、コロナ禍では社会減にもなったため、384 人減となっています。コロナ禍以降、社会動態が回復し社会増となっても、自然減の影響が大きく人口は減少しており、令和 5 年度には 125 人の人口減となっています。



資料:菊川市データルーム

⑨ 出生数の推移

菊川市の出生数は、平成 30 年度まで 400 人台で推移してきましたが、令和元年度には初めて 400 人を割り込み、397 人となりました。以降、減少傾向が続き、令和 5 年度には 300 人を割り込み、295 人まで減少しました。

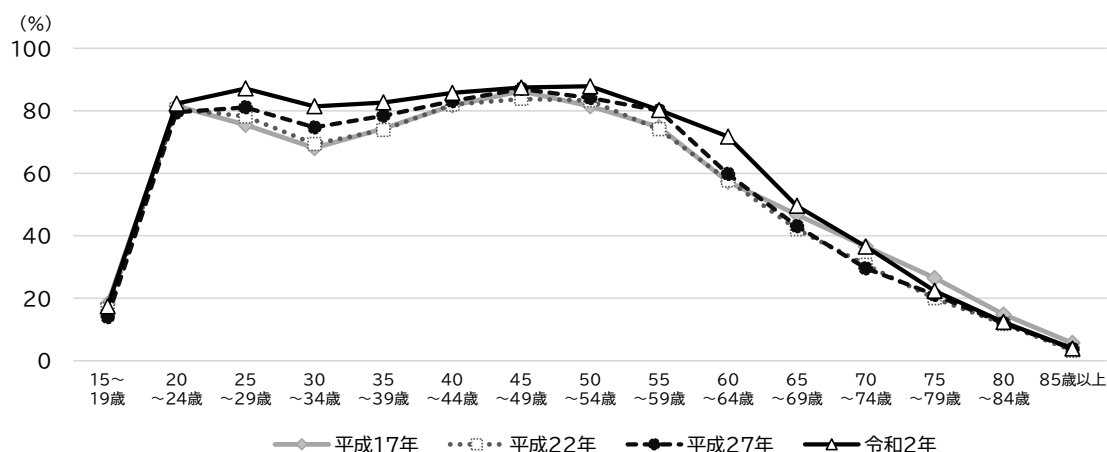


資料:菊川市データルーム

⑩ 女性の年齢別労働力率の推移

菊川市の女性の年齢別労働力率は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」が見られますが、令和2年には、平成 17 年と比較するとカーブは緩やかになっており、働きながら結婚・出産する人が増加していると考えられます。

各年の労働力率を比較すると、25 歳から 34 歳の労働力が上昇しています。また、令和2年には、60 歳から 64 歳の労働力も大きく上昇したほか、高齢者の労働力が上昇しています。

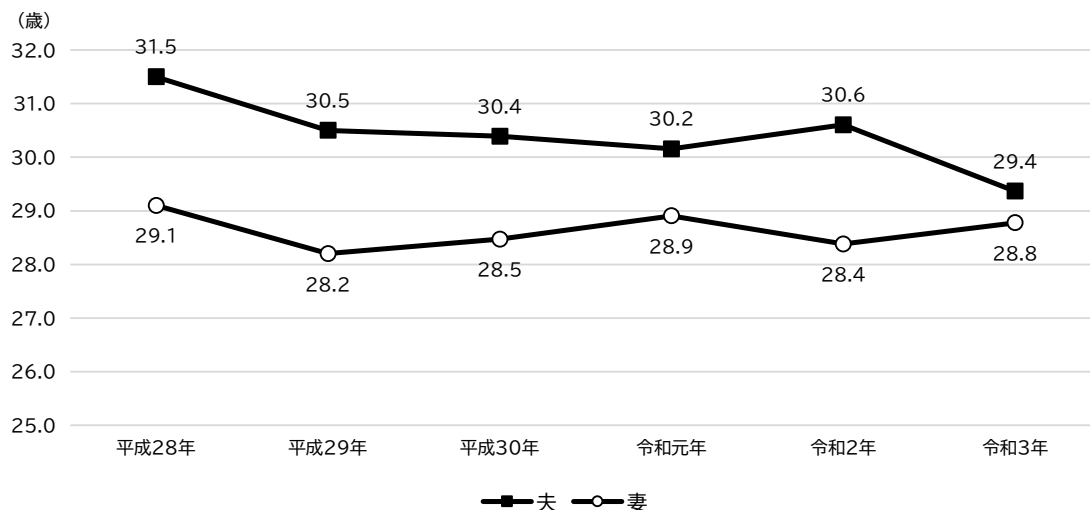


	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85歳 以上
平成 17年	18.2	81.6	75.5	68.1	74.3	81.7	86.3	81.5	74.8	57.3	46.8	36.6	26.5	14.8	5.7
平成 22年	16.5	80.6	78.2	69.4	73.9	82.0	83.8	83.3	74.1	57.8	42.1	30.7	20.0	11.8	3.2
平成 27年	14.0	79.5	81.1	74.7	78.4	83.1	87.0	84.1	80.1	59.8	43.1	29.6	21.1	12.0	3.8
令和 2年	17.4	82.3	87.1	81.4	82.7	85.7	87.5	87.8	80.2	71.7	49.6	36.5	22.4	12.4	4.0

資料:国勢調査

⑪ 平均婚姻年齢(初婚)の推移

初婚における平均婚姻年齢は、令和3年では夫が29.4歳、妻が28.8歳となっています。平成28年から令和3年にかけての平均婚姻年齢の推移について、夫は若年化、妻はほぼ横ばいの傾向が見られます。5か年で平均すると夫が30.4歳、妻が28.6歳となっています。

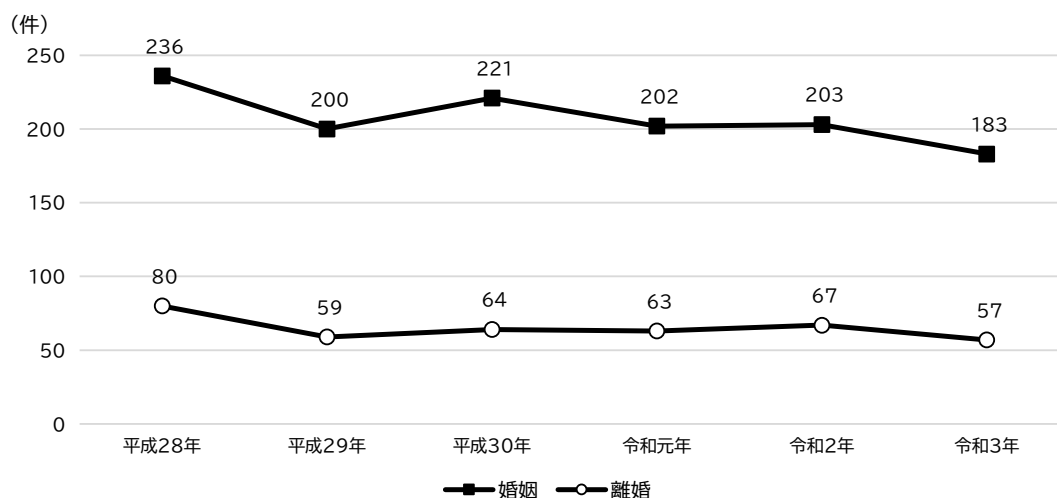


資料: 静岡県人口動態統計

※各年12月31日時点

⑫ 婚姻と離婚の推移

平成28年以降、婚姻と離婚は共に緩やかに増減を繰り返しながら減少傾向で、令和3年では婚姻数が183件、離婚数が57件となっています。



資料: 静岡県人口動態統計

※各年12月31日時点

(2)子育て支援サービス等の状況

① 保育所園児数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
菊川保育園	112	113	109	109	108
横地保育園	148	144	138	139	132
河城保育園	72	66	68	65	65
ひかり保育園	110	108	102	99	93

資料:こども政策課(各年度3月1日現在)

② 小規模保育事業の園児数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
なかうちだ のぞみ保育園	14	17	15	14	12
小規模保育所 おやまのこ	-	10	10	10	9
あいキッズランド 菊川加茂園	-	-	18	18	19
あいキッズランド カルガモ園	-	-	-	-	13

資料:こども政策課(各年度3月1日現在)

③ 認定こども園の園児数推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定こども園 西方こども園	120	117	115	112	107
認定こども園 堀之内幼稚園	177	173	166	158	156
おおぞら 認定こども園	270	251	244	232	222
認定こども園 菊川中央こども園	163	155	163	159	160
認定こども園 愛育保育園	126	121	117	112	107
認定こども園 ひがしこども園	152	155	159	152	146
認定こども園 みなみこども園	112	114	116	114	108
認定こども園 双葉こども園	159	160	152	148	150

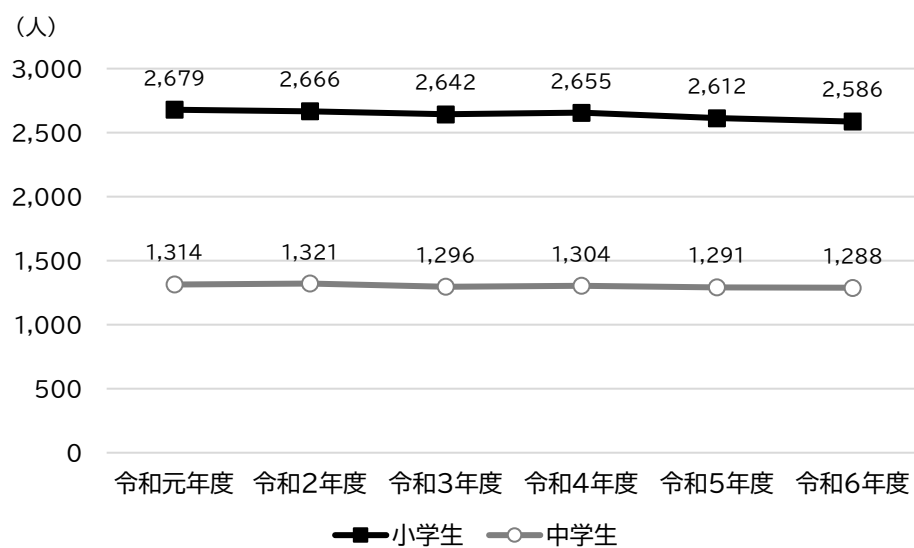
資料:こども政策課(各年度3月1日現在)

④ 幼稚園の園児数推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小笠北幼稚園	84	85	70	64	48

資料:こども政策課(各年度3月1日現在)

⑤ 小学校、公立中学校の児童数、生徒数推移



※牧之原小学校及び牧之原中学校は、菊川市の児童・生徒数のみ

小学校の児童数推移

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小笠東小学校	228	234	223	212	211	210
小笠南小学校	148	143	140	142	132	128
小笠北小学校	401	375	398	392	386	377
六郷小学校	449	438	440	462	446	448
内田小学校	218	194	180	177	165	151
横地小学校	118	112	109	99	100	102
加茂小学校	440	481	470	473	501	499
堀之内小学校	390	402	404	416	408	408
河城小学校	263	267	257	256	234	234
牧之原小学校 (うち菊川市児童数)	176 (24)	173 (20)	170 (21)	183 (26)	178 (29)	171 (29)

資料:学校教育課・牧之原市学校教育課(各年度5月1日現在)

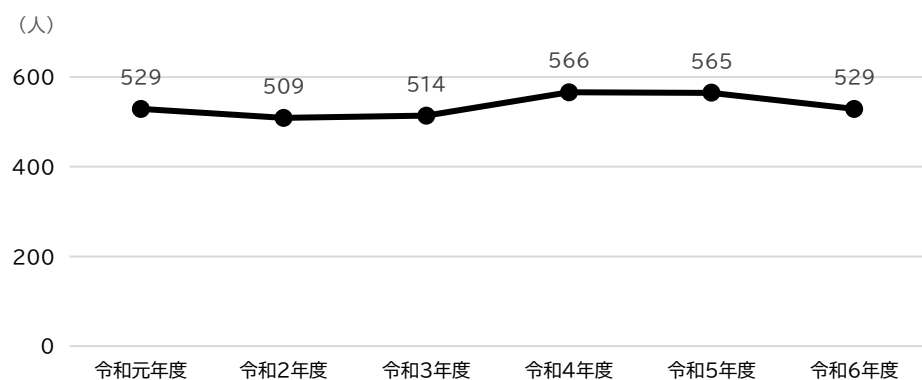
公立中学校の生徒数の推移

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
岳洋中学校	414	419	395	376	360	388
菊川西中学校	544	529	545	564	578	556
菊川東中学校	345	359	342	353	344	332
牧之原中学校 (うち菊川市生徒数)	57 (11)	65 (14)	73 (14)	67 (11)	69 (9)	79 (12)

資料:学校教育課・牧之原市学校教育課(各年度5月1日現在)

⑥ 放課後児童クラブ利用者数の推移



各放課後児童クラブ利用者数の推移

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
河城	38	47	43	55	55	48
堀之内	86	80	99	102	98	90
六郷	113	95	95	101	97	90
加茂	58	75	84	81	84	82
内田	54	47	35	40	44	42
横地	33	33	23	30	30	26
小笠北	83	74	66	84	83	80
小笠東	40	34	41	45	48	48
小笠南	24	24	28	28	26	23

資料:こども政策課(各年度4月 1 日現在)

(3) 第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画の事業評価

第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画に沿って実施してきた事業について、評価を以下のように行いました。

第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画では、子育て支援事業として99の事業に取り組んでおり、各事業の達成度や進捗状況等を評価し、計画全体としての総合評価を行っています。また、項目別評価として、基本目標ごとに重点事業や新規事業等について振り返りを行っています。その他、計画の事業効果を測るために設定したアウトカム指標を整理し、これらの評価を、菊川市子ども計画の事業の検討材料としました。

① 総合評価

各事業の評価点を合計・平均化した数値を評価合計点とし、評価合計点から総合評価の評価基準に基づき、以下のように評価しました。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合評価	B	B	B	A
評価合計点	85.3	86.3	89.0	90.2

記号	評価の基準
A	評価合計点が90点以上
B	評価合計点が80点以上90点未満
C	評価合計点が70点以上80点未満
D	評価合計点が70点未満

② 項目別評価

1 妊娠・出産・子育ての希望が実現できる社会の構築

スポーツや文化活動等を通して、子どもたちと地域の人々との交流の機会を創出するため、市内の小学校で放課後子ども教室を実施しました。

保育環境を向上するため、感染症対策を取り入れた市内保育施設に補助を行いました。

2 子どもから若者まで安心して成長できる環境の提供

青少年の社会性や思いやりの心の育成等を目的に、市がつなぎ役となり、ボランティア活動をしたい青少年へ、ボランティアの受け入れをする施設情報の提供を行いました。

乳児とその家族に絵本を贈り、絵本を通じたふれあいのきっかけをつくるため、314人のお子さんに対してブックスタート事業を行いました。

3 多様なネットワークによる子育て力の強化

地域の防犯力向上を図るため、自治会を対象に LED 防犯灯の新規設置補助、蛍光灯防犯灯からLED 防犯灯への取り替え補助を実施しました。

こどもが安全に遊ぶことができる環境を整えるため、小規模遊園にある遊具の修理に関する補助を行いました。

4 仕事と生活が調和した社会の実現

女性の就労を支援するため、就職活動をするうえで必要なスキルを身につけるためのセミナーや企業訪問、合同企業説明会等を開催しました。

男女共同参画についての意識啓発を行うため、園児へ男女共同参画に関する絵本の読み聞かせや小学校6年生に職業講話を実施しました。

③ アウトカム指標

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度
出生数(人)	397	365	364	326	295
婚姻数(組)	511	428	442	429	405
保育所等における 待機児童数(人)	0	0	0	0	0
児童クラブにおける 待機児童数(人)	42	23	2	12	51
子育てしやすいまちだ と思う満足度(%)	77.9	79.6	80.4	78.7	75.2
安心して子どもを育て られるまちだと思 う満足度(%)	81.8	78.7	82.0	80.9	78.0
子どもが安全・安心に 通うことのできる 教育環境が整うま ちだと思う満足度 (%)	72.1	70.0	71.9	67.5	67.8
子どもの交通事故 発生件数(件)	51	21	20	23	28

※毎年度実施した総合評価において、アウトカム指標は加味していません。

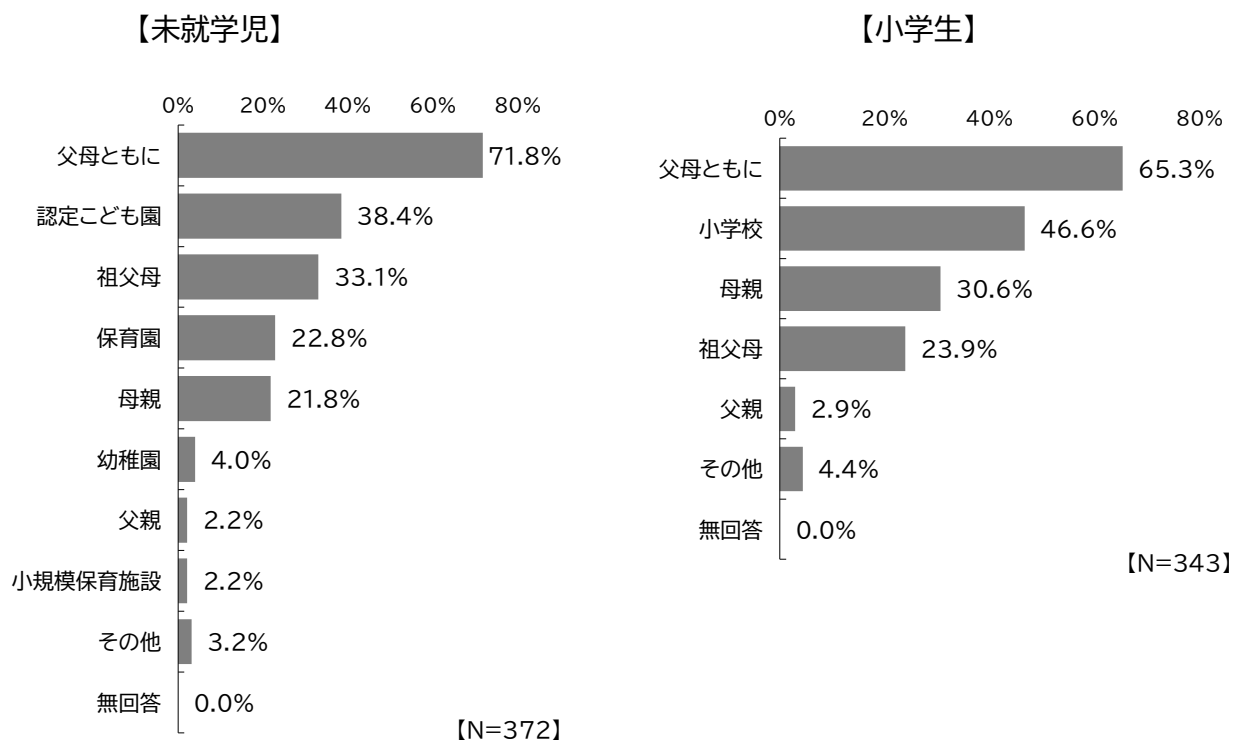
(4)アンケート結果

①未就学児童保護者、小学生保護者アンケート結果概要

調査の目的	計画の策定にあたって、子育て中の家庭を取り巻く環境、生活の実態を把握するとともに、子育て当事者のニーズ等を把握します。
調査対象	住民基本台帳により無作為抽出した、市内に在住する未就学児の保護者、小学生の保護者、それぞれ1,000名
調査方法	郵送によるアンケート調査票の配布、郵送及びオンラインによる回答の回収
調査期間	令和6年5月2日(木)～5月15日(水)
回収率	未就学児保護者 配布数 1,000票 有効回収数(N) 372票 有効回収率 37.2% 小学生保護者 配布数 1,000票 有効回収数(N) 343票 有効回収率 34.3%

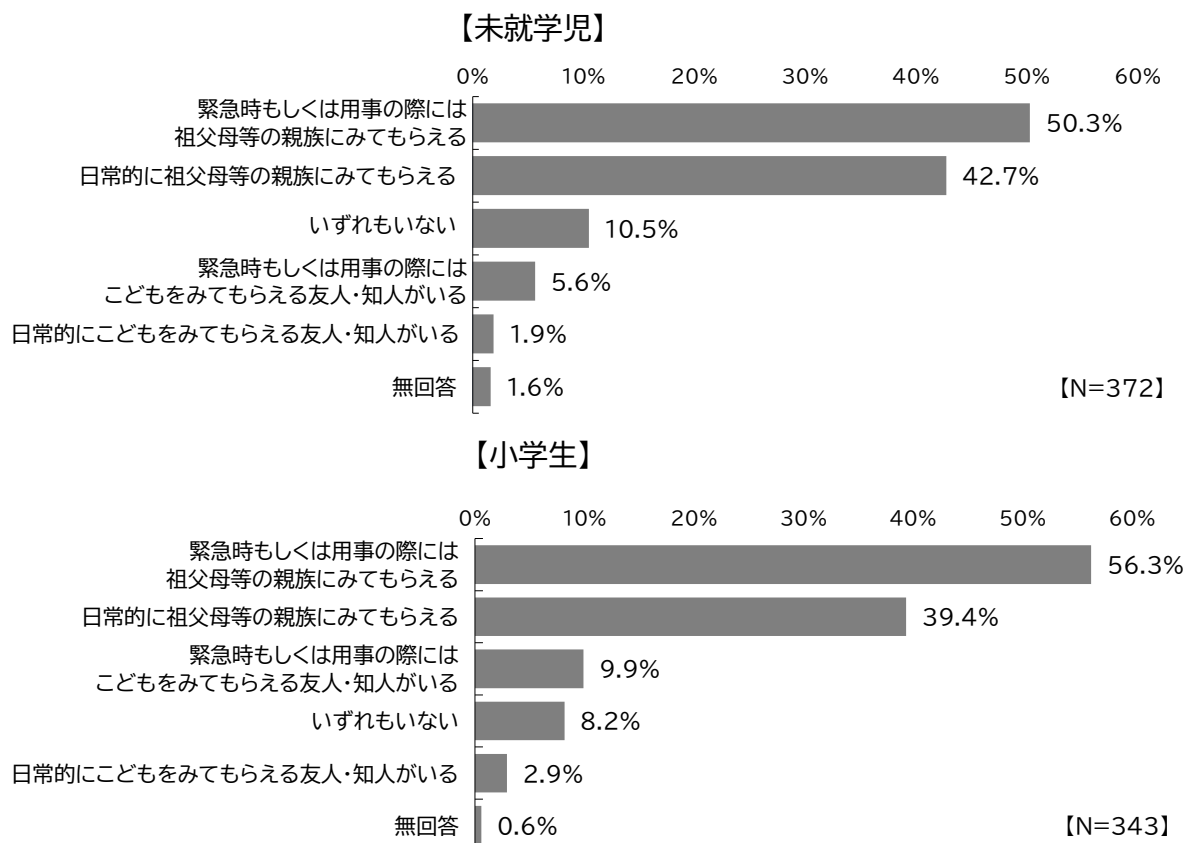
① 子育て(教育を含む)に日常的に関わっている人(施設)(問10)

「父母ともに」が最も多く、未就学児で7割、小学生で6割となっています。次いで「認定こども園」や「小学校」といったこどもが通っている施設が続いています。「母親」は未就学児では2割、小学生では3割となっています。



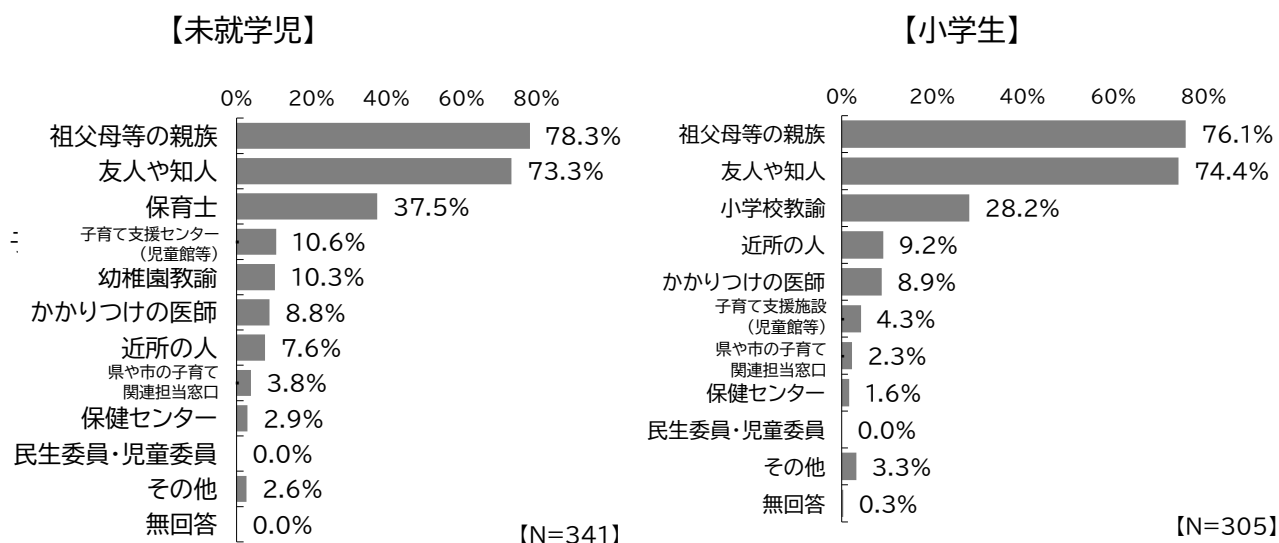
② こどもをみてもらえる親族・知人の有無(問 12)

緊急時や用事がある時に親族にみてもらえるのは、未就学児、小学生ともに5割となっています。日常的に親族にみてもらえるのは、未就学、小学生ともに4割程度となっています。「いずれもない」は、未就学で10.5%、小学生で8.2%という状況です。



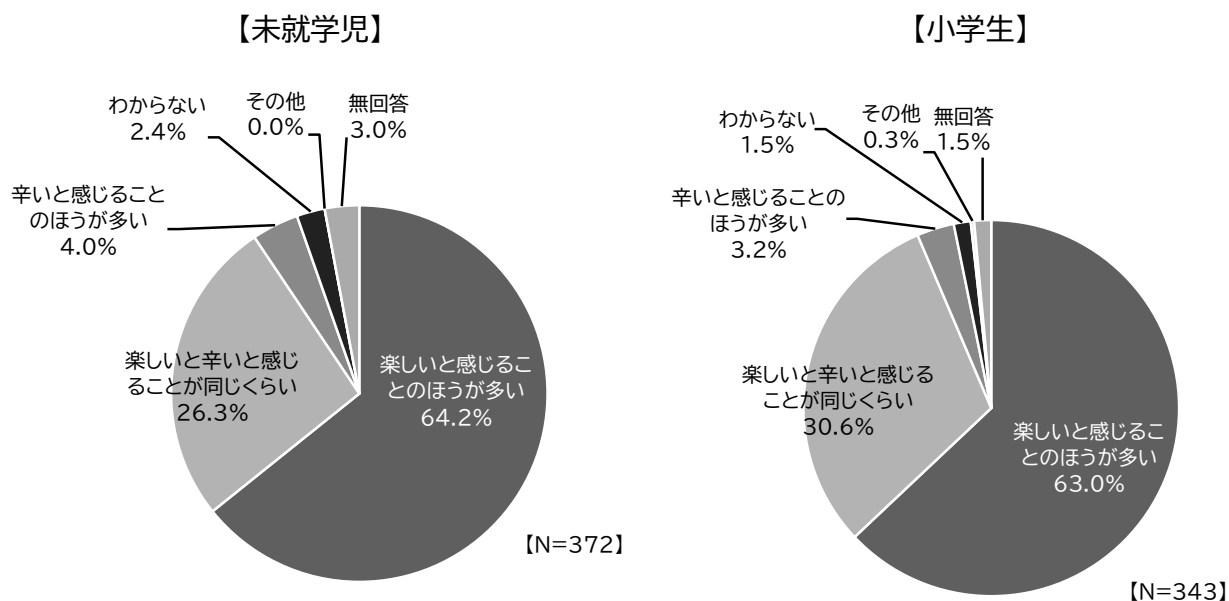
③ 子育てについて気軽に相談できるところ(問 13[1]相談できる人がいると回答した人のみ)

「祖父母等の親族」が最も多く、次いで「友人や知人」が続いています。県や市の相談窓口を利用している割合は、未就学児で3.8%、小学生で2.3%と少ない状況です。



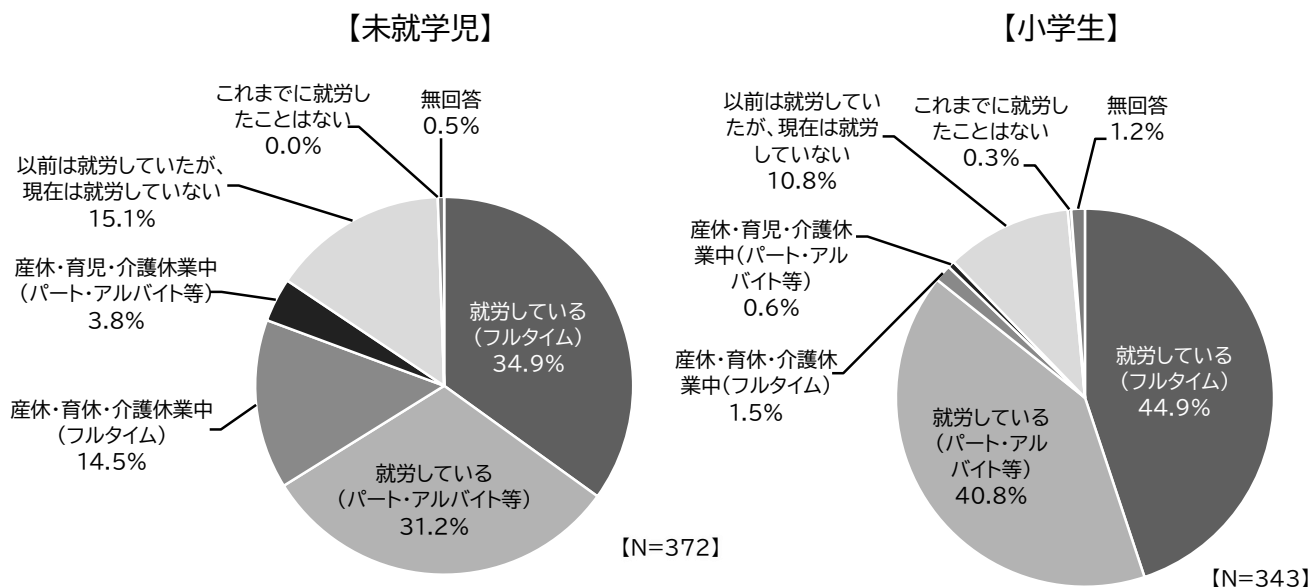
④ 子育てを楽しんでいるか(問 13〔2〕)

「楽しいと感じることの方が多い」割合が多く、未就学児、小学生ともに6割を超えています。
「辛いと感じることの方が多い」割合は、未就学児で4.0%、小学生で3.2%となっています。



⑤ 保護者の就労状況【母親】(問 15)

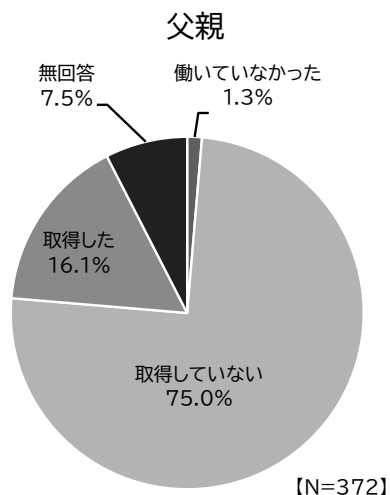
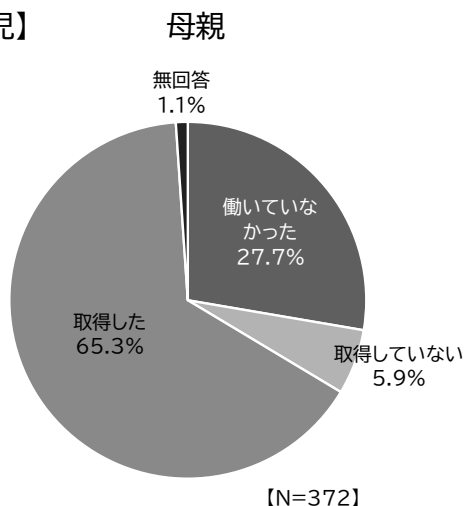
現在就労している割合は、未就学児で6割、小学生で8割を超えています。休業中の割合は、未就学児で2割弱、小学生で2.1%という状況です。就労していない割合は、未就学児で約1.5割、小学生で約1割となっています。



⑥ 職場の子育て両立支援(育児休業の取得状況)(未就学児 問 27 小学生 問 22)

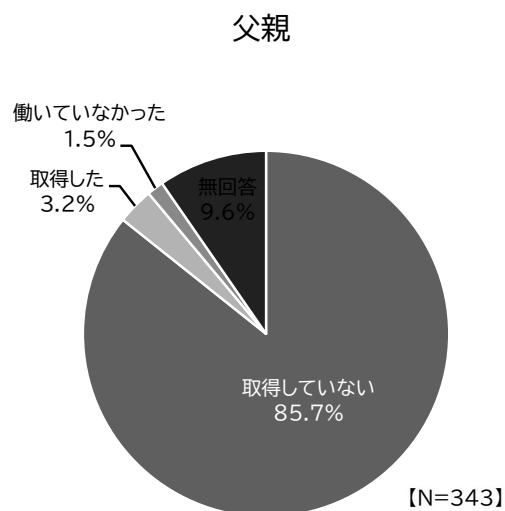
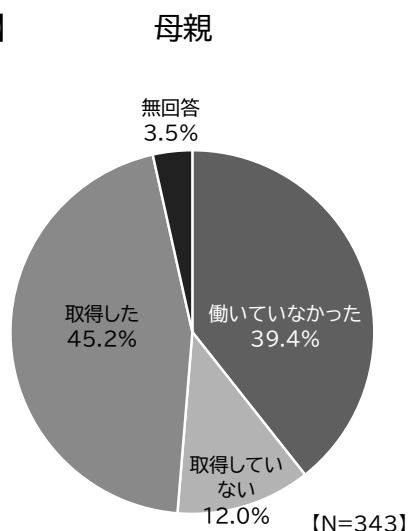
未就学児の母親は、6割以上が育児休業を取得しています。父親は、7割以上が育児休業を取得していない状況で、取得した割合は 16.1%となっています。未就学児の母親は、働いていなかった割合も多く、3割弱となっています。

【未就学児】



小学生の母親は、4割を超える割合が育児休業を取得しています。父親は、8割以上が育児休業を取得していない状況で、取得した割合は、3.2%となっています。未就学児の母親は、働いていなかった割合も多く、4割弱となっています。

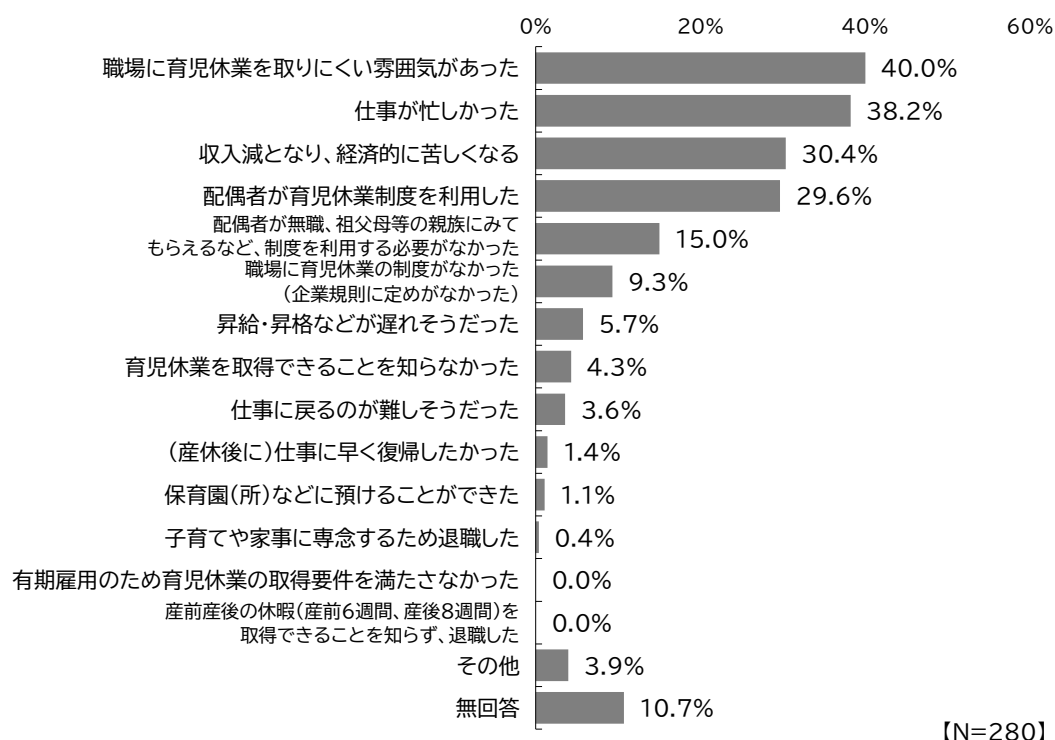
【小学生】



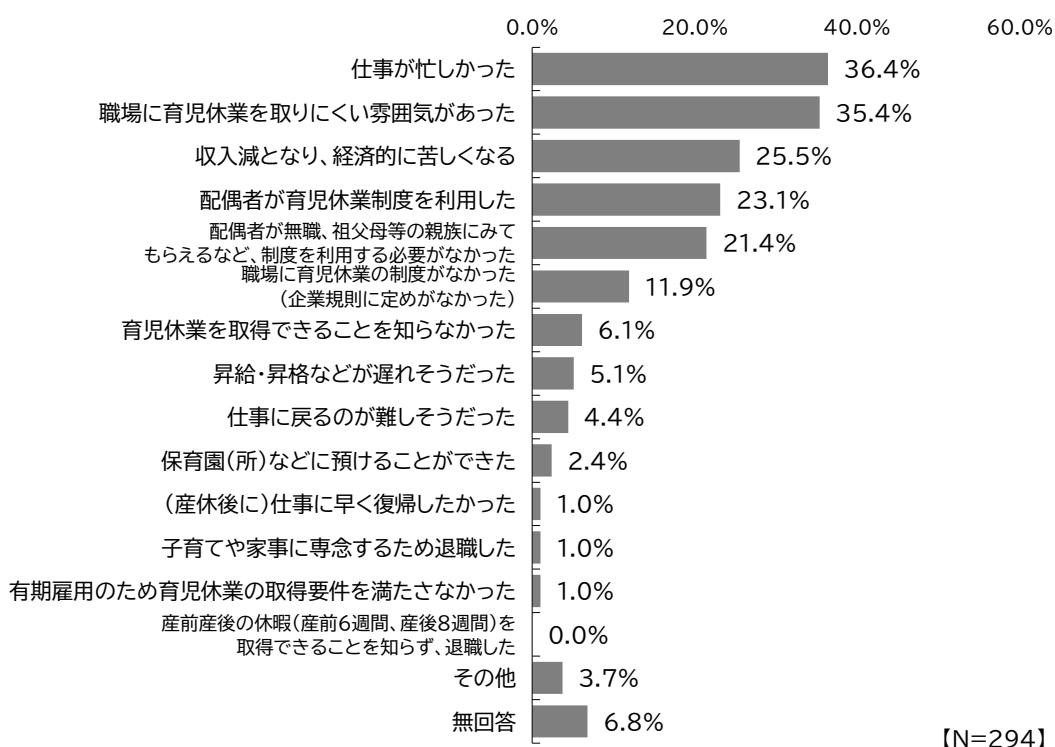
⑦ 育児休業を取得しなかった理由【父親】(未就学児 問 27〔1〕 小学生 問 22〔1〕)

未就学児の父親が、育児休業を取得しなかった理由は、「取りにくい雰囲気があった」が最も多く、次いで「仕事が忙しかった」が続いています。小学生の父親は、「仕事が忙しかった」が最も多く、次いで「取りにくい雰囲気があった」が続いています。経済的な事情から育児休業を取らなかった割合は、未就学児で 30.4%、小学生で 25.5%となっています。

【未就学児】



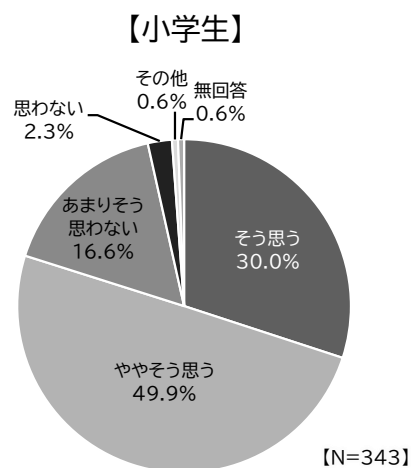
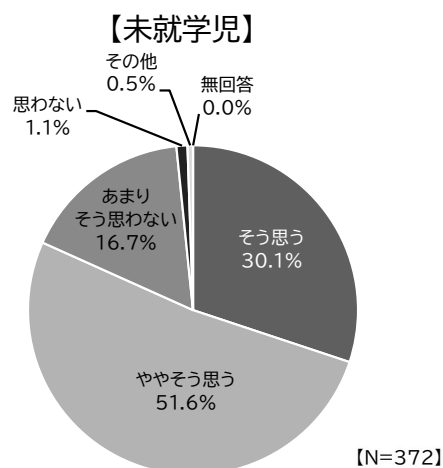
【小学生】



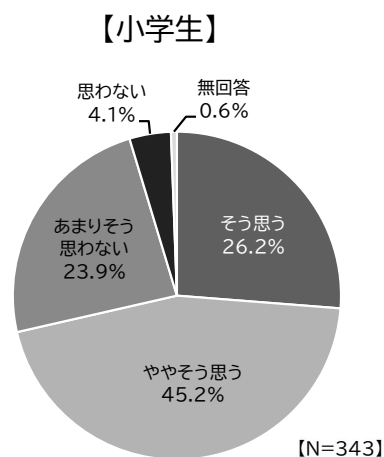
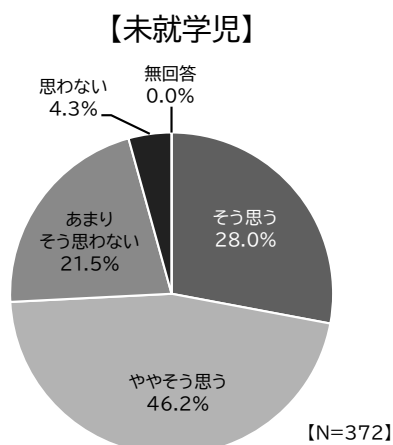
⑧ 子育て環境について(未就学児 問 28〔1～4〕 小学生 問 23〔1～4〕)

子育て環境全般についての未就学児、小学生の保護者の意識は、以下のような状況です。

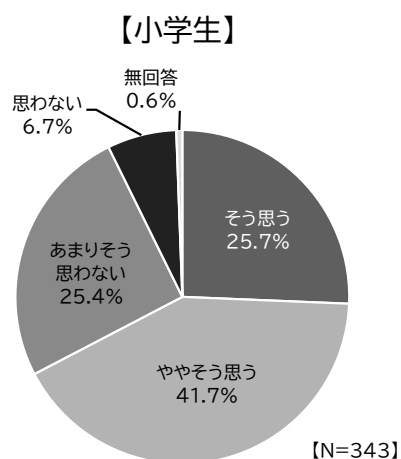
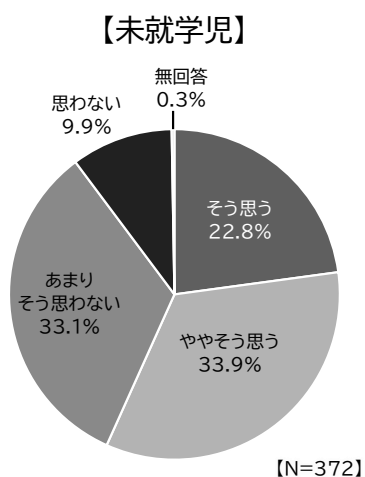
こどもを生み育てるのに安心な環境と思う



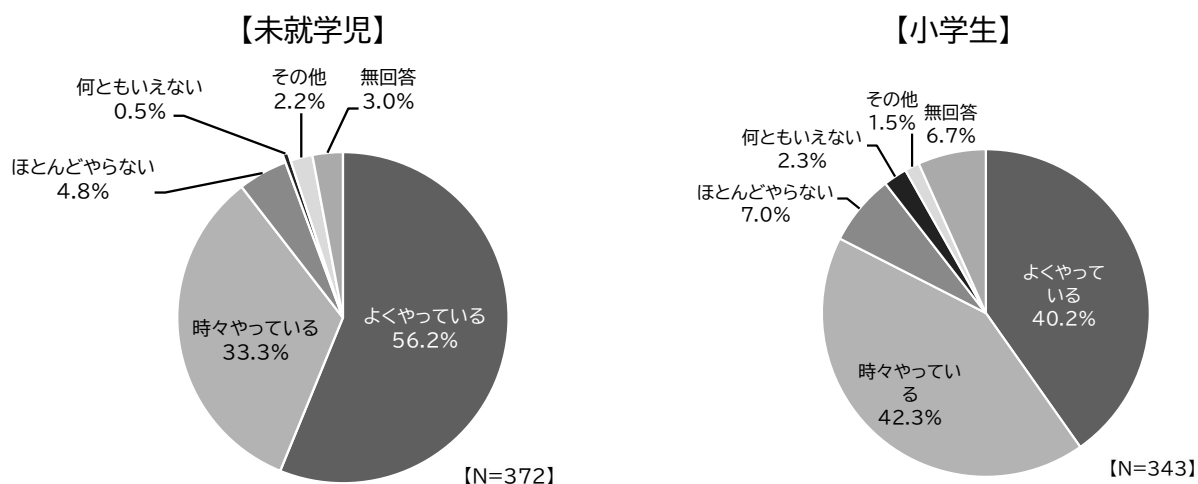
こどもが安心して遊べる場所がある



安心して市内の医療機関でこどもを受診させられる



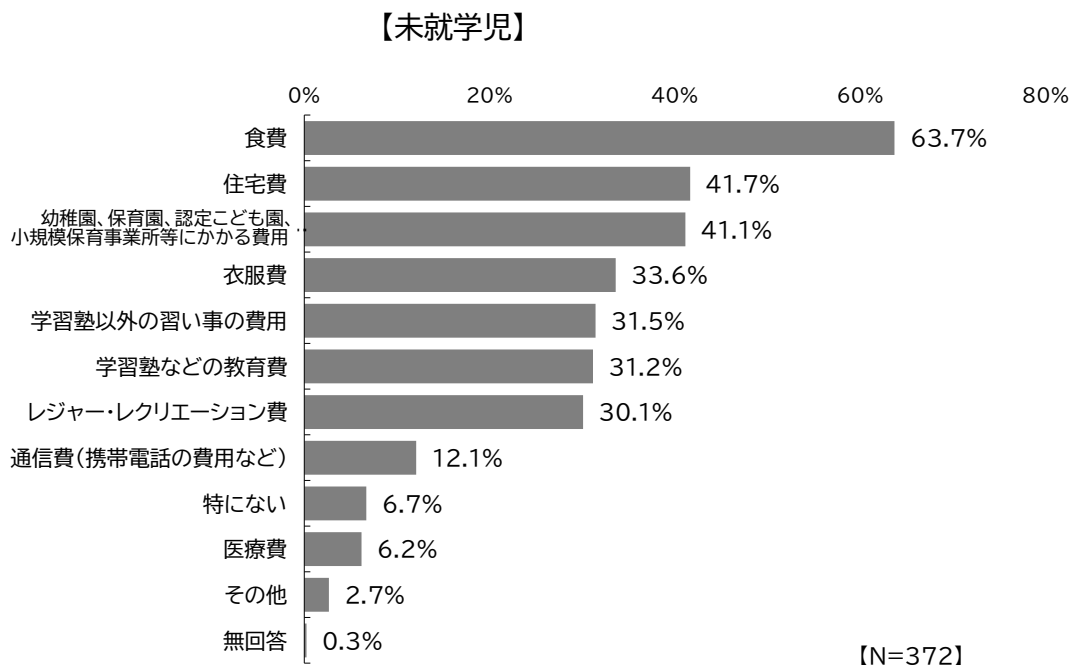
父親の育児の取組状況（ひとり親家庭を除く）

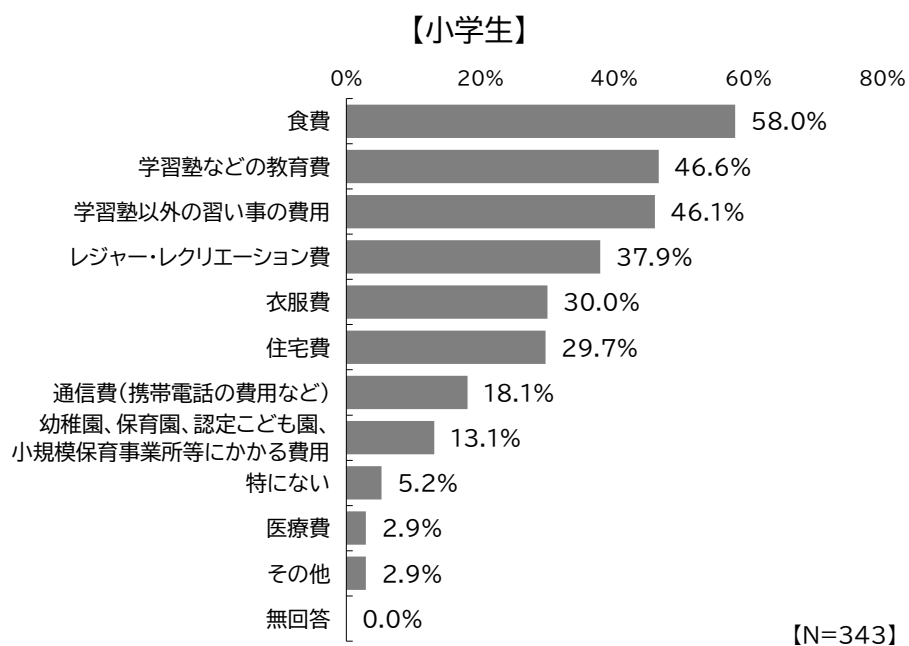


⑨ こどもの教育にかかる経済的負担について（未就学児 問 29 小学生 問 24）

未就学児、小学生ともに「食費」が最も多くそれぞれ 63.7%、58.0%となっています。次いで、未就学児は「住宅費」で 41.7%、小学生は「学習塾などの教育費」46.6%となっています。

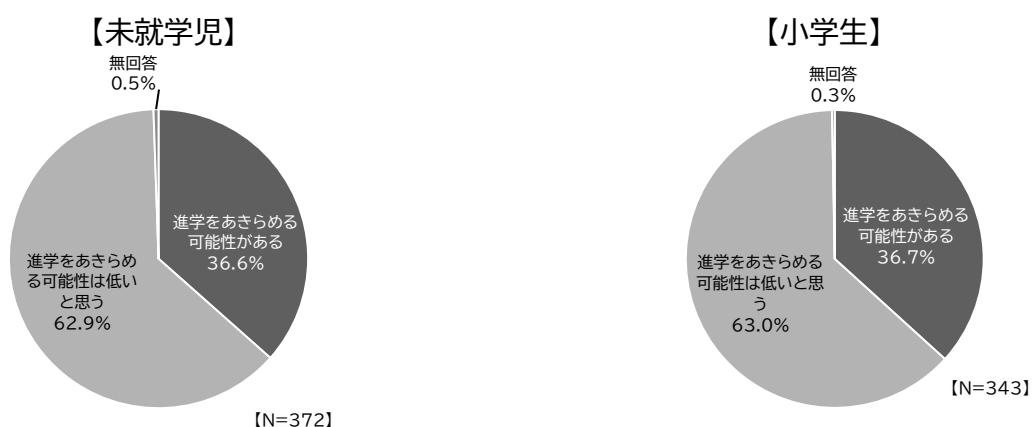
未就学児では、その他に幼稚園保育園等にかかる費用が負担となっていますが、小学生では、習いごとやレジャーなど、こどもの自主学習や体験にかかる費用が負担となっていることがうかがえます。





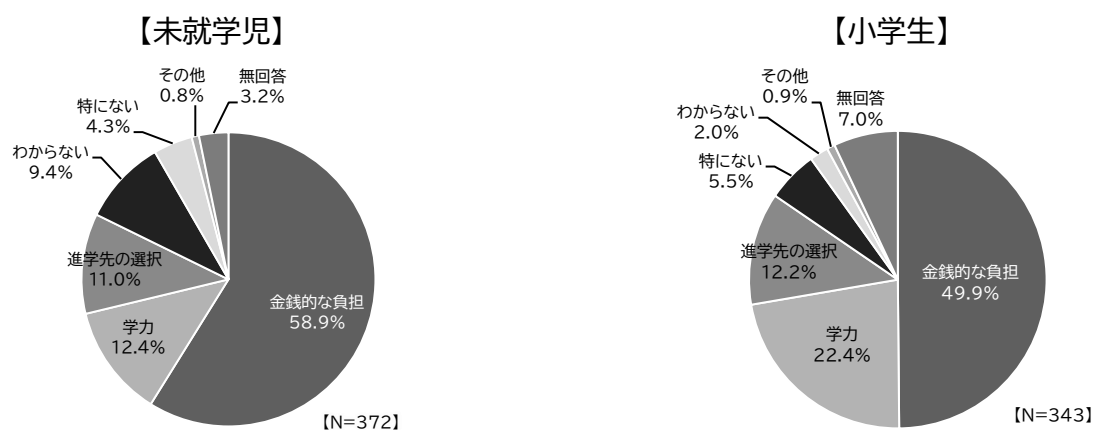
⑩ 経済的な理由により、こどもが進学をあきらめる可能性(未就学児 問 31 小学生 問 26)

未就学児、小学生ともに「進学をあきらめる可能性がある」割合が 3.5 割となっています。



⑪ 将来希望する学校まで進学させる際、もっとも心配なこと(未就学児 問 32 小学生 問 27)

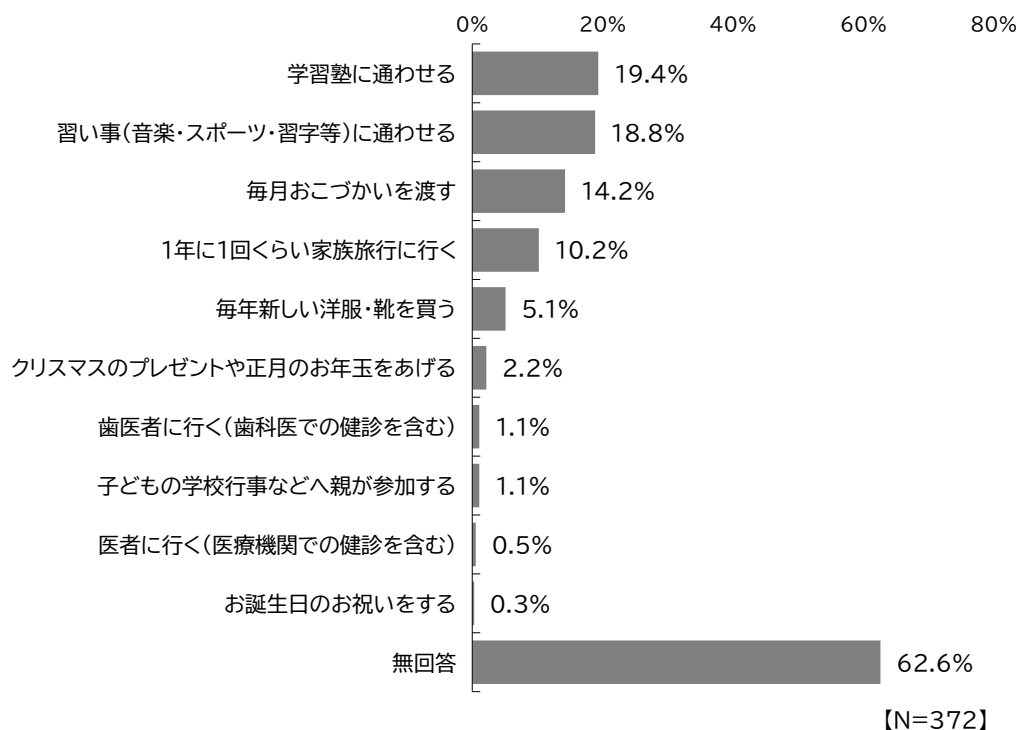
未就学児、小学生ともに「金銭的な負担」の割合が最も多く、未就学児では6割、小学生では、5割となっています。



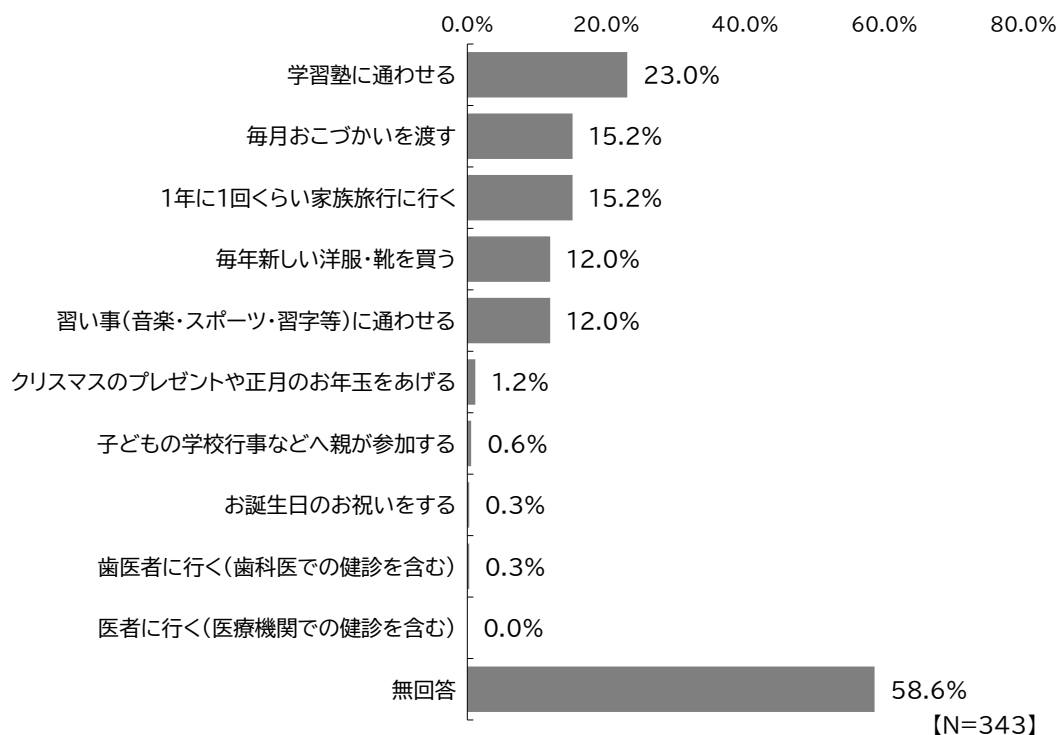
⑫ 経済的な理由からこどもに行うことが困難なもの(未就学児 問39 小学生 問 34)

未就学児、小学生ともに「学習塾に通わせる」が最も多く、それぞれ2割程度となっています。

【未就学児】



【小学生】



②若い世代アンケート結果概要

調査の目的	計画の策定にあたって、若い世代を取り巻く環境、生活の実態を把握するとともに、こども・若者の視点に立った計画となるよう、意識や意見を収集しました。
調査対象	住民基本台帳により無作為抽出した、市内に在住する若い世代の方 1,000 名 (小学5年生、中学2年生、18 歳から 24 歳の方)
調査方法	郵送によるアンケート調査票の配布、 郵送及びオンラインによる回答の回収
調査期間	令和6年5月2日(木)～5月15日(水)
回収率	配布数 1,000 票 有効回収数(N) 249 票 有効回収率 24.9%

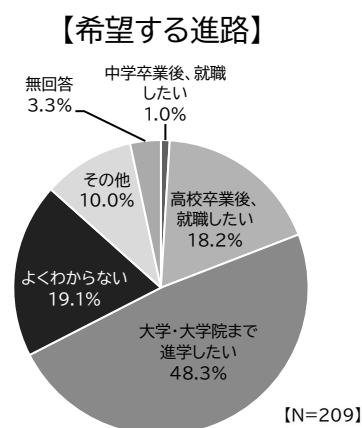
① 放課後(就業後)から帰宅までの居場所(問8)

全体では、「どこにも寄らずに家に帰る」が 7 割程度と最も多くなっています。小学5年生は、「どこにも寄らずに家に帰る」が8割で、塾や友人の家、家の近所（公園など）がそれぞれ5%程度となっています。中学2年生も「どこにも寄らずに家に帰る」が7割で最も多く、続いて部活やサークル活動が5割程度となっています。18 歳以上は、「どこにも寄らずに家に帰る」が5割程度と最も多くなっていますが、アルバイトや商業施設等、居場所は様々なことがうかがえます。

	N	どこにも寄らずに家に帰る	部活やサークルの活動場所	塾や予備校、習い事教室	友人の家	家の近所（公園など）	アルバイト	公民館や図書館などの公共施設	ショッピングセンターなどの商業施設	カフェやファーストフード店などの飲食店	その他	無回答
全体	209	68.9%	26.8%	8.1%	6.2%	4.8%	4.8%	3.8%	3.3%	1.4%	2.4%	3.8%
居住地	河城小学校	30	80.0%	13.3%	6.7%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	6.7%
	堀之内小学校	31	77.4%	29.0%	3.2%	3.2%	0.0%	9.7%	0.0%	3.2%	0.0%	6.5%
	加茂小学校	28	57.1%	39.3%	14.3%	14.3%	3.6%	10.7%	0.0%	3.6%	3.6%	0.0%
	六郷小学校	41	68.3%	29.3%	12.2%	7.3%	2.4%	4.9%	2.4%	0.0%	4.9%	2.4%
	内田小学校	14	64.3%	21.4%	0.0%	14.3%	14.3%	0.0%	7.1%	0.0%	14.3%	14.3%
	横地小学校	10	60.0%	20.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	小笠北小学校	27	77.8%	22.2%	7.4%	3.7%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%
	小笠南小学校	10	40.0%	50.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	小笠東小学校	11	63.6%	18.2%	9.1%	9.1%	9.1%	9.1%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%
年齢	牧之原小学校	3	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	小学5年生	87	79.3%	1.1%	5.7%	6.9%	5.7%	0.0%	0.0%	0.0%	4.6%	5.7%
	中学2年生	81	66.7%	50.6%	8.6%	4.9%	3.7%	0.0%	3.7%	0.0%	1.2%	3.7%
	18歳以上	39	48.7%	35.9%	12.8%	7.7%	5.1%	25.6%	12.8%	17.9%	7.7%	0.0%

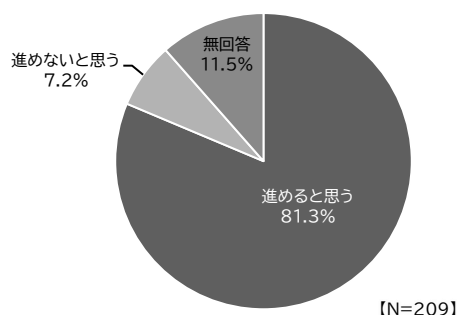
② 進路についての希望(問9, 問10)

「大学、大学院まで進学したい」が5割で最も多くなっています。「高校卒業後就職したい」は2割程度で、「中学卒業後就職したい」が1.0%となっています。



進路について「希望どおりに進めると思う」は8割で、「進めないと思う」は7.2%となっています。「進めないと思う」理由として、小学5年生は、「経済的に希望の進路を進むのは難しいと感じているから」が3割、「家族の事情（世話をしなければならぬ）などがあるから」が16.7%となっています。中学2年生は、「経済的に希望の進路を進むのは難しい」が2割となっています。家庭の事情で希望の進路に進めないと考えているこどもがいることがうかがえます。

【希望どおりに進めそうか】

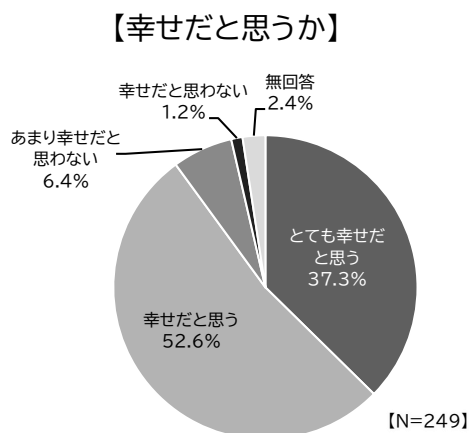


【希望どおりに進めないと思う理由】

	N	実現するためには、たくさんの努力が必要だから	家族の事情（世話をしなければならぬ）などがあるから	経済的に希望の進路を進むのは難しいと感じているから	その他
全体	15	60.0%	6.7%	26.7%	20.0%
居住地	河城小学校	3	66.7%	33.3%	0.0%
	堀之内小学校	1	0.0%	0.0%	100.0%
	加茂小学校	3	0.0%	0.0%	33.3%
	六郷小学校	3	66.7%	0.0%	66.7%
	内田小学校	1	100.0%	0.0%	0.0%
	横地小学校	0	0.0%	0.0%	0.0%
	小笠北小学校	2	100.0%	0.0%	50.0%
	小笠南小学校	0	0.0%	0.0%	0.0%
	小笠東小学校	1	100.0%	0.0%	0.0%
年齢	牧之原小学校	0	0.0%	0.0%	0.0%
	小学5年生	6	50.0%	16.7%	33.3%
	中学2年生	9	66.7%	0.0%	22.2%
	18歳以上	0	0.0%	0.0%	0.0%

③ 日常的に幸せを感じているか(問 11)

「とても幸せだと思う」と「幸せだと思う」を合わせると、幸せだと感じていることも・若者は、9割となっています。



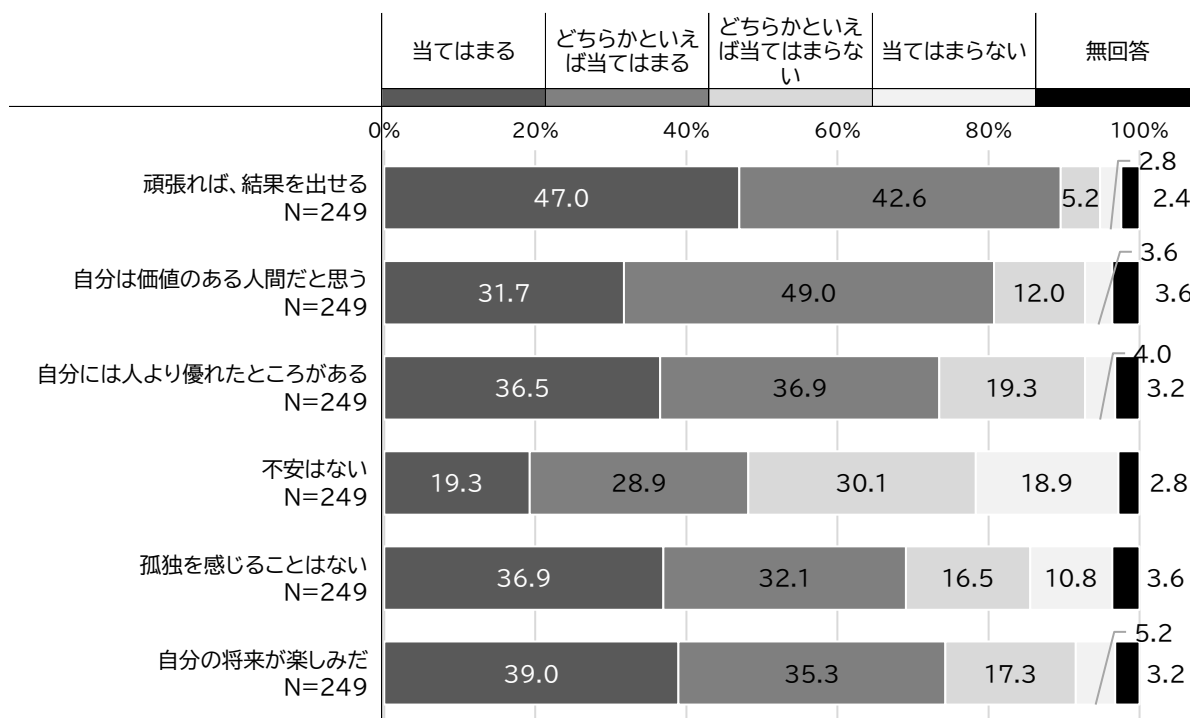
幸せを感じるのは、小学5年生は、「友だちと一緒にいるとき」が最も多く8割程度となっています。他に「家族と一緒に過ごしているとき」「ゲームをしているとき」が続いています。中学2年生は、「友だちと一緒にいるとき」が最も多く、8割を超えています。他に「家族と一緒に過ごしているとき」「ゲームをしているとき」が続いています。18歳以上では、「友だちと一緒にいるとき」が最も多く7割を超えています。他に「音楽を聞いているとき」「家族と一緒に過ごしているとき」が続いています。

【どんな時に幸せを感じるか】

	全体	小学5年生	中学2年生	18歳以上
N=	249	87	84	76
友だちと一緒にいるとき	79.5%	79.3%	83.3%	75.0%
家族と一緒に過ごしているとき	66.7%	77.0%	65.5%	55.3%
ゲームをしているとき	60.6%	73.6%	65.5%	39.5%
音楽を聞いているとき	54.6%	40.2%	63.1%	60.5%
インターネットをしているとき	47.4%	37.9%	59.5%	44.7%
テレビを見ているとき	39.0%	49.4%	45.2%	18.4%
部活動や習い事をしているとき	33.3%	34.5%	50.0%	13.2%
本を読んでいるとき	32.1%	33.3%	41.7%	19.7%
買い物をしているとき	30.5%	17.2%	44.0%	30.3%
ひとりでいるとき	28.5%	18.4%	34.5%	32.9%
住んでいる場所の行事に参加するとき	17.3%	21.8%	26.2%	1.3%
勉強しているとき	11.2%	12.6%	10.7%	9.2%
楽しさを感じるときはない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	7.2%	4.6%	8.3%	9.2%
無回答	2.0%	3.4%	2.4%	0.0%

④ 自分自身について(問 13)

全体をみると、自己肯定感が低い回答は少なくなっています。不安については、不安が「ある」「なし」それぞれ約半分の割合になっています。割合としては、少ないものの、各項目から見えるように、自己肯定感が低い若者が一定数いることがうかがえます。



⑤ 好きなことをする時間の有無(問 15)

全体では、「ある」と「ときどきある」を合わせて好きなことをする時間がある割合は、約9割となっています。年齢が上がるにつれ、「ない」の割合が多くなっており、「あまりない」と「ない」を合わせた割合は、小学5年生は2.3%、中学2年生は8.3%、18歳以上は13.1%となっています。

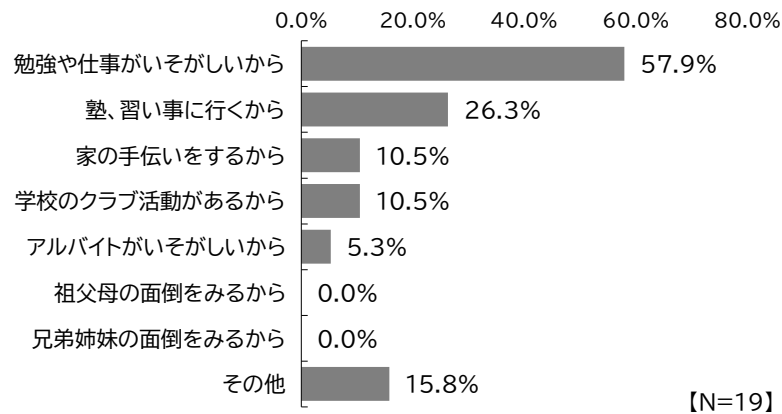
【好きなことをする時間はあるか】

	N	ある	ときどきある	あまりない	ない	無回答
全体	249	69.9%	19.7%	6.8%	0.8%	2.8%
小学5年生	87	78.2%	14.9%	2.3%	0.0%	4.6%
中学2年生	84	69.0%	20.2%	8.3%	0.0%	2.4%
18歳以上	76	60.5%	25.0%	10.5%	2.6%	1.3%

好きなことをする時間がない理由としては、「勉強や仕事が忙しいから」が最も多く約6割となっています。他に「塾・習い事に行くから」が3割、「学校のクラブ活動」が1割と続いており、忙しいものの、自分のために時間を使っていることがうかがえます。

一方で、「家の手伝いをするから」が、「学校のクラブ活動」と同じ割合となっており、自分のためでなく、家庭のために時間を使っていることができないことも・若者がいることがうかがえます。

【好きなことをする時間がない理由】(時間がないと答えた人のみ)



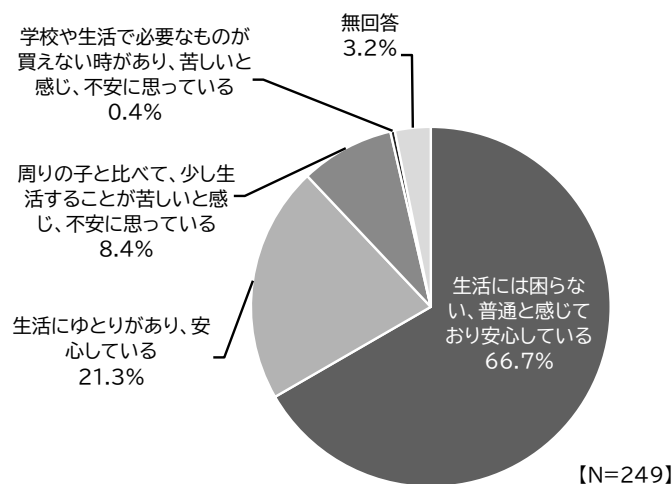
⑥ 家の手伝いや家族の面倒をみることをどのように感じているか(問 16)

「負担に感じることはない」以外の「自由な時間が欲しいと感じる時はある」「負担に感じている」と「辛くてもやっている」を合わせて、家の手伝いや家族の面倒をみることを負担に感じている割合は、全体で 43.7%となっています。18 歳以上では「辛くてもやっている」が 1.3%となっています。

	N	家族なので、助け合いは当たり前で、負担に感じることはない	家族なので、助け合いは大切だが、友達と遊んだり、自分の自由な時間が欲しいと感じる時はある	本当は自分のために時間を使いたいので、手伝いや家族の面倒をみることを負担に感じている	自分が手伝いや家族の面倒をみないと誰もうる人がいないので、辛くてもやっている	その他	無回答
全体	249	49.8%	35.7%	7.6%	0.4%	3.6%	2.8%
小学5年生	87	48.3%	41.4%	3.4%	0.0%	2.3%	4.6%
中学2年生	84	56.0%	28.6%	10.7%	0.0%	1.2%	3.6%
18歳以上	76	43.4%	38.2%	9.2%	1.3%	7.9%	0.0%

⑦ 生活にかかるお金について感じていること(問 18)

「安心している」と回答した生活に困っていない割合は、9割程度となっています。一方で「少し苦しい」は、8.4%、「必要なものが買えない時があり、苦しい」は 0.4%となっており、経済的な不安を感じています。



⑧ 学校での辛い経験(問 25)

「友達とのけんか」が2割程度となっており、他に「いじめを受けた」「成績が悪い」が14.5%と多くなっています。「体罰やハラスメントを受けた」は、全ての年代で一定程度割合いることがうかがえます。

	N	友達とのけんか	いじめを受けた	成績が悪い	クラスでの孤立	先生との関係が悪い	体罰やハラスメントを受けた	通学が長い間できない(体調不良以外)	その他	無回答
全体	249	18.1%	14.5%	14.5%	6.0%	5.6%	2.8%	1.2%	14.5%	39.4%
小学5年生	87	23.0%	11.5%	6.9%	0.0%	5.7%	1.1%	0.0%	19.5%	39.1%
中学2年生	84	19.0%	14.3%	17.9%	7.1%	2.4%	2.4%	1.2%	15.5%	42.9%
18歳以上	76	11.8%	17.1%	19.7%	11.8%	9.2%	5.3%	2.6%	6.6%	36.8%

⑨ いじめの経験(問 25)

「見たり、聞いたりしたことがある」を含め、何らかのいじめの経験があるのは、3割となっています。

	N	いじめたことがある	いじめを見たり、聞いたりしたことがある	いじめられたことがある	いじめたことがあるし、いじめられたこともある	いじめは、全く経験したことがない	無回答
全体	249	1.6%	13.7%	12.9%	2.8%	63.5%	5.6%
小学5年生	87	2.3%	6.9%	13.8%	1.1%	66.7%	9.2%
中学2年生	84	1.2%	17.9%	10.7%	2.4%	63.1%	4.8%
18歳以上	76	1.3%	17.1%	13.2%	5.3%	60.5%	2.6%

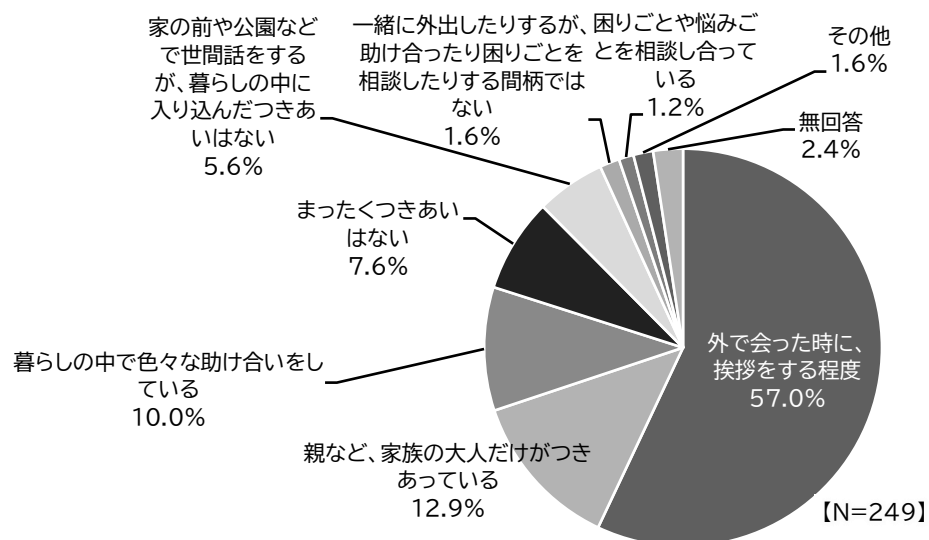
⑩ 日常生活においての自分の居場所(問 27)

「自宅」が最も多く8割となっています。他に「自分の部屋」が6割、「友人との交流」が5割と続いています。中学2年生以上で、「インターネットでの友人との交流」の割合が2割を超え、多くなっています。「住んでいる地域との関わり」は小学5年生、中学2年生では1割を超えていますが、18歳以上では、6.6%と少なくなっています。

	N	自宅	自分の部屋	友人との交流	学校(自分のクラス)	学校(部活動やサークル活動)	インターネット(SNS)での友人との交流	住んでいる地域との関わり	居場所がないと感じている	その他	無回答
全体	249	80.3%	58.6%	49.4%	39.8%	24.5%	14.5%	11.2%	0.4%	1.6%	0.8%
小学5年生	87	86.2%	42.5%	39.1%	47.1%	13.8%	2.3%	14.9%	0.0%	2.3%	1.1%
中学2年生	84	81.0%	69.0%	58.3%	54.8%	44.0%	21.4%	11.9%	0.0%	1.2%	1.2%
18歳以上	76	72.4%	65.8%	51.3%	14.5%	15.8%	21.1%	6.6%	1.3%	1.3%	0.0%

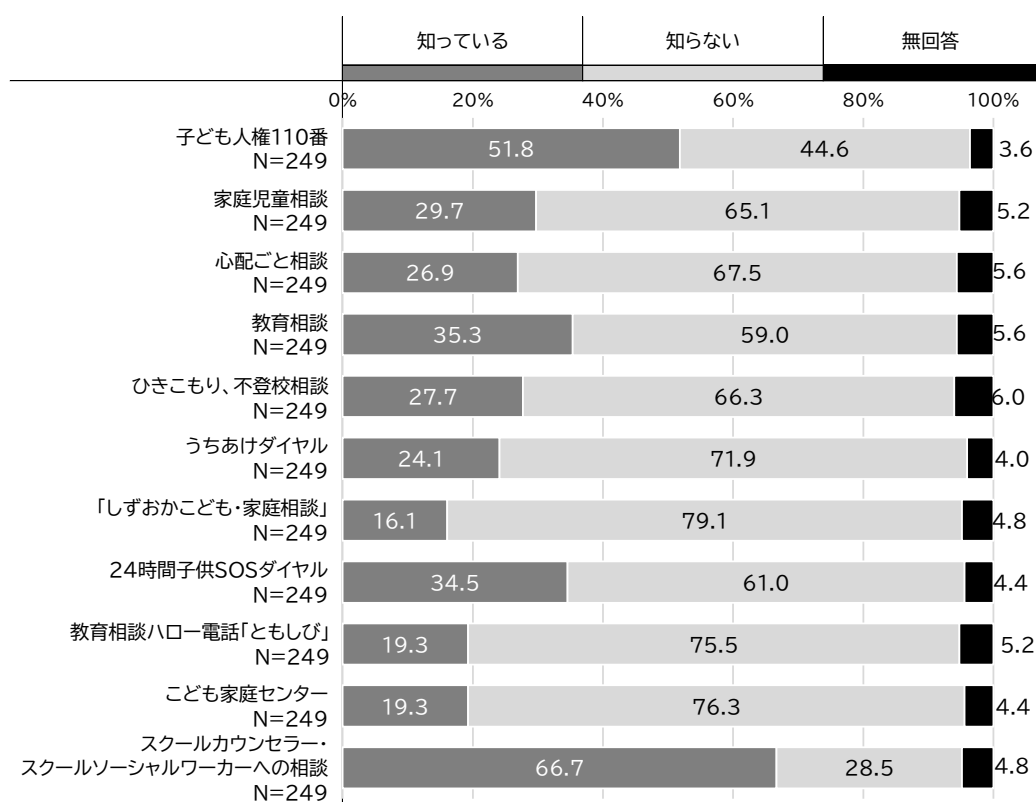
⑪ 地域や近所の人とどのような関わり方をしているか。(問 28)

「外で会った時に挨拶する程度」が約6割となっています。「暮らしの中で色々な助け合いをしている」と「困りごとや悩みごとを相談し合っている」を合わせて、地域で助け合ったり、相談している割合は、1割程度となっています。



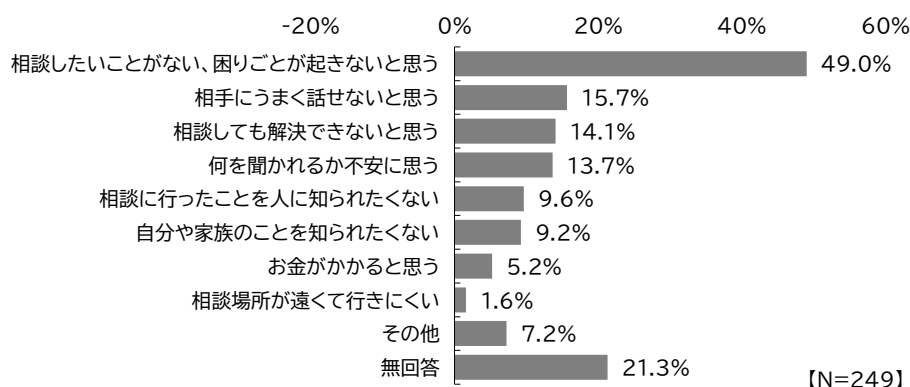
⑫ 市の相談サービスについて認知度(問 47)

相談窓口について、「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー」の認知度は7割と高くなっていますが、「しずおかこども・家庭相談」の認知度は16.1%、「教育相談ハロー電話「ともしび」」と「こども家庭センター」の認知度は19.3%となっており、認知度が低い状況です。



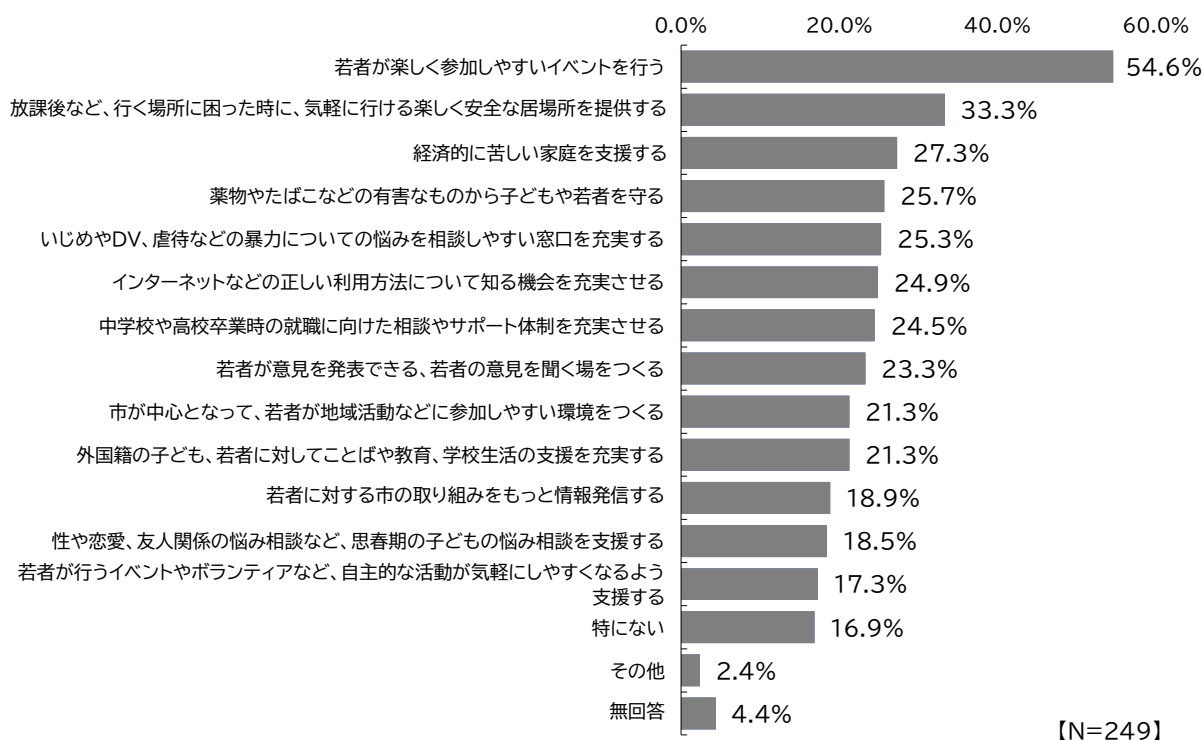
⑬ 相談サービスを利用したくない理由(問 48)

「相談したいことがない、困りごとが起きないと思う」が最も多く、5割となっています。一方で、「相手にうまく話せないと思う」が 15.7%、「相談しても解決できないと思う」14.1%、「何を聞かれるか不安に思う」が 13.7%となっており、相談窓口を利用することによるメリットや、具体的な利用イメージを持っていないこども・若者が多いことがうかがえます。また、相談した時の秘密保持や費用について不安を感じており、相談しないという回答も一定数いることがうかがえます。



⑭ こどもや若者に対する菊川市の取組について、望むこと(問50)

「若者が楽しく参加しやすいイベントを行う」が5割程度と最も多くなっています。次いで「放課後など、行く場所に困った時に、気軽に行ける楽しく安全な居場所を提供する」、「経済的に苦しい家庭を支援する」が3割程度と続いています。こども・若者の安全な暮らしを守る取組の他に、若者の意見を聞く場や市が主導して、若者の地域活動への参加を促進する取組についても望んでいるこども・若者がいることがうかがえます。



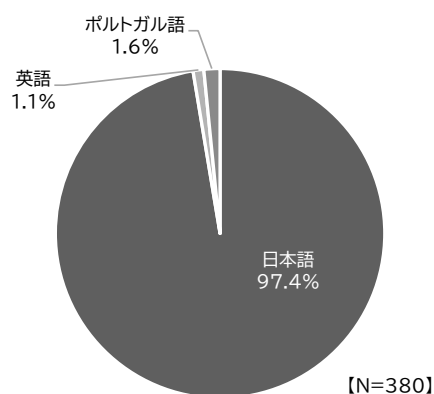
③子どもの生活状況調査結果概要

【保護者へのアンケート】

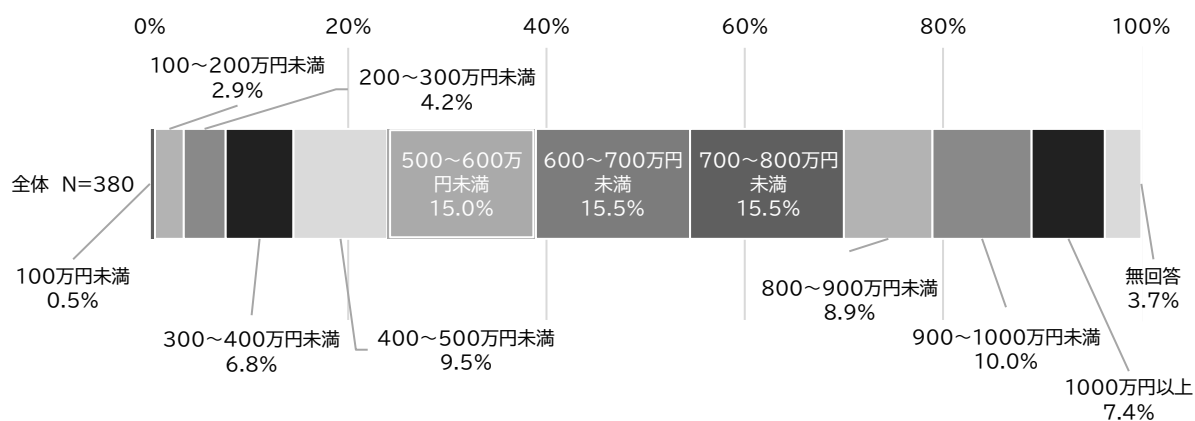
調査の目的	切れ目のないこども・子育て支援施策の推進を図るため、こどもの生活実態や支援制度の利用状況等を把握し、こどもの貧困に関する支援制度について、「菊川市こども計画」に反映させるため、アンケートを実施しました。
調査対象	小学校5年生と中学2年生の保護者全員(児童・生徒総数 835 名)
調査方法	学校を通して、対象児童と保護者宛のアンケート依頼書を配布 オンラインによる回答の回収
調査期間	令和5年6月26日～令和5年7月14日
回収率	配布数 835票 有効回収数(N) 380票 有効回収率 45.5%
貧困世帯の定義	国や近隣市町の調査を準用して、年間収入が400万円以下(全体の下位層 15%)を貧困世帯と定義した。その他を非貧困世帯とする。 貧困世帯 55件 非貧困世帯 311件

① 回答言語

日本語が 97.5%、英語が 1.1%、ポルトガル語が 1.6%となっています。

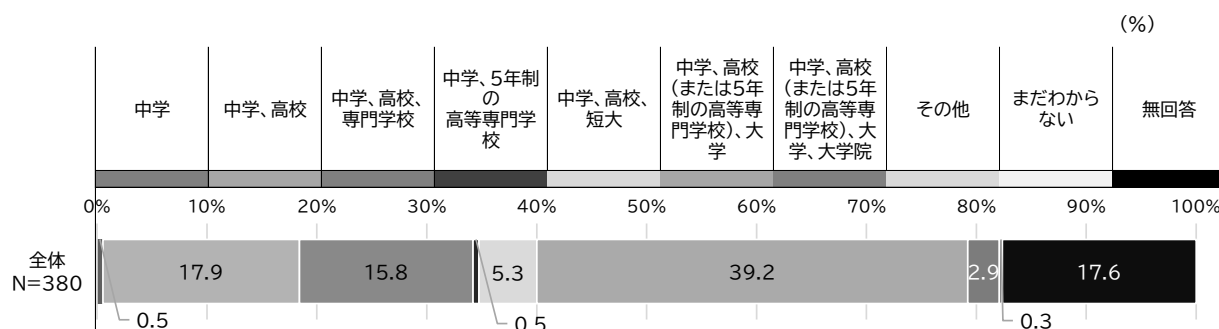


② 世帯年収(問 26)



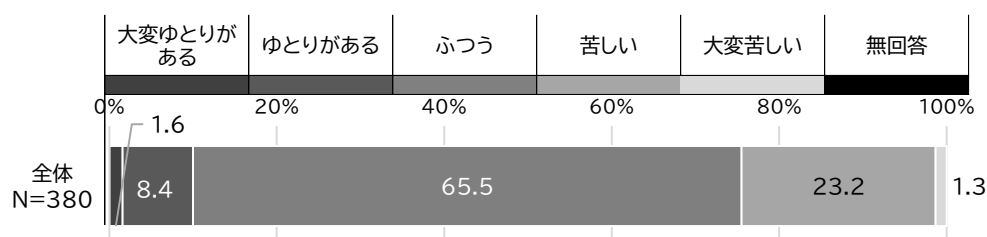
③ こどもの進学の見込み(問5)

「大学まで進学する見込み」が39.2%で最も多く、「高校まで」が17.9%、「高校卒業後、専門学校まで」が15.8%と続いています。



④ 現在の暮らしの状況について(問9)

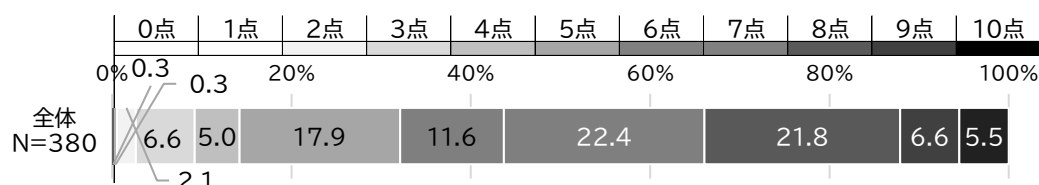
暮らしの状況について、65.5%が「ふつう」と回答しています。「苦しい」が23.2%、「大変苦しい」が1.3%となっています。



⑤ 現在の暮らしの状況について(満足度の11段階評価)(問12)

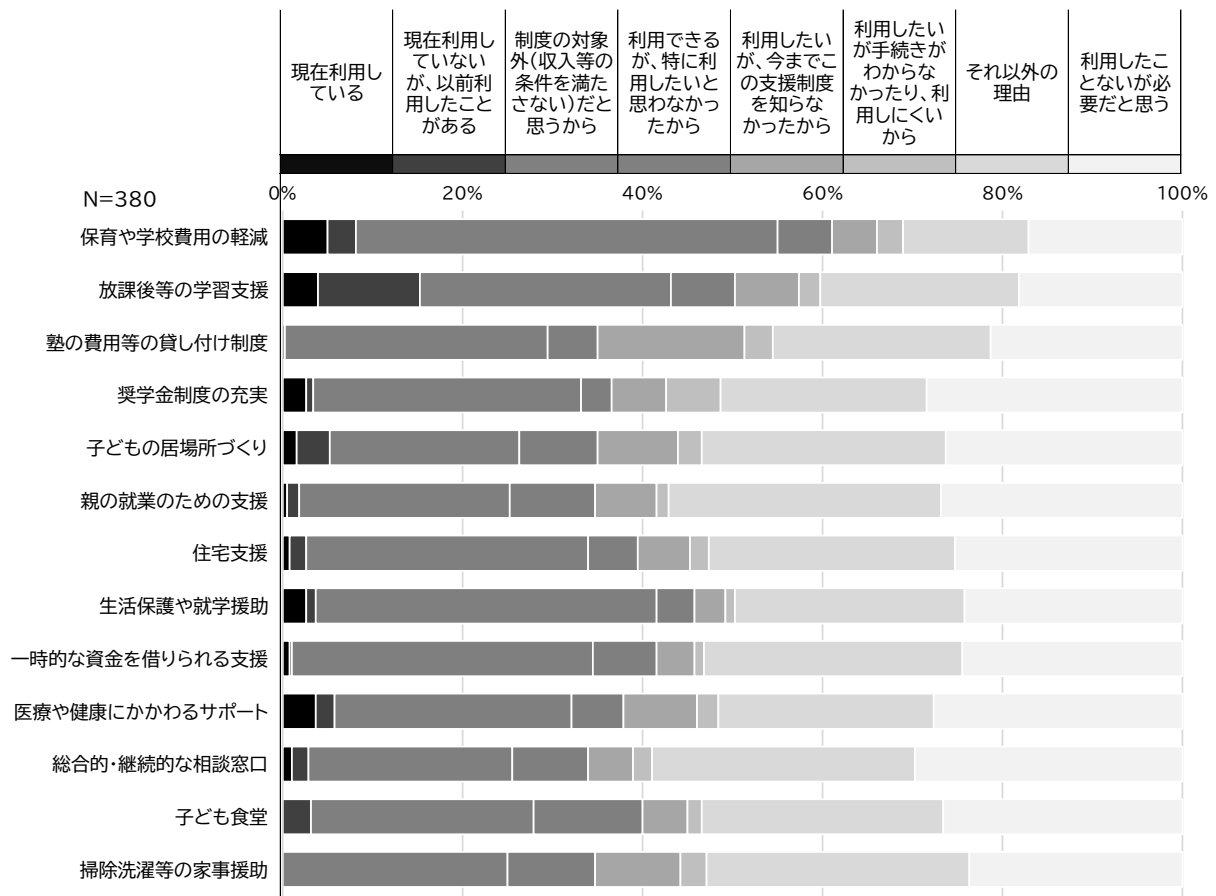
0点から10点で暮らしの満足度についてお聞きしたところ、6点から7点の評価が多くなっています。満足度が8点以上は、33.9%となっています。

※0点と1点がそれぞれ0.3%



⑥ 支援制度の利用状況(問 13)

制度を利用していない割合が高く、その理由としては、制度の対象外と考えている人が多いことがうかがえます。



	利用	非利用→							(%)
	現在利用している	現在利用していないが、以前利用したことがある	制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思いうから	利用できるが、特に利用したいと思わなかったから	利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから	利用したいが手続きがわからなかったり、利用しにくいから	それ以外の理由	利用したことがないが、必要だと思う	
保育や学校費用の軽減	5.0	3.2	46.8	6.1	5.0	2.9	13.9	17.1	
放課後等の学習支援	3.9	11.3	27.9	7.1	7.1	2.4	22.1	18.2	
塾の費用等の貸し付け制度	0.3	0.0	29.2	5.5	16.3	3.2	24.2	21.3	
奨学金制度の充実	2.6	0.8	29.7	3.4	6.1	6.1	22.9	28.4	
子どもの居場所づくり	1.6	3.7	21.1	8.7	8.9	2.6	27.1	26.3	
親の就業のための支援	0.5	1.3	23.4	9.5	6.8	1.3	30.3	26.8	
住宅支援	0.8	1.8	31.3	5.5	5.8	2.1	27.4	25.3	
生活保護や就学援助	2.6	1.1	37.9	4.2	3.4	1.1	25.5	24.2	
一時的な資金を借りられる支援	0.8	0.3	33.4	7.1	4.2	1.1	28.7	24.5	
医療や健康にかかわるサポート	3.7	2.1	26.3	5.8	8.2	2.4	23.9	27.6	
総合的・継続的な相談窓口	1.1	1.8	22.6	8.4	5.0	2.1	29.2	29.7	
子ども食堂	0.0	3.2	24.7	12.1	5.0	1.6	26.8	26.6	
掃除洗濯等の家事援助	0.0	0.0	25.0	9.7	9.5	2.9	29.2	23.7	

※表は、上部のグラフの数値を示したものです。

⑦ 貧困世帯の状況(保護者への調査結果概要)

貧困世帯の父親の正社員や正規職員の割合は4割で、生活が苦しい状況になっています。貧困世帯の保護者のうち7割が、収入や教育費の経済的な悩みを抱えていることがうかがえます。貧困世帯のこどもの半数は基本的な生活習慣が身についておらず、こどもの友人関係や発育や病気の悩みや心配がある割合が多くなっています。貧困世帯の保護者のうち4割が、奨学金や住宅支援、家事援助の支援サービスが必要と思っていることがうかがえます。

調査項目 (※2:どちらかといえばあてはまるを含む)		回答内容	回答割合(%)	
			貧困世帯	非貧困世帯
世帯構成	使用言語	日本語以外を使用(併用含む)	21.8	2.9
	保護者の就労形態(正社員・正規職員・会社役員)	母親	27.3	37.3
		父親	41.8	91.0
生活状況	現在の暮らしの状況	苦しい又は大変苦しい	40.0	21.9
	食料(嗜好品含まない)	少しでも買えない時があった	41.8	14.8
	電気・ガス・水道の料金	少しでも未払い時があった	27.3	3.5
悩みごとや困りごとについて	こどもに関する悩みがある※2	基本的な生活習慣(あいさつ・規則正しい生活)が身についていない	50.9	26.7
		こどもの良い友人関係が持てていない	21.8	11.2
		こどもの身体の発育や病気が心配である	38.2	19.3
	こどもの進学	高校卒業後に進学を希望する	50.9	66.3
	こどもの進学先の理由	家庭の経済的な状況	4.3	5.1
		一般的な進路だと思う	40.4	29.6
	経済的な悩みがある※2	収入・家計・借金等	72.7	49.5
		教育費	78.1	65.3
	生活や暮らしについて悩みがある※2	家事	56.3	34.4
		住まいや生活環境(公害、安全及び交通事情を含む)	41.8	20.9
支援ニーズ	利用したことはないが必要だと思う	放課後の学習支援	20.0	17.7
		塾の費用等の貸し付け制度	29.1	19.9
		奨学金制度の充実	38.2	26.0
		こどもの居場所づくり	23.8	40.0
		住宅支援	38.2	23.2
		掃除洗濯等の家事援助	38.2	21.2

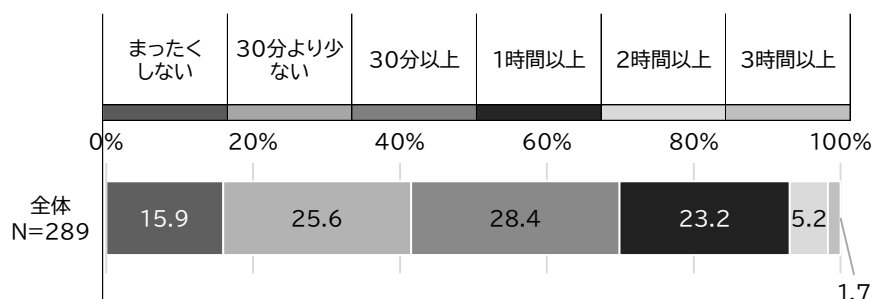
※貧困世帯回答数は55件のため、数値は参考値とする。

【こどもへのアンケート】

調査の目的	切れ目のないこども・子育て支援施策の推進を図るため、こどもの生活実態や支援制度の利用状況等を把握し、こどもの貧困に関する支援制度について、「菊川市こども計画」に反映させるため、アンケートを実施しました。
調査対象	小学校5年生と中学2年生の児童・生徒(児童・生徒総数835名)
調査方法	学校を通して、対象児童と保護者宛のアンケート依頼書を配布 オンラインによる回答の回収
調査期間	令和5年6月26日～令和5年7月14日
回収率	配布数 835票 有効回収数(N) 289票 有効回収率 34.6%
貧困世帯の定義	国や近隣市町の調査を準用して、年間収入が400万円以下(全体の下位層 15%)を貧困世帯と定義した。その他を非貧困世帯とする。 貧困世帯 37 件、非貧困世帯 207 件

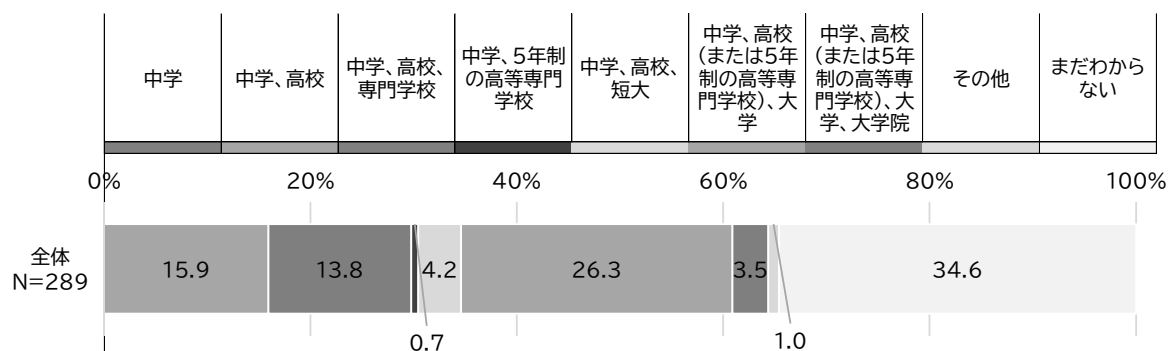
① 土日の勉強時間(問3)

土日の勉強時間は、「1時間以内」の割合が約7割となっています。



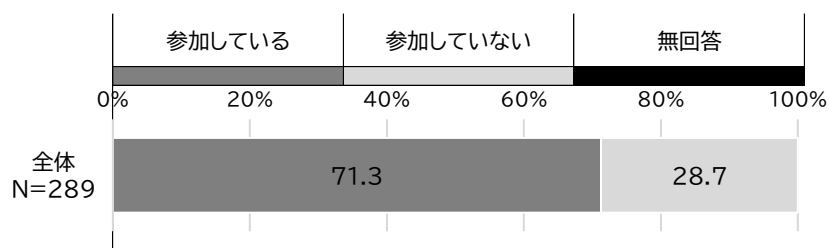
② こども自身の進学希望(問5)

高校卒業後、専門学校や高等専門学校、大学等進学を希望している割合は、5割となっています。中学卒業後の就職希望はありません。「まだわからない」が3割となっています。



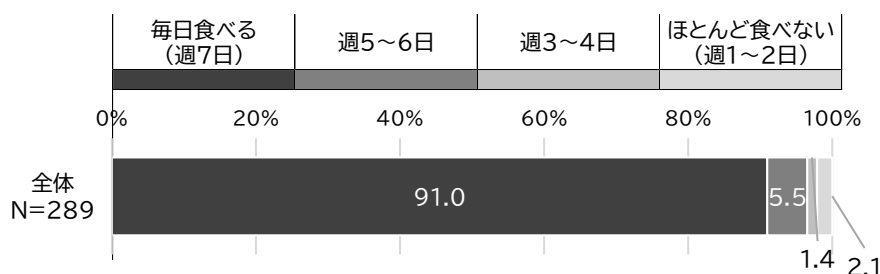
③ 地域のクラブや学校部活(問7)

クラブや部活動を行っている割合が7割となっています。



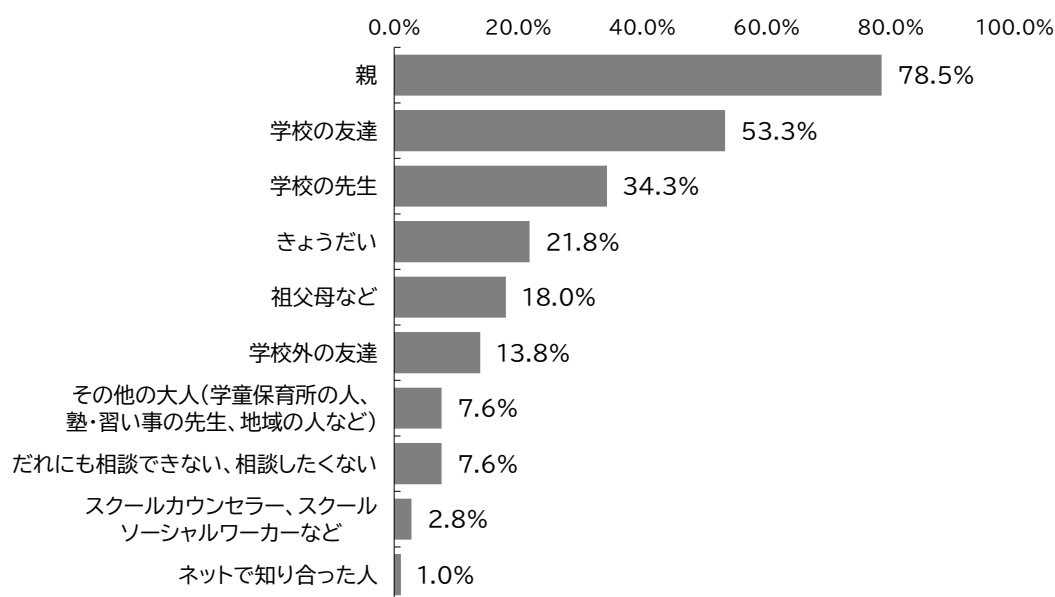
④ 朝食の状況(問9)

朝食を毎日食べる割合が、9割となっています。ほとんど食べないが2.1%となっています。



⑤ 相談相手の有無(問 11)

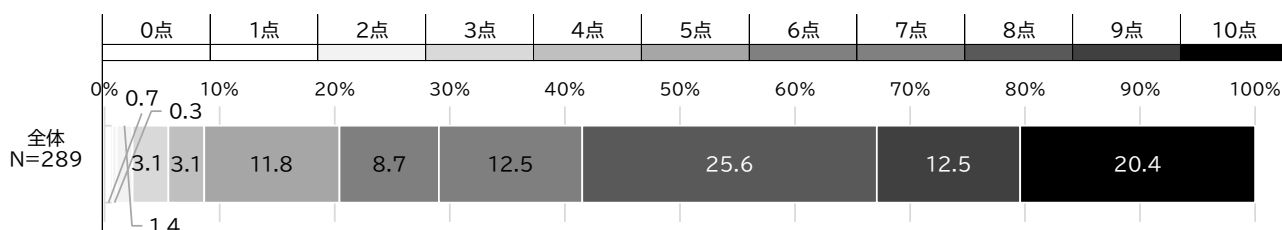
相談する相手としては、「親」が最も多く8割、次いで「学校の友達」が5割、「学校の先生」が3割程度となっています。「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど」が2.8%となっており、市の相談サービスは利用が少ないことがうかがえます。また、「誰にも相談できない」が7.6%となっています。



【N=289】

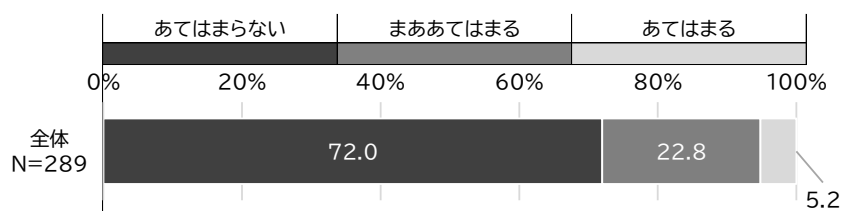
⑥ 生活の満足度(問 12)

1 0点満点中、満足度8点以上の割合は、6割程度となっています。満足度が2点以下の割合は、2.4%となっています。



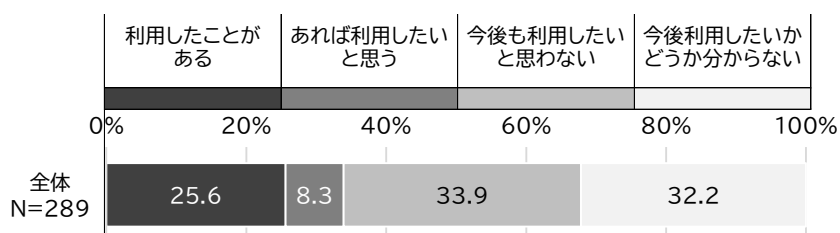
⑦ 人間関係(問 13)

【たいてい一人でいる。大体いつも一人で遊ぶか、人と付き合うことを避ける】に対して、「あてはまらない」割合は、7割となっています。「まああてはまる」と「あてはまる」を合わせて、あてはまる割合は、28.0%となっており、3割程度が一人でおり、人と付き合うことを避ける傾向があることがうかがえます。

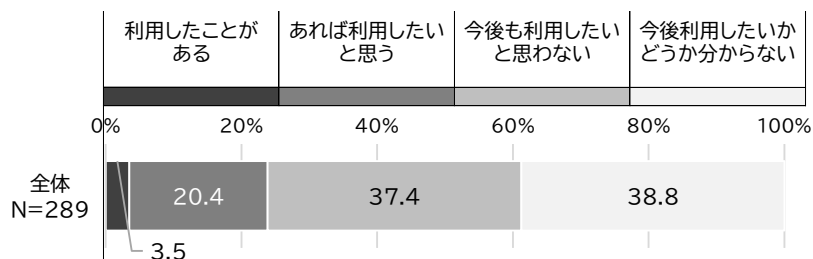


⑧ こども・若者に対する行政サービスの利用の有無(問14)

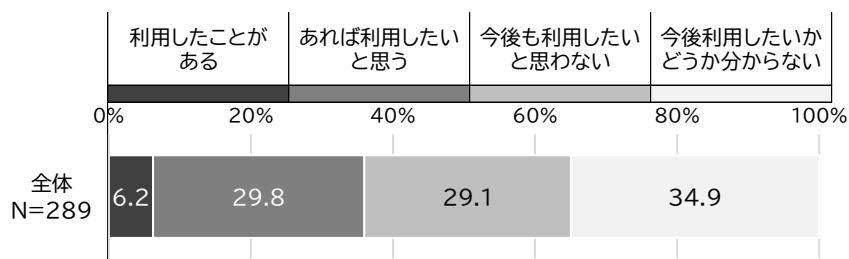
○平日の夜や休日を過ごすことができる場所(学童保育など)



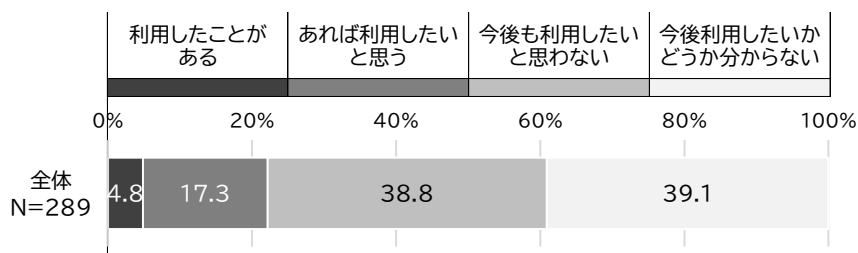
○タご飯を無料か安く食べることができる場所(こども食堂など)



○勉強を無料でみてる場所



○何でも相談できる場所(電話やネットの相談を含む)



⑨ 貧困世帯の状況(こどもへの調査結果概要)

貧困世帯のこどもは、非貧困世帯のこどもに比べ、高校卒業後に進学を希望する割合が少なくなっています。また、生活の満足度も低く、「1人である」・「人と付き合うことを避ける」割合が多くなっています。

調査項目 (※1:複数回答の設問)		回答内容	回答割合(%)	
			貧困世帯	非貧困世帯
学校・勉強	土日祝日の勉強時間	1時間以上	16.2	35.8
	こども自身の進学希望	高校卒業後に進学を希望する	35.1	50.3
	地域のクラブや学校部活	参加している	62.2	71.5
生活	朝食	毎日食べる	78.4	94.2
	就寝時間	午後10時まで	72.9	71.1
性格・行動	生活の満足度(0~10)	8以上(満足度が高い)	44.4	61.0
	こども自身の人間関係について	たいてい一人である、人と付き合うことを避ける	18.9	3.4
相談	相談相手の有無※1	家族(親や兄弟等)	46.8	49.4
		相談相手がいない、相談したくない	5.1	3.8
支援	利用したことがある又は利用したい支援サービス	勉強を無料でみてる場所	43.2	34.3
		ごはんを無料又は安く食べることができる場所	29.7	22.3

※貧困世帯回答数は37件のため、数値は参考値とする。

(5)課題の整理

課題1 こども・若者の権利について意識を醸成する必要があるとともに、こども・若者への適切な支援サービスを提供する必要がある

- すべてのこども・若者が権利の主体として自分らしく成長し、社会生活を送ることができるよう、こども・若者自身やおとなに対し、意識の醸成を行う必要があります。
- 貧困や虐待、ヤングケアラー等、支援が必要なこども・若者を把握し、切れ目のない支援を行う必要があります。

課題2 一人ひとりの成長や暮らしに寄り添った支援を提供する必要がある

- 就学前、学校や社会等、ライフステージに応じて発生するライフイベントに対応した支援を行うことが重要です。
- こどもの誕生前から幼児期まで孤立化した子育てにならないよう、切れ目なく保健・医療、相談支援が提供され、保護者が安心して子育てできるよう支援を充実する必要があります。
- 質の高い公教育の提供だけでなく、こどもが安心して過ごせる居場所を確保できることが重要です。学校生活においては、様々な遊びや学びを通じ、心と身体の健やかな成長を促進する他、いじめの防止や不登校といった課題に迅速な対応を行うための体制を構築することが重要です。
- 若者の就労支援やキャリアアップ支援、結婚支援などを継続して行うことが必要です。ひきこもり、ニート等の悩みを抱える若者、その家族への支援が重要です。

課題3 多様化する家族形態に応じて、子育て家庭が必要としている支援を適切に提供する必要がある

- 子育てにおいて、経済的な負担や将来のこどもの進路について、不安を感じている家庭が一定程度います。
- 子育ては楽しいと感じている家庭が多いですが、負担を感じている人も一定程度見られるため、引き続き保護者の子育て中の身体的・精神的な負担の軽減を図る必要があります。
- こどもと地域の関係が希薄化していることから、地域ぐるみで子育てを行い、子育て家庭を支援するとともに、こどもの地域への愛着を育むことが大切です。
- 男性の子育て意識の啓発は進んでいますが、育休の取得状況等、未だ女性の負担が大きい家庭が多い傾向がうかがえることから、共働き・共育ての意識を一層啓発するとともに、子育てと就労を両立しやすい環境を整備する必要があります。
- ひとり親家庭を始め、様々な子育て家庭の暮らしに応じて、必要な支援をきめ細かく提供することが重要です。

課題4 こども・若者の意見を取り入れ、まちづくりを推進する必要がある

- こども・若者への支援や、施策を検討するにあたり、こども・若者当事者の意向や意見を聴取する機会が少ない状況です。
- こども・若者参画協議会等の取組を実施していますが、市の様々な施策分野において、十分にこども・若者の意見を取り入れているとは言い難いことから、計画策定の委員会や協議会へのこども・若者の参画や、こども・若者と市職員との交流の場を設ける等、こども・若者の声を直接聞ける場を創出する必要があります。
- こども・若者が社会参画をし、意見が言いやすくなるよう、興味喚起や活動支援を行う等、おとなによるこども・若者の活動支援も充実させる必要があります。

第3章 計画の基本理念及び基本目標

1 基本理念

前章において、社会潮流、菊川市の現況等から、菊川市のこども・若者に関する課題を抽出しました。これらの課題を解決するとともに、国の示す「こどもまんなか社会」の実現を目指し、菊川市のこども・若者が安心して過ごすことができ、健やかに成長できるまちづくりを推進します。

また、すべてのこども・若者が、成長していく中で自己肯定感が高まり、自分らしく輝き、次代の菊川市を創っていく人材となるために、地域・NPO・学校・企業・行政など、多様な主体が連携し、切れ目のない支援を提供できる体制を構築します。

このように、菊川市のこども・若者のウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）を推進していくにあたり、本計画において、以下のような基本理念を掲げ、様々な施策に取り組みます。

こどもまんなか しあわせのわ きくがわ
～すこやかに育ち 自分らしく輝けるまち～

2 基本目標

菊川市のこども・若者、子育て家庭を取り巻く現状と課題を踏まえ、基本理念を実現するため、次の3つを基本目標とし、総合的に施策を推進します。

基本目標1 すべてのこども・若者がすこやかに、安心して成長できるまち

すべてのこども・若者が権利の主体として自分らしく成長し、社会生活を送ることができるよう、意識の啓発やこども・若者への行政サービスの提供を充実します。

また、こども・若者に対する支援が節目となる年齢で途切れることなく、必要な支援が必要なこども・若者に届くよう支援を充実するとともに、こども・若者当事者が、必要な支援を得られる方法を知り、必要な時に自発的に助けを求めることができるよう、学びの機会を創出します。

基本目標2 一人ひとりの成長や暮らしに寄り添った支援が得られるまち

ライフステージごとに特有の課題があるため、ライフステージに合わせた支援を行い、こども・若者の健やかな成長を促進します。

誕生前から幼児期まで切れ目なく保健・医療が提供され、こどもが安心して遊び、学び成長できる機会の充実を図ります。

質の高い公教育を提供するとともに、こどもが安心して過ごせる居場所づくりに努め、いじめの防止や不登校のこどもへの支援などを充実します。

高等教育の修学支援や就労支援を充実するとともに、結婚支援や悩みを抱える若者、その家族への支援を充実します。

基本目標3 みんなで助け合い、支え合って、こどもを生み育てるまち

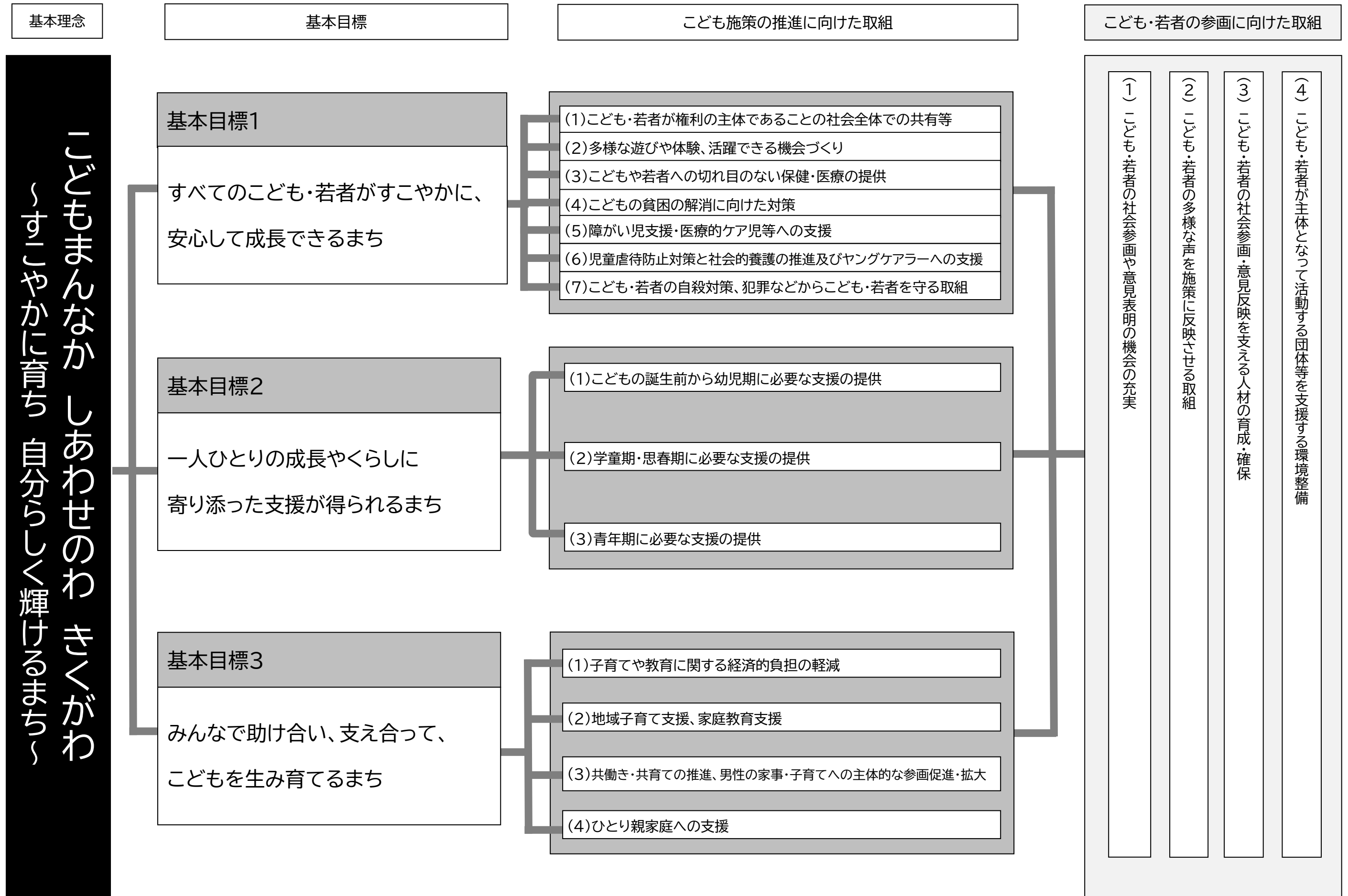
子育てにおける経済的な負担、保護者の子育て中の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。

ファミリー・サポート・センターの利用の促進など、地域ぐるみで子育て家庭を支えるしくみを充実します。

共働き・共育での意識を啓発するとともに、子育てと就労を両立しやすい環境を整えます。

ひとり親世帯への経済的な支援やこどもの学習支援など、それぞれの子育て世帯の暮らしに応じて必要な支援を提供します。

施策体系図



第4章 こども施策の推進に向けた取組

基本目標1 すべてのこども・若者がすこやかに、安心して成長できるまち

現状と課題

- 令和5年に公表された合計特殊出生率は、全国平均で「1.20」と過去最低となりました。菊川市は「1.58」となり、県下市町では2番目に高い数値となりましたが、出生数の減少傾向が続いています。少子化の要因はひとつではありませんが、こどもを安心して生み育て、すべてのこどものすこやかな成長を支える取組を、さらに充実させることが求められています。
- こどもや若者は、これまで支援や保護、育成等の対象として捉えられることが少なくありませんでした。これからは、こども・若者を権利の主体と捉え、社会参画を促すとともに、その声をまちづくりや地域づくり等に取り入れていくことが求められています。
- こどもの貧困や児童虐待、ヤングケアラーなど、こども・若者を取り巻く課題は、多様化・複雑化しています。必要な支援が、必要な時に、必要な人へ切れ目なく届くよう、実態を把握し、個々のケースに応じた支援につなげる必要があります。
- こども・若者が抱える悩みに寄り添う取組の重要性が高まっています。困った時に助けを求めることができるよう、相談窓口を知ってもらい、より利用しやすくする必要があります。

取組の方向性

- すべてのこども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するとともに、こども・若者のすこやかな成長を促すため、幅広い分野の遊びや体験、活躍ができる機会を創出します。
- ひとり一人のこども・若者に応じた支援が途切れることなく届くよう、財政面での支援はもとより、将来の自立・社会参画を支えます。
- 児童虐待やヤングケアラー等、こども・若者を取り巻く課題に対し、関連団体や専門機関と連携し、個別ケースに応じた支援を届けます。
- こども・若者当事者が、必要な時に自発的に助けを求めることができるよう、相談窓口を啓発するとともに、継続的な支援に努めます。また、こども・若者が犯罪や事故等に巻き込まれないよう、ソフト・ハード両面の取組を進めます。

施策

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困の解消に向けた対策
- (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

施策（１）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども・若者が権利の主体であることが広く認識されるよう、市民、団体、事業者等へ周知、啓発を行います。また、こども・若者が、自らの権利について学び、自覚を促すため、小学校や中学校と連携した人権教育を推進します。

加えて、若者が、市政やまちづくり活動への興味関心を持つきっかけとなるよう、市内の高校と連携し、選挙制度や模擬投票の講座のアウトリーチを促進します。

また、20歳を迎える若者が、社会的責任を自覚し、地域とのつながりを深める場を設けます。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	「こどもまんなか社会」の実現に向けた啓発活動	こども・若者が主役となり、誰もが権利を行使できる「こどもまんなか社会」に関して、ホームページなどを通じて、年齢を問わず広く周知し、市民の意識の高揚を図ります。	こども政策課
2	「菊川市こども・わかもの参画宣言」の周知・啓発	「こども・わかもの参画宣言」に込められた理念の実現に向け、市民・地域・NPO・学校・企業・行政など、多様な主体が協働で取り組む必要があるため、宣言の周知・啓発を行います。	地域支援課
3	年齢に応じた男女共同参画の啓発	園児への絵本の読み聞かせや小学生への職業講話、市民を対象とした講座の開催、啓発物品の配布等を通じ、年代に応じた男女共同参画の意識啓発を行います。	地域支援課
4	小学生及び中学生への人権教育の推進	小学生や中学生を対象に、人権に関するポスターや標語、作文を募集し、人権について考えるきっかけをつくります。	市民課
5	高校生等に対する主権者意識の醸成	これから選挙権を手にする高校生等に対し、出前行政講座を通じて選挙制度の説明や模擬投票の体験を行うことにより、主権者としての意識の醸成を図ります。	総務課
6	はたちの集いの開催	人生の節目を祝い励ますとともに、成人としての社会的責任を改めて自覚し、家族や友人、地域との繋がりをより深める機会とするため、「はたちの集い」を開催します。	社会教育課

施策（２）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

遊びや体験活動は、こども・若者の心身におけるすこやかな成長を促し、生涯にわたる幸せにもつながる大変重要な要素です。そのため、すべてのこども・若者が、年齢や発達の程度に応じ、幅広い分野の遊びや体験、活躍ができる機会、場を創出します。

スポーツの体験教室や、ボランティア活動、他の地域の文化・風習に触れるイベントの開催、読書の推進など幅広い分野でこどもが体験できるよう、地域住民や関連団体とも連携して取組を推進します。

加えて、こどもの遊び場の確保や親同士の交流の機会を生み出す空間の創出を進めるとともに、子育てにやさしいまちを目指し、住宅支援を実施します。

また、外国人に対応した相談窓口の設置や外国にルーツを持つこども・若者が、日本の文化や生活習慣を学べる講座を実施します。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
7	こどもを対象とした体験活動等の受入れ	こどもの学びの機会を増やすため、地域団体やNPOなど多様な主体が実施するこどもを対象とした体験活動等を、各地区センターで受け入れます。	地域支援課
8	子ども会連合会の活動支援	子ども会活動の発展と指導者の資質向上、会員相互の交流と親睦を図るために活動する「子ども会連合会」の活動を支援します。	社会教育課
9	放課後子ども教室の開級	放課後に学校の余裕教室等を活用し、地域の人の協力のもと、こどもが安全にスポーツや文化活動に取り組める「放課後こども教室」を開級します。	社会教育課
10	中学生等海外派遣事業への助成	菊川市国際交流協会が実施する「中学生等海外派遣事業」に参加する生徒の保護者に対し、費用の一部を助成します。	地域支援課
11	起業を志す若者への創業支援	起業を考える若者に対し、セミナーの開催や相談対応を行うことで、創業を支援します。	産業支援センター
12	親子スポーツ教室の開催	学校や園では学ぶことの出来ない様々なスポーツを親子で体験してもらうことで、スポーツのルールや楽しさを肌で感じてもらうとともに、親子の信頼関係を深めます。	社会教育課

NO.	事業名	事業内容	担当課
13	ボランティア体験活動の推進	社会参加を通じ、社会性や思いやりの心を育むため、児童・生徒によるボランティア体験活動を推進します。	社会教育課
14	小谷村地域間交流体験教室の開催	友好都市協定を結んでいる長野県小谷村を訪問し、スキー体験教室等を通して、こどもたちが社会性を育む体験活動を実施します。	社会教育課
15	どきどきフェスティバルの開催	自分が住む地域に伝わる文化を学ぶことにより、豊かな創造性を養い、併せて他地区のこどもたちとの交流を図ることを目的として、「どきどきフェスティバル」を開催します。	社会教育課
16	ブックスタート事業	絵本を通じたふれあいのきっかけをつくるため、乳児とその家族に絵本を贈るブックスタート運動を実施します。	図書館
17	子ども読書活動の推進	こどもの感受性や想像力を伸ばしていくため、子どもの読書活動を推進します。	図書館
18	子ども司書の認定	子ども司書養成講座を開講し、認定した子ども司書の活動を通じて、読書活動の推進につなげます。	図書館
19	都市公園の整備	こどもが安全に安心して遊べるよう、都市公園の整備・維持管理をします。	都市計画課
20	小規模遊園の遊具設置等への補助	こどもが安全に遊ぶことができる遊具の設置や、ケガ等の危険がある遊具の撤去・修繕に対する補助を行います。	こども政策課
21	児童館の運営	こどもに遊びを提供し、健康増進と情操を豊かにするための施設である児童館を、より充実させます。	子育て応援課

N0.	事業名	事業内容	担当課
22	子育て支援センターの運営	乳幼児と保護者が集まり、交流するふれあいの場や、子育てに役立つ情報を提供する他、子育てに関する悩みについての相談を行います。	子育て応援課
23	若者世帯定住促進補助事業	活力に満ちた元気なまちづくりを目指し、若者世帯及び子育て世帯の住宅取得を支援するため、住宅取得費用の一部を補助します。	都市計画課
24	虹の架け橋教室の実施	外国にルーツを持つ児童生徒に日本語、日本の文化や生活習慣、学校でのルール等を教える「虹の架け橋教室」を実施します。	学校教育課
25	外国人支援員の配置	外国にルーツを持つ児童生徒を支援するため、小中学校へ外国人支援員を配置します。	学校教育課
26	外国人相談窓口の設置及び通訳員の配置	本庁及び小笠支所に外国人相談窓口を設置し、外国人住民の相談や通訳業務、行政文書等の翻訳業務を行います。また、それ以外の公共施設については、通訳派遣で対応するほか、必要に応じて、担当課が通訳員を配置します。	地域支援課

施策（３）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

妊娠前から幼児期、学童期から青年期まで、切れ目のない保健・医療の提供を行います。また、若者に対して、性や妊娠に関する正しい知識を身に付けるとともに、栄養管理を含めた健康管理を促す取組を進めます。

さらに、慢性疾患や難病を抱えるこども・若者について、医療費の助成や発達に関する相談支援等を行います。

その他、母子保健事業のデジタル化と利活用を促進し、母子保健事業の質の向上を図ります。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
27	妊婦訪問支援事業	若年、経済的不安、成育歴等により育児が困難になることが予測される妊婦等に対し、保健師や助産師、看護師が訪問し継続的な支援につなげます。	子育て応援課
28	特定妊婦への相談支援	家庭生活に困難を抱え、出産後の養育について妊娠中から支援が必要な妊婦を要保護児童対策地域協議会の特定妊婦として登録し、切れ目のない支援を行います。	子育て応援課
29	喫煙や飲酒している妊婦への指導	妊娠届提出時に、喫煙や飲酒をしている妊婦に母体やこどもへの影響について説明し、禁煙・禁酒指導を行います。	子育て応援課
30	産後ケア事業	出産後に心身の不調や育児不安を抱える母親を対象に、心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができるよう、きめ細やかな支援を行います。	子育て応援課
31	思春期講演会の開催	性についての正しい知識や命の大切さ等を学ぶため、児童生徒を対象に思春期講演会を開催します。	子育て応援課
32	こども医療費助成制度の推進	こどものすこやかな成長と、家庭の経済的負担軽減を図る、こども医療費助成制度を推進します。	子育て応援課
33	小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付	小児慢性特定疾患のあるこどもがいる家庭への日常生活用具の給付を進めます。	子育て応援課

N0.	事業名	事業内容	担当課
34	小児・若年がん患者 在宅療養生活支援事業 助成制度	在宅療養するための居宅サービスの使用や福祉用具の貸与、購入した人に対し、費用を助成します。	健康づくり課
35	若年がん患者妊孕性 温存治療費補助金制度	がん治療に伴い、妊孕性温存治療を受けた、要件を満たす対象者に補助金を交付します。	健康づくり課
36	難病患者等介護家族 リフレッシュ事業	在宅で人工呼吸器を使用している方、気管切開で頻回に吸引を必要とする難病患者の方、学校への登下校時や在校時に、医療的ケアを必要とする難病患者の方等に対し、訪問看護等を実施し、家族の介護負担の軽減を図ります。	健康づくり課
37	育成医療の実施	身体の障がいを除去・軽減するための医療について、公費負担医療制度により、医療費の自己負担額を軽減します。	福祉課
38	発達に関する相談支援	発達に心配を抱えるこども(0歳～18 歳まで)・保護者の相談に対し、不安の解消や解決に向けて、切れ目のない支援を行います。	子育て応援課
39	母子保健事業の デジタル化	母子保健情報のデジタル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図ります。	子育て応援課

施策（４）こどもの貧困の解消に向けた対策

貧困により、日々の食事に困るこども、学習の機会や部活動に参加する機会が十分に得られないこども、進学をあきらめざるを得ないこども・若者が一定数います。生活保護や就学援助費等により、日常の生活を保障し、学校で必要な費用の一部を支援します。

また、こどもの保護者が資格を取得することにより、スキルアップを図り、安定的な経済基盤の確保につなげることをサポートします。その他、保護者の就労支援等も行います。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
40	生活保護事業	生活に困窮している方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します。	福祉課
41	生活困窮者自立支援事業	生活に困窮している方に対し、生活再建や就労の相談・支援を行います。また、生活保護受給世帯のこどもを含む、生活困窮世帯のこどもを対象に、学習・生活支援等を行います。 (令和８年度から実施予定です。)	福祉課
42	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳児クラスの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用することの保育料を無償化し、子育てに関する経済的負担を軽減します。 ※0歳から2歳児クラスの住民税非課税世帯のこどもの利用料も対象となります。	こども政策課
43	就学援助費の支給	経済的な理由で学校に通うのが困難となっている児童生徒の保護者に、学校で必要な費用の一部を援助します。	教育総務課
44	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、支給要件に該当する家庭に児童扶養手当を支給します。	子育て応援課
45	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親・20歳未満の児童と、両親のいない家庭の20歳未満の児童に対し、医療費の自己負担分を助成します。	子育て応援課
46	母子父子寡婦福祉資金の促進	ひとり親家庭を対象に修学資金等の貸付を促進し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て応援課

N0.	事業名	事業内容	担当課
47	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭等に対して、中学生等の受験に向けた模試試験受験料等の支援を行います。 (令和8年度から実施予定です。)	子育て応援課
48	要保護児童対策地域 協議会による 関係機関への情報提供	経済的困窮により養育困難のある家庭の児童について、関係機関へ情報提供し、必要な支援につなげます。	子育て応援課
49	自立支援教育訓練の促進	ひとり親家庭の母または父が、就職するために必要な訓練を受ける場合、受講料の一部を助成します。	子育て応援課
50	高等職業訓練の促進	ひとり親家庭の母または父が、資格取得するための訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給します。	子育て応援課
51	お仕事相談所 「なでしこワーク」の開催	ハローワーク等の就労支援機関と連携し、気軽に就労に関する情報収集や就労・就業相談ができる窓口を開設します。	商工観光課
52	臨時就労相談の実施	ひとり親家庭の就労支援のため、ハローワークと連携し、就労相談を行います。	子育て応援課

施策（５）障がい児支援・医療的ケア児等への支援

障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者を社会で支える体制づくりや、保育所等におけるインクルーシブ教育（障がいや病気の有無、国籍など、さまざまな違いや課題を超えて、全てのこどもたちが同じ環境で一緒に学ぶこと）を推進します。

それぞれの環境やライフステージに応じて、財政面での支援はもとより、将来の自立・社会参画を目指し、必要な支援を必要な人に届けます。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
53	児童発達支援センターとの連携	児童発達支援事業の利用を希望する保護者へ、適正なサービス利用に繋がるように、市と児童発達支援センターで連携を図ります。	福祉課 こども政策課 子育て応援課
38	発達に関する相談支援【再掲】	発達に心配を抱えるこども（0歳～18歳まで）・保護者の相談に対し、不安の解消や解決に向けて、切れ目のない支援を行います。	子育て応援課
54	療育教室（親子ふれあい教室等）の開催	就学前の発達の遅れ等を心配する親子を対象に、発達を促す療育教室を開催します。	子育て応援課
55	公立園と私立園の連携によるインクルーシブ教育の推進	公立園の職員が各園を訪問し、園の状況を把握したうえで、インクルーシブ教育への取組について、ともに考え、実践していきます。	こども政策課
56	支援が必要な園児の加配職員への補助	支援が必要な園児に対して職員を加配している園に補助金を支給し、障がい児保育の支援を行います。	こども政策課
57	病後児保育事業	けがや病気の回復期にあって、家庭で保育できない場合に、専用保育室のある施設において一時的に預かる病後児保育を実施します。	こども政策課
58	医療的ケア児支援のための小中学校への看護師の配置	医療的ケア児を支援するため、必要な小中学校へ看護師を配置します。	学校教育課
59	ことばの教室の実施	発音等、ことばに関して心配のある幼児・児童に対して指導を行う「ことばの教室」を実施します。	こども政策課 学校教育課

NO.	事業名	事業内容	担当課
33	小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付【再掲】	小児慢性特定疾患のあるこどもがいる家庭に対し、日常生活用具の給付を進めます。	子育て応援課
60	居宅訪問型児童発達支援費の支給	重度の障がいや医療的ケアによって、通所型のサービスが受けられないこどもが、保育士等の訪問によって療育を受けられるよう支援します。	福祉課
61	児童発達支援費の支給	就学前の発達に支援が必要なこどもに対し、発達段階に応じた日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の早期療育を行い、保護者に対して、障がい理解のための支援・育児支援を行います。	福祉課
62	特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に、学校で必要な費用の一部を補助します。	教育総務課
63	特別児童扶養手当の支給	20歳未満で、重度または中度以上の障がいのある方を養育する父母または養育者に対して、特別児童扶養手当を支給します。	福祉課
64	障害児福祉手当の支給	身体または精神の重度の障がいによって、日常生活において常時介護を必要とする方(20歳未満)へ、障害児福祉手当を支給します。	福祉課
65	重度心身障害児扶養手当の支給	心身の重度の障がいによって、常時介護を必要とする20歳未満のこどもの保護者へ、重度心身障害児扶養手当を支給します。	福祉課
66	高額障害児通所給付費の支給	障害福祉サービス・障害児通所支援・補装具などのサービスを併用したために、世帯における1か月の自己負担額の合計が基準額を超えた場合、超過分を償還払い方式で助成します。	福祉課
67	障害児計画相談支援給付費の支給	障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)を利用するための個別支援計画の作成や利用状況の検証(モニタリング)を実施し、個々の状況に応じた適切なサービスを提供します。	福祉課
68	放課後等デイサービス費の支給	就学中の発達に課題のあるこどもに対して、放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	福祉課

施策（6）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こども・若者が安心して成長できるよう、社会問題にもなっている、保護者からの児童虐待、こども・若者が家族の介護、看護を行うヤングケアラーなどの課題に対し、関連団体や専門機関と連携しながら、個別のケースごとに必要な支援を届けます。

こども・若者が困った時に自発的に助けを求めることができるよう、相談窓口や電話での相談サービスの周知・啓発に努めます。

また、要保護児童対策地域協議会を設置し、関連機関が連携して支援に取り組み、要保護児童等の情報共有を強化し、切れ目のない支援を行います。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
69	こどもの人権 SOS ミニレターなどによる人権相談の実施	「こどもの人権 SOS ミニレター」を通じて、学校内のいじめや体罰、家庭内の虐待など、小学生や中学生からの人権をめぐる相談に対し、人権擁護委員が解決にあたります。また、国の「こどもの人権 110 番」の周知・啓発を図ります。	市民課
70	児童相談所全国共通3桁ダイヤル「189」の啓発	児童虐待の防止のため、児童相談所全国共通3桁ダイヤル「189」や児童虐待防止推進月間の広報・啓発を図ります。	子育て応援課
71	児童虐待防止推進月間、里親月間の広報・啓発	児童虐待の防止のため、児童相談所全国共通3桁ダイヤル「189」や児童虐待防止推進月間、里親月間に合わせた一日里親イベントの広報・啓発活動に努めます。	子育て応援課
72	包括的な相談支援体制の強化	こども家庭センターを設置し、妊娠期から 18 歳までのこどもについて、切れ目のない支援を行います。	子育て応援課
73	要保護児童対策地域協議会の設置	要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との情報共有、支援の検討を行います。また、研修会を開催し、情報交換・連携強化を図ります。	子育て応援課
74	要保護児童対策地域協議会による個別ケース会議の開催	社会的養護の下にあるこどもの家庭復帰に向けた養育環境改善の支援を行います。	子育て応援課
75	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対し、訪問を行います。	子育て応援課

NO.	事業名	事業内容	担当課
76	ヤングケアラーの 早期発見	こども家庭センターにおいて、要保護児童対策 地域協議会実務者会議を毎月実施し、ヤングケ アラ－の把握や支援に努めます。	子育て応援課
77	子育て世帯訪問支援事業	家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育 て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭 を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴する とともに、家事・子育て等の支援を行います。	子育て応援課
78	ヤングケアラーに関する 調査の実施	市内小中学校を対象にヤングケアラーに関す る調査を実施します。調査結果を関係機関へ報 告し、適切な支援につなげます。	学校教育課

施策（7）こども・若者の自殺対策、犯罪や事故などからこども・若者を守る取組

こども・若者の自殺を防止するため、電話や SNS を活用した相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携した継続的な支援を行います。

こども・若者が犯罪や事故に巻き込まれないよう、見守り活動や防犯講座の開催、防犯灯や交通安全施設の設置など、ソフト・ハード両面からの取組を促進します。

また、激甚化する自然災害から身を守るため、こども・若者に地域の防災訓練に参加するよう促すとともに、メールや SNS を活用した防災情報の周知に努めます。

地域コミュニティや関連団体と連携し街頭での指導を行う等、地域ぐるみで青少年の健全な育成に資する取組を進めます。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
69	こどもの人権 SOS ミニレターなどによる人権相談の実施【再掲】	「こどもの人権 SOS ミニレター」を通じて、学校内のいじめや体罰、家庭内の虐待等、小学生や中学生からの人権をめぐる相談に対し、人権擁護委員が解決にあたります。また、国の「こどもの人権 110 番」の周知・啓発を図ります。	市民課
79	こころの健康相談機関の周知	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて、LINE 相談等の周知啓発を行います。	健康づくり課
80	こどものこころのケアの充実及び相談支援体制の強化	こどもとその家庭からの相談全般について、こども家庭センターが関係機関と連携し、専門的な相談対応や面談等による継続的な支援を行います。	子育て応援課
31	思春期講演会の開催【再掲】	性についての正しい知識や命の大切さ等を学ぶため、児童生徒を対象に思春期講演会を開催します。	子育て応援課
81	通学路安全点検の実施	児童生徒が安心して通学できるよう、通学路安全点検を実施します。	学校教育課
82	スクールガードによる通学路の見守り	こどもを通学路における交通事故や犯罪から守るため、スクールガードボランティアが見守り活動を行います。	学校教育課

NO.	事業名	事業内容	担当課
83	交通安全教室の開催	市民の交通安全意識を啓発し、交通安全を推進するため、交通安全指導員を中心に交通安全教室を開催します。	地域支援課
84	防犯講座の開催	こどもの安全を確保するため、保育所・認定こども園・小学校で、防犯講座を実施します。	地域支援課
85	防犯灯の設置	地域の防犯の向上を図るため、各所への防犯灯の設置を推進します。	地域支援課
86	道路区画線や交通安全施設の設置・整備	道路区画線、交通安全施設等を設置・整備し、市道の安全対策を講じます。	建設課
19	都市公園の整備【再掲】	こどもが安全に安心して遊べるよう、都市公園の整備・維持管理を行います。	都市計画課
87	地域防災訓練への参加の啓発	地震等の災害に備えるため、地域防災訓練への参加を啓発します。	危機管理課
88	メールやSNSを活用した防災情報等の発信	メール情報配信サービス「茶こちゃんメール」や市公式SNSを通じて、防災・防犯情報や同報無線の内容等を配信します。	危機管理課
89	青少年街頭生活指導の実施	青少年のすこやかな成長を促す環境づくりと地域防犯活動を推進し、「地域の青少年は地域で守り育てる」意識の向上を図るため、青少年街頭生活指導を実施します。	社会教育課
90	青少年健全育成市民会議支部活動の推進	地域社会と行政・関係機関が相互に協力し、青少年健全育成市民会議の各支部で「あいさつ・声かけ運動」を始めとした、体験活動、啓発活動を推進します。	社会教育課

基本目標2 一人ひとりの成長や暮らしに寄り添った支援が得られるまち

現状と課題

- 菊川市では、これまでも様々な子育て支援サービスを提供してきました。一方で、社会情勢が変化するなか、女性の就業率の高まりや外国にルーツを持つ住民の増加等に加え、支援が必要な子どもが増える傾向にあり、子育て支援に関するニーズも多様化しています。また、年代によって必要なサービスも異なることから、ライフステージに応じた子育て支援サービスを提供することが重要です。
- 共働き・共育てする夫婦が増加するなか、幼児教育・保育に対するニーズも多様化しており、それぞれのニーズに沿った子育て支援サービスの提供が求められています。また、保育料の無償化は始まっていますが、経済的な支援だけでなく、充実した幼児教育・保育サービスを提供するために、さらなる保育士のスキルの向上等を図る必要があります。
- 心身ともに大きく成長する学童期・思春期の子どもが、豊かな経験を積み、幅広い知識を身に着けることができる機会を創出することは、すこやかな育ちにとって、とても大切なことです。また、子どもが安心して通うことができる学校として、いじめや人間関係のトラブル等を未然に防止し、子どもが思い悩んでいる時に、適切な支援を提供できるしくみを構築することが重要です。
- 全国的に婚姻数の減少や晩婚化といった傾向が見られるなか、若い世代の夢をかなえる（出会いや結婚、就労等）ための支援が求められています。また、様々な要因により、ひきこもり等の状態にある方への支援に取り組むことも必要です。

取組の方向性

- こどもの誕生前から青年期まで、ライフステージに応じた支援を行い、一人ひとりに寄り添いながら子育てを支えるとともに、子ども・若者のすこやかな成長を促進します。
- 妊娠前から幼児期まで切れ目なく保健・医療が提供され、子どもが安心して遊び、学び、成長できる機会の充実を図るとともに、保育環境を整え、一人ひとりの子育てを支えます。
- 質の高い公教育・特別支援教育の充実を図るとともに、成年年齢を迎える前に必要な知識の提供に努めます。また、子どもが安心して過ごせる居場所づくりに努め、いじめの防止や不登校の子どもへの支援等を充実します。
- 将来に向けた希望を叶えられるよう、就労支援を充実するとともに、出会いや結婚新生活をサポートします。また、悩みを抱える若者やその家族への支援を充実します。

施策

- (1) こどもの誕生前から幼児期に必要な支援の提供
- (2) 学童期・思春期に必要な支援の提供
- (3) 青年期に必要な支援の提供

施策（１）こどもの誕生前から幼児期に必要な支援の提供

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもが将来にわたって、確かなスタートを切るために最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が、次代の社会の在り方を左右することにもつながります。

妊娠、出産、すこやかな育ちを支えるため、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療を提供するとともに、こども家庭センターにおいて、児童福祉と母子保健の一体的かつ継続的な支援を行います。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ります。保育所やこども園等に通っていないこどもに対しても、「こども誰でも通園制度」など新たな制度も含め、必要な子育てサービスの提供に努めます。

また、「こども医療費助成制度」や「幼児教育・保育の無償化」、「リフレッシュ・一時保育事業」等、子育てに掛かる経済的な負担や心身の負担の軽減を図ります。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
91	不妊・不育症治療費助成	不妊症や不育症の治療に対する医療費の助成を行います。	子育て応援課
92	プレママ＆パパサロンの開催	今後、母親・父親になる人を対象に、出産や子育てに関して学べる「プレママ＆パパサロン」を開催します。また、父親の参加を積極的に呼びかけます。	子育て応援課
93	新米パパ教室 (父親支援教室)の開催	今後、父親になる人を対象に、出産前後の母親のケア、主体的な育児参加の具体的方法や仕事との両立について学べる教室を開催します。	子育て応援課
29	喫煙や飲酒している 妊婦への指導【再掲】	妊娠届提出時に、喫煙や飲酒をしている妊婦に母体やこどもへの影響について説明し、禁煙・禁酒指導を行います。	子育て応援課
94	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談等を行い、心身の状況や環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談等を行います。	子育て応援課

NO.	事業名	事業内容	担当課
27	妊婦訪問支援事業【再掲】	若年、経済的不安、成育歴等により育児が困難になることが予測される妊婦等に対し、保健師や助産師、看護師が訪問し継続的な支援につなげます。	子育て応援課
95	妊娠出産時ホームヘルプサービスへの補助	体調不良等により家事を行うことが困難な妊産婦が、産前産後にベビーシッターまたはホームヘルパーを利用された際に、費用の一部を補助します。	子育て応援課
96	妊婦健康診査・産婦健康診査助成	妊婦健康診査、産婦健康診査に対する助成を行います。	子育て応援課
97	低所得妊婦に対する初回受診料支援事業	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、必要な支援に繋げるため、初回産科受診料（妊娠判定に係る料金）の一部または全部を補助します。	子育て応援課
98	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん」を通じ、母親の育児不安等の解消に努めます。	子育て応援課
99	妊婦のための支援給付	妊婦等に対して面談等で心身の状況等の把握や情報提供、相談を行う妊婦等包括相談支援事業に加え、妊婦給付認定時及び胎児の人数等の届出時にそれぞれ給付を行います。	子育て応援課
100	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センターの依頼会員（預けたい人）、提供会員（預かる人）の募集を行い、柔軟な保育体制づくりを進めます。	子育て応援課
101	乳児を対象とした食に関する指導	離乳食教室や6か月児相談を通じて、離乳食に関する講話や食に関する相談を行います。	子育て応援課
102	予防接種の実施	こどもを病気から守るため、各種予防接種を実施します。	子育て応援課

NO.	事業名	事業内容	担当課
103	健康相談・健診の実施	こどもの成長や発達の確認、育児の支援を行うため、健康相談や定期的な各種健診を実施します。	子育て応援課
38	発達に関する相談支援【再掲】	発達に心配を抱えるこども(0歳～18歳まで)・保護者の相談に対し、不安の解消や解決に向けて、切れ目のない支援を行います。	子育て応援課
104	救急医療体制の保持	夜間・休日の急病やケガ等、緊急時に対応できるように、急患診療所と総合病院との連携強化を図ります。また、静岡こども救急電話相談の周知・啓発を図ります。	健康づくり課 子育て応援課
32	こども医療費助成制度の推進【再掲】	こどもの健やかな成長と、家庭の経済的負担軽減を図る、こども医療費助成制度を推進します。	子育て応援課
105	新生児聴覚スクリーニング検査の助成	聴覚障がいを早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な療育を受けるために実施する、新生児聴覚スクリーニング検査の費用助成を行います。	子育て応援課
106	子育て支援教室の開催	ふれあい遊びや育児のポイント等を伝える各種子育て支援教室を実施します。	子育て応援課
107	歯科保健事業の推進	永久歯が生えそろう中学生までのフッ化物利用(歯科健診・歯科保健指導を含む)の機会を提供します。	子育て応援課
108	こども誰でも通園制度	親が働いていなくても月に一定時間、こどもを幼児施設に預けられる新たな通園制度である「こども誰でも通園制度」を実施します。 ※0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象とし、令和8年度から実施予定です。	こども政策課
109	小笠北認定こども園の開園	令和6年度に新たな園舎を建設し、令和7年度に小笠北認定こども園を開園するとともに、既存園舎の解体及び園庭整備を実施します。	こども政策課

NO.	事業名	事業内容	担当課
110	幼保施設の定員の見直し	少子化が進む一方で、多様化する保育ニーズを的確に捉え、幼保施設の適正な規模や人員配置となるよう定員の見直しに努めます。	こども政策課
111	保育士等の 資質・能力の向上	より質の高い教育・保育を提供していくため、保育士等の資質・能力向上のための研修の実施や講演会への参加を行います。	こども政策課
112	預かり保育事業の実施 (一時預かり事業幼稚園型)	保護者の就労等に応じて、教育時間の前後や長期休業等に預かり保育を実施します。	こども政策課
113	リフレッシュ・ 一時保育事業 (一時預かり事業 幼稚園型を除く)	保護者の社会的理由や私的理由により、一時的に乳幼児を保育するリフレッシュ・一時保育を実施します。	こども政策課
57	病後児保育事業 【再掲】	けがや病気の回復期にあって、家庭で保育できない場合に、専用保育室のある施設において一時的に預かる病後児保育を実施します。	こども政策課
114	訪問型小集団療育の実施	児童発達支援センターの訪問型小集団療育を市内園で実施します。	福祉課 こども政策課 子育て応援課
115	発達支援につなげる 園訪問事業の実施	市内各園に保健師・保育士・指導主事・相談員等が訪問し、幼児の集団生活での様子を確認します。支援が必要なこどもに関しては、関係機関と連携し、発達面等に関する支援方法の検討や共有を行い、適切な支援につなげます。	子育て応援課
116	保育体制強化事業	保育支援者を雇用する園に補助金を支給し、保育体制の強化を図ります。	こども政策課
117	年度途中入所 サポート事業	年度途中からの児童の受け入れに対応するため、保育士を配置する園に補助金を支給し、待機児童の解消に努めます。	こども政策課

NO.	事業名	事業内容	担当課
56	支援が必要な園児の加配職員への補助【再掲】	支援が必要な園児に対して職員を加配している園に補助金を支給し、障がい児保育の支援を行います。	こども政策課
42	幼児教育・保育の無償化【再掲】	3歳から5歳児クラスの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用することの保育料を無償化し、子育てに関する経済的負担を軽減します。 ※0歳から2歳児クラスの住民税非課税世帯のこどもの利用料も対象となります。	こども政策課
118	0～2歳児の第3子以降の保育料無償化	国の多子制限や保護者の所得に関わらず、0～2歳児の第3子以降の保育料を無償化します。	こども政策課
119	3～5歳児の第3子以降の給食費(副食費)無償化	国の多子制限や保護者の所得に関わらず、3～5歳児の第3子以降の給食費(副食費)を無償化します。	こども政策課
120	保こ小中の連携の推進	保育所・認定こども園・地域型保育事業所・小学校・中学校が連携し、園児・児童・生徒の交流や情報交換・情報共有を推進します。	こども政策課 子育て応援課 学校教育課
121	子育て応援サイト「きくすく」による情報発信	子育て支援情報、市内の公共施設のマップ情報等を提供する子育て応援サイト「きくすく」で、積極的な情報発信を行います。	こども政策課
21	児童館の運営【再掲】	こどもに遊びを提供し、健康増進と情操を豊かにするための施設である児童館をより充実させます。	子育て応援課
22	子育て支援センターの運営【再掲】	乳幼児と保護者が集まり、交流するふれあいの場や、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。	子育て応援課
122	人権教室の開催	人権擁護委員が各こども園、小学校、中学校に赴き、人権教室を開催し、こども達の人権意識の高揚を図ります。	市民課
16	ブックスタート事業【再掲】	絵本を通じたふれあいのきっかけをつくるため、乳児とその家族に絵本を送るブックスタート運動を実施します。	図書館

施策（２）学童期・思春期に必要な支援の提供

学童期・思春期は、こどもにとって、心もからだも大きく成長する時期であり、集団生活の中での様々な体験を通して、自己肯定感や道徳性、社会性などを育むことができる環境を整えることが大切です。

こどもにとって学校は、安全に安心して過ごすことができ、他者と関わりながら育つ、大切な居場所の一つです。これまで学校教育が果たしてきた役割を継承しつつ、こども・若者や保護者、教育現場等の意見を施策に反映するよう努めるとともに、地域との協働による教育活動を進めます。

また、この時期は、成年年齢を迎える前に必要となる知識を身に付ける時期でもあります。体験的な学習活動を通して、こども・若者の自己実現につながる働き方の選択に資する取組などを進めます。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
123	指導主事の配置	より質の高い教育を提供し、こどもの学び力を伸ばしていくため、こども政策課と学校教育課に指導主事を配置します。	こども政策課 学校教育課
124	研修会・学校訪問の実施	教職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図るため、管理職に対する研修会の実施、学校訪問による面談指導を行います。	学校教育課
125	ICT 環境等を生かした魅力ある授業づくりの推進	ICT を活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びからの授業改善を推進します。	学校教育課
13	ボランティア体験活動の推進【再掲】	社会参加を通じ、社会性や思いやりの心を育むため、児童・生徒によるボランティア体験活動を推進します。	社会教育課
126	栄養教諭による食育の推進	栄養教諭による「食に関する指導」を小中学校で実施します。	教育総務課
127	地産地消の推進	「ふるさと給食週間(年3回)」や「地産地消の日(月1回)」において、地元食材を活用したメニューを提供し、地産地消の推進を図ります。	教育総務課
128	小学生食育体験事業	食に関する関心を高めるため、児童が野菜の栽培から収穫までを体験する事業を行います。	学校教育課
129	図書館の読書環境の整備	多様化するニーズに対応するため、計画的な資料収集・蔵書管理を行い、読書環境の整備を図ります。	図書館

NO.	事業名	事業内容	担当課
130	図書館でのこども向けイベントの開催	こどもたちに図書館や本の世界に親しむきっかけをつくるため、こども図書館や親子読書の集い、おはなし会などを開催します。	図書館
131	学校図書館と公立図書館の連携による読書活動の推進	図書館司書が小中学校を訪問し、学校図書館の整備やブックトークなどの読書推進活動を行います。また、学校図書館と公立図書館の連携を進め、学校への団体貸出を実施します。	図書館
5	高校生等に対する主権者意識の醸成【再掲】	これから選挙権を手にする高校生等に対し、出前行政講座を通じて選挙制度の説明や模擬投票の体験を行うことにより、主権者としての意識の醸成を図ります。	総務課
132	地球温暖化対策につながるライフスタイル転換の啓発	アースキッズ事業、ごみ減量に関する出前講座により、環境への興味を引き出し、地球温暖化対策に関して、こどもたちにもできる事があることへの気づきと知識を養います。	環境推進課
133	消費者教育の推進	市消費生活センターでは、教育機関や静岡県と連携し、広報紙やノベルティグッズなどを活用した消費者教育・トラブル防止啓発に努めます。	商工観光課
122	人権教室の開催【再掲】	人権擁護委員が各こども園、小学校、中学校に赴き、人権教室を開催し、こども達の人権意識の高揚を図ります。	市民課
134	人権の花運動の推進	小学校に人権の花であるひまわりの種を配布し、友達と協力しながら育てることで、相手を思いやる気持ちや命を大切にする気持ちの醸成を図ります。	市民課
107	歯科保健事業の推進【再掲】	永久歯が生えそろう中学生までのフッ化物利用(歯科健診・歯科保健指導を含む)の機会を提供します。	子育て応援課
31	思春期講演会の開催【再掲】	性についての正しい知識や命の大切さ等を学ぶため、児童生徒を対象に思春期講演会を開催します。	子育て応援課
38	発達に関する相談支援【再掲】	発達に心配を抱えるこども(0歳～18歳まで)・保護者の相談に対し、不安の解消や解決に向けて、切れ目のない支援を行います。	子育て応援課

NO.	事業名	事業内容	担当課
135	教育相談の実施	小中学生の家庭における子育てに関する悩みや不安を解消し、解決に向けて支援するための教育相談を実施します。	学校教育課
136	特別支援教育の充実	教育相談室として、相談員による巡回相談、発達検査、教育相談等を行います。また、学級学校支援員を配置し、児童生徒への、きめ細やかな支援指導体制の充実を図ります。	学校教育課
137	スクールカウンセラーや医療機関等との連携した専門的な支援の実施	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家と相談できる環境を整備します。また、医療機関等と連携し、専門的な支援を行います。	学校教育課
138	教育支援センター「このゆびと～まれ」の運営	不登校の児童生徒に対して、家庭以外に過ごせる場所の提供や児童生徒・保護者の相談等を行う教育支援センター「このゆびと～まれ」を運営します。	学校教育課
139	いじめ問題対策連絡協議会	いじめの積極的な認知、早期の組織的対応の推進等、いじめ防止対策の強化を進めます。	学校教育課
140	いじめ問題調査委員会	重大ないじめ対応に係る第三者性の向上を図ります。	学校教育課
141	放課後児童クラブの運営	共働きやひとり親家庭等、帰宅しても保護者が不在の小学生を預かり、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブを運営します。	こども政策課
142	放課後児童クラブ支援員の資質・能力の向上	放課後児童クラブの内容を充実させ、こどもの健全育成を推進していくため、支援員の資質・能力向上の指導、研修を行います。	こども政策課
9	放課後こども教室の開級【再掲】	放課後に、学校の余裕教室等を活用し、地域の人の協力のもと、こどもが安全にスポーツや文化活動に取り組める放課後こども教室を開級します。	社会教育課
143	放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携した健全育成等の推進	放課後児童クラブと放課後こども教室が連携し、学校の体育館やグラウンド等を活用した、放課後の活動プログラムを作成し、児童の健全育成及び居場所づくりを進めます。	こども政策課 社会教育課
21	児童館の運営【再掲】	こどもに遊びを提供し、健康増進と情操を豊かにするための施設である児童館をより充実させます。	子育て応援課

NO.	事業名	事業内容	担当課
144	総合教育会議の開催	市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育の課題や目指す姿等を共有し、効果的に菊川市の教育施策を推進するために設置する「菊川市総合教育会議」において、児童・生徒等の生命、身体のプロテクト等に関する協議を行います。	総務課
145	学舎コミュニティ・スクールの推進	学舎コミュニティ・スクールの仕組みを整備し、学校と地域が一体となった学校運営を進めます。	学校教育課
146	部活動の地域移行の推進	休日の部活動の地域クラブへの移行に向けた地域スポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。	学校教育課
147	中学生ふるさと未来塾の実施	ふるさとの魅力や地元で働く良さを中学生に知ってもらうため、地元企業を講師に招いてふるさと未来塾を実施します。	社会教育課
148	高校生ふるさとセミナーの実施	高校生が地域について学び、考え、課題に対する解決策を創り上げる活動をとおして、将来の菊川市を担う人材を育成します。また、活動の中で、地域の魅力の発見や郷土愛を育みます。	企画政策課
149	出前行政講座「市内の企業見学」の実施	市内の事業所や工場内を見学し、市民の方に市内企業について知っていただくとともに、小学生や中学生が就職について考える一助となるよう、出前行政講座を実施します。	商工観光課
150	企業見学バスツアーの実施	市内企業の事業概要等について、高校生や大学生、保護者の方に理解を深めていただき、市内企業への就職につなげるため、「企業見学バスツアー」を実施します。	商工観光課
151	職場体験等の体験的な学習活動の周知	ハローワーク等の就労支援機関と連携し、職場体験の受入れが可能な企業の情報を、企業就職情報誌等を利用して周知します。	商工観光課

施策（3）青年期に必要な支援の提供

青年期は、心理的・社会的に発達し、成人期に移行するための準備期間として、大切な時期です。青年期の若者が、自らの適性等を理解したうえで、職業や進学などの選択を行うことができ、その決定が尊重される取組や支援が必要です。

また、青年期が必要としている施策として、結婚を希望する人への出会いの場の創出や、新婚生活の生活支援を行うことで、新生活のスタートアップを支援します。

また、ひきこもりや自殺を防止するために、悩みや不安を抱える若者とその家族に対する相談体制を充実します。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
152	高校生のための 企業説明会の開催	ハローワーク等の就労支援機関と連携し、高校生に対して就職のための企業説明会を開催します。	商工観光課
151	職場体験等の体験的な 学習活動の周知【再掲】	ハローワーク等の就労支援機関と連携し、職場体験の受入れが可能な企業の情報を、企業就職情報誌等を利用して周知します。	商工観光課
11	起業を志す若者への 創業支援【再掲】	起業を考える若者に対し、セミナーの開催や相談対応を行うことで、創業を支援します。	産業支援 センター
153	「出会い・交流」の場の 創出	県と県内市町が運営する「ふじのくに出会いサポートセンター」により、結婚を希望する人への出会いの場を提供します。	企画政策課
154	結婚新生活支援事業	新婚世帯に対し、婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減するため、新生活にかかる費用を補助します。	企画政策課
155	生活困窮者自立支援事業 (ひきこもり支援推進事業)	ひきこもり相談支援員を配置し、ひきこもり状態にある方に対する支援を行うとともに、ひきこもりの予防や啓発、関係機関と連携した各種相談を実施します。	福祉課
79	こころの健康相談 機関の周知【再掲】	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて、LINE 相談等の周知啓発を行います。	健康づくり課

基本目標3 みんなで助け合い、支え合って、こどもを生み育てるまち

現状と課題

- アンケート調査の結果によると、子育てや教育にかかる経済的負担に不安を感じている家庭が一定の割合でいます。家庭の経済状況がこどもの進路に及ぼす影響を抑えるよう、負担の軽減を図る必要があります。
- 全国的に核家族化や地域交流の希薄化が進み、子育て家庭の孤立化が問題となっています。本市においても、こども家庭センターの開設や保健師等による訪問、ファミリー・サポート・センターの利用促進等を行ってきました。今後も引き続き、子育て家庭が孤立することがないように、取組の充実や周知を図る必要があります。
- 家庭内や企業等でも、共働き・共育ての意識を高め、社会全体で子育てを支えることが必要です。
- アンケート調査の結果によると、保護者が母親のひとり親家庭が、経済的に苦しい傾向があることがわかっています。ひとり親家庭に対する経済的な支援を行うとともに、保護者への就労支援等を実施することで、子育てに掛かる負担の軽減を図る必要があります。

取組の方向性

- 幼児教育・保育の無償化や児童手当の支給、こども医療費の助成等により、子育てや教育に関する経済的な負担の軽減を図ります。
- リフレッシュ・一時保育事業やファミリー・サポート・センターの利用促進等により、在宅で子育てをしている家庭も含め、地域の中で子育て家庭を支える仕組みを充実します。
- 家庭内における共働き・共育ての意識を高めるとともに、その実践を職場が理解し、社会全体で応援する仕組みをつくるため、子育てと就労を両立しやすい環境を整備に努めます。
- ひとり親世帯への経済的な支援や保護者の就労支援等により、ひとり親世帯の暮らしに応じた必要な支援を提供します。

施策

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

施策（１）子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てや教育に掛かる経済的な負担について、不安を感じている保護者も少なくなく、国や県の制度等も活用しながら、菊川市独自の支援策も加え、子育て世帯に対する経済的な負担の軽減を図ります。

児童手当の支給やこども医療費の助成のほか、３歳から５歳児クラスの保育料の無償化や就学援助費の支給、県が実施する「しずおか子育て優待カード」事業などに加え、新たに「地方就職学生支援金制度」を創設するなど、こどもを生み育てるための支援策を充実します。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
99	妊婦のための支援給付 【再掲】	妊婦等に対して面談等で心身の状況等の把握や情報提供、相談を行う妊婦等包括相談支援事業に加え、妊婦給付認定時及び胎児の人数等の届出時にそれぞれ給付を行います。	子育て応援課
156	児童手当の支給	高校生年代までのこどもを養育している方に児童手当を支給します。	子育て応援課
32	こども医療費 助成制度の推進【再掲】	こどもの健やかな成長と、家庭の経済的負担軽減を図る、こども医療費助成制度を推進します。	子育て応援課
157	子育て優待カードの促進	静岡県下全域で実施している「しずおか子育て優待カード」事業の、菊川市での協賛店舗数を増やします。	子育て応援課
42	幼児教育・保育の無償化 【再掲】	3歳から5歳児クラスの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用するこどもの保育料を無償化し、子育てに関する経済的負担を軽減します。 ※0歳から2歳児クラスの住民税非課税世帯のこどもの利用料も対象となります。	こども政策課
118	0～2歳児の第3子以降 の保育料無償化【再掲】	国の多子制限や保護者の所得に関わらず、0～2歳児の第3子以降の保育料を無償化します。	こども政策課
119	3～5歳児の第3子以降 の給食費(副食費)無償化 【再掲】	国の多子制限や保護者の所得に関わらず、3～5歳児の第3子以降の給食費(副食費)を無償化します。	こども政策課

NO.	事業名	事業内容	担当課
43	就学援助費の支給【再掲】	経済的な理由で学校に通うのが困難となっている児童生徒の保護者に、学校で必要な費用の一部を援助します。	教育総務課
62	特別支援教育 就学奨励費の支給【再掲】	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に、学校で必要な費用の一部を補助します。	教育総務課
158	菊川市地方就職 学生支援金の支給	東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)のキャンパスに通う大学生に対し、静岡県内の企業の就職活動(面接・試験)にかかる交通費の一部を補助します。	市長公室

施策（２）地域子育て支援、家庭教育支援

孤立した環境での子育ては、保護者に大きな精神的負担が掛かるため、地域ぐるみの子育て支援や保護者同士の交流の促進、保健師による訪問事業等を通して、孤立しない・孤立させない子育て環境を整えます。

「リフレッシュ・一時保育事業」や令和８年度から実施する「こども誰でも通園制度」、「ファミリー・サポート・センター事業」等により、在宅で子育てをしている家庭を支援します。

また、家庭教育学級を開設し、保護者同士が交流し、子育てやしつけについて悩みや喜びを話し合う場を設け、こどもの健全な発達を促します。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
94	妊婦等包括相談支援事業【再掲】	妊婦等に対して面談等を行い、心身の状況や環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談等を行います。	子育て応援課
95	妊娠出産時ホームヘルプサービスへの補助【再掲】	体調不良等により家事を行うことが困難な妊産婦が、産前産後にベビーシッターまたはホームヘルパーを利用された際に、費用の一部を補助します。	子育て応援課
98	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）【再掲】	乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん」を通じ、母親の育児不安等の解消に努めます。	子育て応援課
30	産後ケア事業【再掲】	出産後に心身の不調や育児不安を抱える母親を対象に、心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができるよう、きめ細やかな支援を行います。	子育て応援課
106	子育て支援教室の開催【再掲】	ふれあい遊びや育児のポイント等を伝える各種子育て支援教室を実施します。	子育て応援課
75	養育支援訪問事業【再掲】	養育支援が必要な家庭に対し、訪問を行います。	子育て応援課
77	子育て世帯訪問支援事業【再掲】	家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。	子育て応援課
22	子育て支援センターの運営【再掲】	乳幼児と保護者が集まり、交流するふれあいの場や、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。	子育て応援課

N0.	事業名	事業内容	担当課
159	子育てサークルの支援	保護者等地域住民が自主的に結成し運営している子育てサークルの活動を支援します。	子育て応援課
100	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】 (子育て援助活動支援事業)	ファミリー・サポート・センターの依頼会員(預けたい人)、提供会員(預かる人)の募集を行い、柔軟な保育体制づくりを進めます。	子育て応援課
113	リフレッシュ・一時保育事業【再掲】 (一時預かり事業 幼稚園型を除く)	保護者の社会的理由や私的理由により、一時的に乳幼児を保育するリフレッシュ・一時保育を実施します。	こども政策課
108	こども誰でも通園制度【再掲】	親が働いていなくても月に一定時間、こどもを幼児施設に預けられる新たな通園制度である「こども誰でも通園制度」を実施します。 ※0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象とし、令和8年度から実施予定です。	こども政策課
160	家庭教育支援の推進	保護者同士が交流し、子育てやしつけについて悩みや喜びを話し合う場を設け、こどもの健全な身体と人格の発達を助長するため、家庭教育学級を開設します。また、家庭教育支援員による各学級への巡回訪問を実施します。	社会教育課

施策（3）共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

出産前から、母親・父親になる人を対象に、共働き・共育ての意識を高めるとともに、年代に応じた男女共同参画の啓発を行います。

出産を期に退職する女性も一定数いることから、再就職したいと思った時に円滑に就労できるよう相談窓口の設置やセミナーの開催等を通じて、就労・就業に向けた支援を実施します。

また、市内事業者に対しても、職場における共働き・共育ての意識を醸成する取組を進めます。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
92	プレママ&パパサロン 【再掲】	今後、母親・父親になる人を対象に、出産や子育てに関して学べる「プレママ&パパサロン」を開催します。また、父親の参加を積極的に呼び掛けます。	子育て応援課
93	新米パパ教室 (父親支援教室)【再掲】	今後、父親になる人を対象に、出産前後の母親のケア、主体的な育児参加の具体的方法や仕事との両立について学べる教室を開催します。	子育て応援課
3	年齢に応じた 男女共同参画の啓発 【再掲】	園児への絵本の読み聞かせや小学生への職業講話、市民を対象とした講座の開催、啓発物品の配布等を通じ、年代に応じた男女共同参画の意識啓発を行います。	地域支援課
161	イクボス・イクメンの 周知・啓発	イクボス(部下や同僚の育児、ワークライフバランス等に配慮・理解のある上司)やイクメン(子育てを楽しみ、自身も成長する男性や将来そうなりたいと思っている男性)について周知・啓発し、仕事と子育てを両立できる社会を目指します。	地域支援課
162	男女共同参画社会づくり 宣言事業所登録の啓発	事業所や団体が、男性も女性も個性と能力を十分に発揮し、いきいき活躍できる環境づくりに取り組むことを宣言する「男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体」について啓発し、共働き・共育てができる社会を目指します。	地域支援課
163	企業への情報発信	企業訪問の際に、従業員が活用できる子育てに関する制度等の情報発信を行います。	商工観光課
51	お仕事相談所 「なでしこワーク」の開催 【再掲】	ハローワーク等の就労支援機関と連携し、気軽に就労に関する情報収集や就労・就業相談ができる窓口を開設します。	商工観光課
164	女性向け就労・就業支援	働く意欲のある女性を対象に、就職に係る不安や悩みの解消を図り、就職・再就職への第一歩を後押しするため、就労・就業支援セミナーを開催します。	商工観光課

施策（４）ひとり親家庭への支援

国の調査によると、ひとり親家庭では、令和３年の時点で、父子家庭と比較して母子家庭が多く、母子家庭の平均年間収入は３００万円に満たない状況となっています。また、母親の就業状況もパート・アルバイトの割合が高く、経済的に不安を抱える家庭が多いことがうかがえます。

こうした現状に対し、より安心して子どもを育てられるよう、経済的な支援を行うとともに、保護者への就労支援を実施することで、ひとり親家庭の子育てに掛かる経済的負担等の軽減を図ります。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
44	児童扶養手当の支給 【再掲】	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、支給要件に該当する家庭に児童扶養手当を支給します。	子育て応援課
45	ひとり親家庭等 医療費助成【再掲】	ひとり親家庭の親・20歳未満の児童と、両親のいない家庭の20歳未満の児童に対し、医療費の自己負担分を助成します。	子育て応援課
46	母子父子寡婦福祉資金 の促進【再掲】	ひとり親家庭を対象に修学資金等の貸付を促進し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て応援課
47	ひとり親家庭等 生活向上事業【再掲】	ひとり親家庭等に対して、中学生等の受験に向けた模試試験受験料等の支援を行います。 (令和８年度から実施予定です。)	子育て応援課
49	自立支援教育訓練の促進 【再掲】	ひとり親家庭の母または父が、就職するために必要な訓練を受ける場合、受講料の一部を助成します。	子育て応援課
50	高等職業訓練の促進 【再掲】	ひとり親家庭の母または父が、資格取得するための訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給します。	子育て応援課
52	臨時就労相談の実施 【再掲】	ひとり親家庭の就労支援のため、ハローワークと連携し、就労相談を行います。	子育て応援課

第5章 こども・若者の参画に向けた取組

菊川市は、令和5年11月に「菊川市こども・わかもの参画宣言」を行い、こども・若者のまちづくりへの参画等について、地域・NPO・学校・企業・行政等が協働しながら推進していく姿勢を表しました。

この宣言に込められた想いに沿い、第4章で示したこども施策を推進していくにあたっては、こども・若者と対等な視点に立ち、すべてのこども・若者の声を聴き、意見を反映させるよう努め、ニーズや実態に合った取組を進めていくことを目指します。

菊川市では、これまでも、こども・若者の声を聴き、まちづくりに生かそうとする取組やこども・若者自身が実践するまちづくり活動をサポートする取組を行ってきました。一方で、声を上げにくい環境にあるこども・若者を含め、より多くのこども・若者が意見を表明する機会は、まだ足りていないのが現状です。

そのため、すべてのこども・若者が、まちづくりに対して意見を表明することができ、市がその声をこども施策に反映させるための仕組みづくりを推進します。

取組の方向性

- こども・若者の社会参画やまちづくりへの意見表明、また、自己に関する事柄に対して声を上げられる環境を整えるため、こども・若者当事者、地域、NPO、学校、企業、行政等、多様な主体に対する意識啓発を行います。
- こども・若者と市が意見交換できる機会を創出するとともに、オンラインプラットフォームを導入し、すべてのこども・若者が意見表明できる仕組みづくりを行います。
- まちづくりに関心があるこども・若者を増やす取組を進めるとともに、こども・若者の想いに寄り添い、活動を支える人材を確保します。
- こども・若者が自主的に取り組む地域づくり活動に対し、財政面での支援を行うとともに、活動の場や機会を広げる等、こども・若者がより積極的に活動できる環境を整備します。

施策

- (1) こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実
 - (2) こども・若者の多様な声を施策に反映させる取組
 - (3) こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成・確保
 - (4) こども・若者が主体となって活動する団体等を支援する環境整備

施策（１）こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実

菊川市が、次代を担うこども・若者の意見を生かしたまちづくりを進めていくためには、こども・若者当事者だけでなく、地域や NPO、学校や企業、行政等、多様な主体が協働で取り組む必要があります。市全体で、こども・若者の社会参画を促進する意識の啓発を行います。

すべてのこども・若者が市の事業や計画に関心を持ち、広くまちづくりについて意見を表明する機会を保障するため、オンラインプラットフォームを導入します。

また、引き続き、市民協働センターと連携し、こども・若者の意見反映・社会参画を推進するとともに、市議会において「こども議会」を開催し、市議会や市政に関心を持ち、自由な意見・提言を行う機会を創出します。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
2	「菊川市こども・わかもの参画宣言」の周知・啓発【再掲】	「こども・わかもの参画宣言」に込められた理念の実現に向け、市民・地域・NPO・学校・企業・行政など、多様な主体が協働で取り組む必要があるため、宣言の周知・啓発を行います。	地域支援課
165	こども・若者参画協議会の開催	こども・若者の社会参画や意見表明・意見反映を推進するため、制度・仕組み・体制等についてこども・若者当事者と一緒に協議し、市の施策に反映するよう努めます。	地域支援課
166	オンラインプラットフォームの活用推進	市の事業や各種計画の策定等に関して、声を上げにくい環境にあるこども・若者も含め、広く意見を聴取し反映していくため、安心して自由に意見を表明できる場として、オンラインプラットフォームを導入し、その活用を推進します。	地域支援課
167	こども・若者の意見反映・社会参画の推進	「高校生まちづくりスクール」や「菊川まちづくり部」など、市民協働センターが実施する事業と連携し、こども・若者の意見反映・社会参画を推進します。	地域支援課
168	包括的な連携協定による地域発展と人材育成	市内高等学校と締結した包括的な連携協定により、教育や人材育成、まちづくりの推進、地域産業の振興や新産業の創出等の分野において連携し、地域の発展や人材の育成を図ります。	企画政策課
169	こども・若者の意見を表明する権利について市職員への周知啓発	市職員への研修会等を開催し、職員の意識を高めることで、計画の策定や事業等の実施にあたり、こども・若者の意見を聴取する機会の確保に努めます。	こども政策課
170	菊川市こども議会の開催	菊川市の未来を担うこどもたちが、模擬議会の体験を通じて議会や市政に関心を持ってもらうとともに、こどもたちの自由な意見・提言を発表する機会として、こども議会を開催します。	議会事務局

施策（２）こども・若者の多様な声を施策に反映させる取組

こども・若者の意見を施策に反映させるため、市とこども・若者が意見交換等を行う機会として、活動報告会や交流会、ワークショップ等を開催し、直接話し合いができる機会を設けます。

すべてのこども・若者が市政に関心を持ち、広くまちづくりについて意見を表明する機会を保障するため、オンラインプラットフォームを導入します。オンラインで意見が表明できるため、声を上げにくいこども・若者を含め、より多くのこども・若者の声を聴くことができるツールとして活用します。

また、市が主催する「こども施策」に関する委員会や審議会等に、当事者であるこども・若者に委員として参画いただき、その意見を「こども施策」に反映させるよう努めます。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
171	こども・若者との意見交換等をする機会の確保	市とこども・若者が意見交換等を行う機会として、活動報告会や座談会、交流会などを開催します。	地域支援課
165	こども・若者参画協議会の開催【再掲】	こども・若者の社会参画や意見表明・意見反映を推進するため、制度・仕組み・体制等についてこども・若者当事者と一緒に協議し、市の施策に反映するよう努めます。	地域支援課
166	オンラインプラットフォームの活用推進【再掲】	市の事業や各種計画の策定等に関して、声を上げにくい環境にあるこども・若者も含め、広く意見を聴取し反映していくため、安心して自由に意見を表明できる場として、オンラインプラットフォームを導入し、その活用を推進します。	地域支援課
172	委員会や審議会等へのこども・若者の登用	「こども施策」に関する審議会や協議会等において、当事者であるこども・若者を委員に登用し、意見聴取を行うとともに、施策へ反映するよう努めます。	こども政策課

施策（３）こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成・確保

まちづくりに関心を持つこども・若者を育成するため、高校生や若者を対象とした人材育成講座等を開催するとともに、中学生・高校生に市民協働やまちづくりについて学ぶ機会を提供します。

こども・若者が意見を言いやすい環境をつくるためには、こども・若者に寄り添い、意見を引き出してくれる「人」や安心して意見を言える「場」が必要です。こども・若者のまちづくりへの参加・参画や意見聴取・意見反映を支える「ユースワーカー」※¹や「ユースセンター」※²の導入等を目指します。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
173	こども・若者向けの 人材育成講座等の開催	市民協働センターにおいて、高校生や若者が参加できる人材育成講座等を開催し、こども・若者の「やってみたい」を支援します。	地域支援課
174	総合的学習や 探究学習への協力	中学校・高校で行われている総合的学習や探究学習に協力し、通常授業では体験できない市民協働やまちづくり等について学ぶ機会を提供します。また、市の出前行政講座の活用を促します。	地域支援課
168	包括的な連携協定による 地域発展と人材育成 【再掲】	市内高等学校と締結した包括的な連携協定により、教育や人材育成、まちづくりの推進、地域産業の振興や新産業の創出等の分野において連携し、地域の発展や人材の育成を図ります。	企画政策課
169	こども・若者の意見を 表明する権利について 市職員への周知啓発 【再掲】	市職員への研修会等を開催し、職員の意識を高めることで、計画の策定や事業等の実施にあたり、こども・若者の意見を聴取する機会の確保に努めます。	こども政策課
175	こども・若者の社会参画 や意見聴取・意見反映を 支援する人材等の確保	こども・若者の社会参画や意見聴取・意見反映を支援するため、ユースワーカーの確保やユースセンターの導入等を目指します。	地域支援課

※１ ユースワーカー…こども・若者の居場所づくりや地域参加などの幅広い活動を通し、こども・若者の成長を支える専門スタッフ

※２ ユースセンター…学校でもない、家庭でもない、こども・若者（主に中高生）が思い思いに過ごせる“第３の居場所”

施策（４）こども・若者が主体となって活動する団体等を支援する環境整備

こども・若者が主体となって活動するまちづくり団体への財政的な支援を行うとともに、活動を支える「場」と「人」の確保に努め、若者がより積極的に活動できる環境を整備します。

こども・若者にまちづくりへの関心を持ってもらうため、市政に関する情報を SNS を活用して発信することで、若者世代にも届きやすい情報発信に努めます。

まちづくりに関心があり、活動の場を求めるこども・若者と担い手不足に悩む地域コミュニティ組織等とのマッチングを推進し、自分たちの想いを実践する場を提供するとともに、地域課題の解決を図ります。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
175	こども・若者の社会参画や意見聴取・意見反映を支援する人材等の確保【再掲】	こども・若者の社会参画や意見聴取・意見反映を支援するため、ユースワーカーの確保やユースセンターの導入等を目指します。	地域支援課
176	こども・若者参画支援交付金制度の運用	市内において自主的な地域づくり活動にチャレンジしようとする若者団体を財政面で支援するため、こども・若者参画支援交付金制度を運用します。	地域支援課
177	こども・若者への情報発信の充実	若者世代が日常的に使用している SNS を活用し、市の情報を発信することで、若者世代が気軽に市からの情報を取得できるような体制づくりを進めます。	市長公室 各担当課
178	こども・若者の活動の場や機会を確保するマッチングの推進	市民協働センターにおいて、活動の場を求める若者団体やNPOと、担い手不足に悩む地域コミュニティ組織やその他の団体等とのマッチングを推進します。	地域支援課

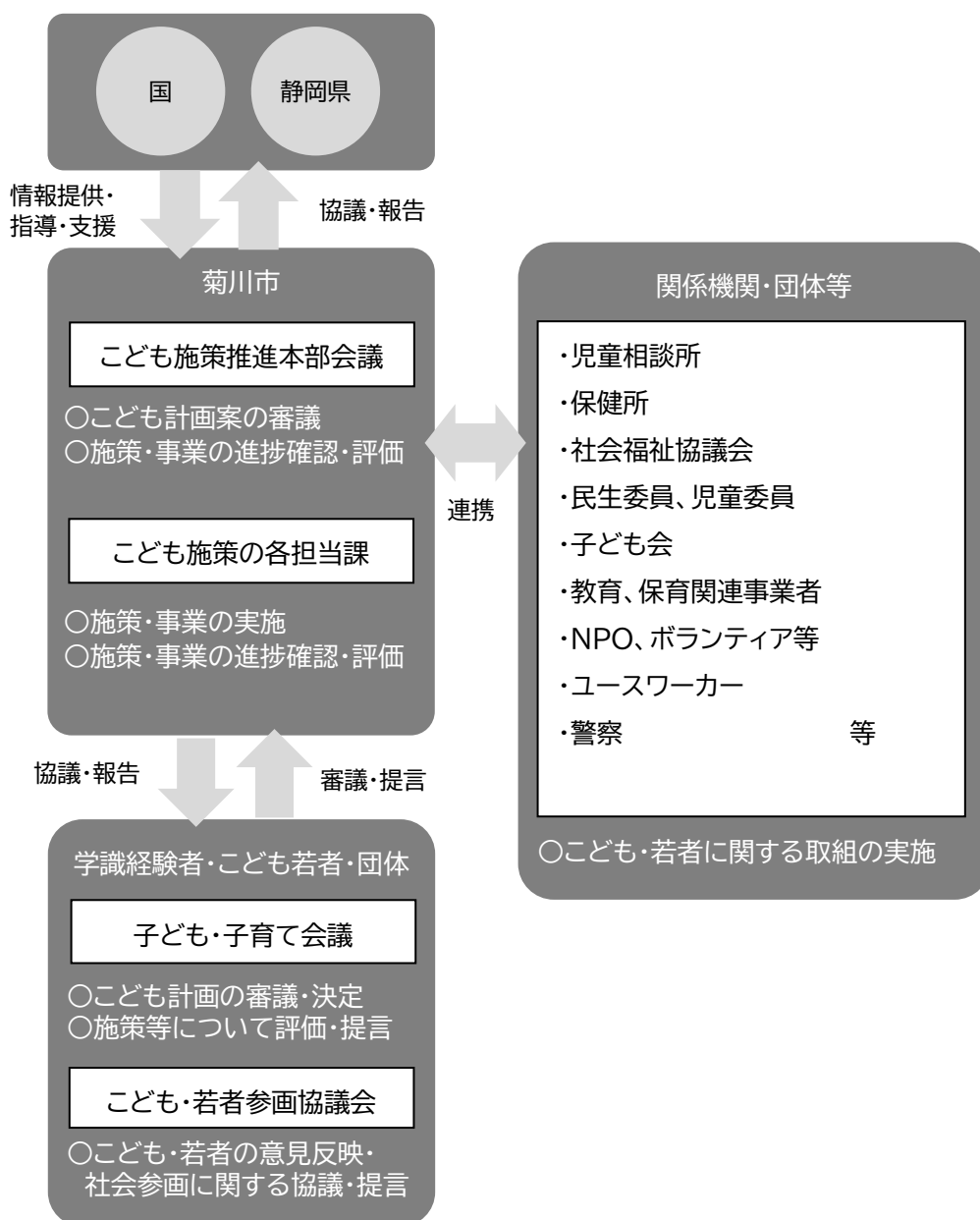
第6章 計画の推進体制と評価

1 施策の推進体制

こども計画に掲げられた施策を推進するためには、国・県との協力をはじめ、関係する機関・団体等と連携し、総合的かつ効果的に実施することが必要です。

こども施策の推進にあたっては、こども・若者の意見を聴き、施策に反映させることが求められており、子ども・子育て会議やこども・若者参画協議会に高校生や大学生が参画するとともに、施策に応じて、適切な手法でこども・若者の声を聴く機会を創出します。

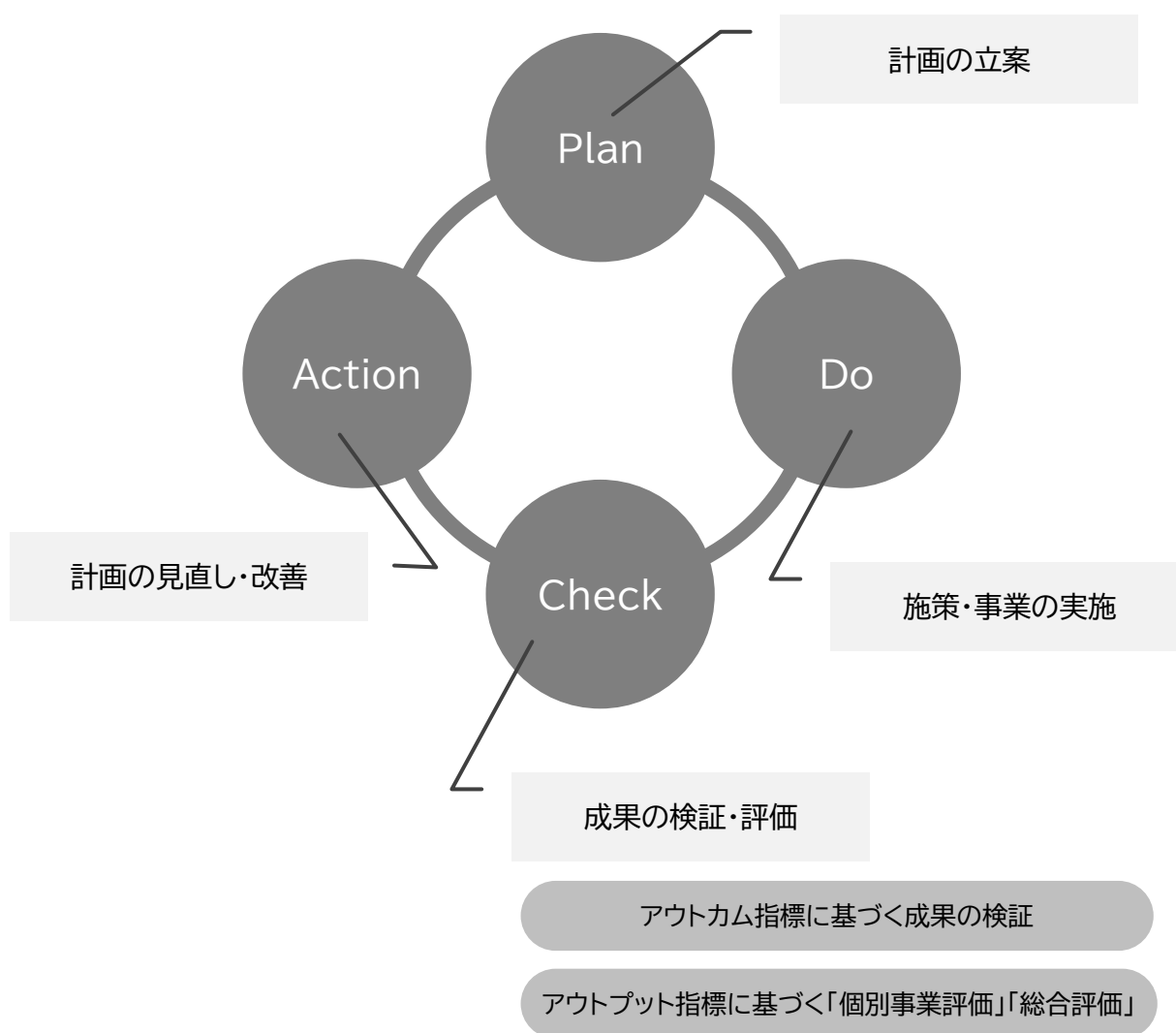
また、こども施策推進本部会議等を組織し、こども施策の進捗確認や事業評価を行い、全庁を挙げて、こども計画の推進を図ってまいります。



2 数値目標(指標)の設定と進捗管理

本計画の基本理念である「こどもまんなか しあわせのわ きくがわ ～すこやかに育ち 自分らしく輝けるまち～」の実現に向け、第4章・第5章に掲げた施策・事業を着実に推進するとともに、第7章に掲げる「量の見込み」を不断に検証し、適切な「確保の方策」を講じます。

各施策や事業の進捗状況については、PDCAサイクルに沿って、別に設けるアウトカム指標により成果を検証するとともに、アウトプット指標に基づく「個別事業評価」と「総合評価」を行い、結果を毎年度「子ども・子育て会議」において報告します。



第7章 将来人口推計に基づく量の見込みと確保の方策

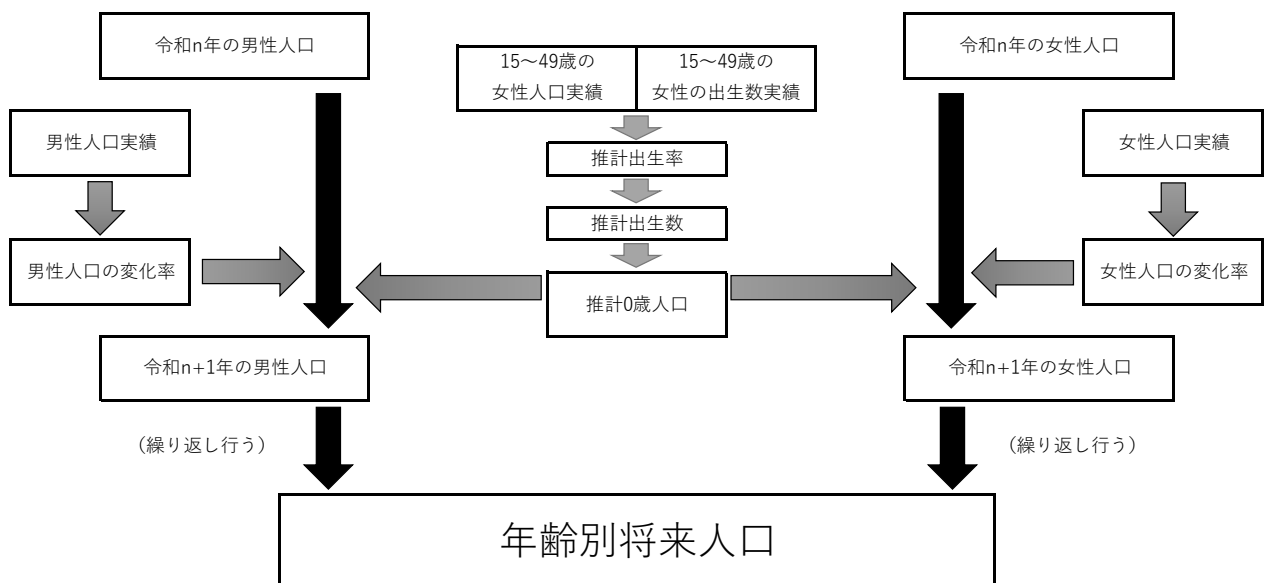
1 将来人口推計

本計画においては、菊川市総合計画における人口推計に基づき、詳細な人口推計を行っています。推計は、歳児別の人数を求める必要があることから、住民基本台帳の男女各歳別人口を基に、1歳ごとの男女別人口を求めるコーホート変化率法※によって推計しています。

菊川市総合計画における人口推計は、国勢調査（10月1日時点の人口）における人口に基づいていることから、本計画でも住民基本台帳の10月1日時点の人口を基に推計しています。

※コーホート変化率法：コーホート（cohort）とは、同年（または同時期）に出生した集団のことを指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

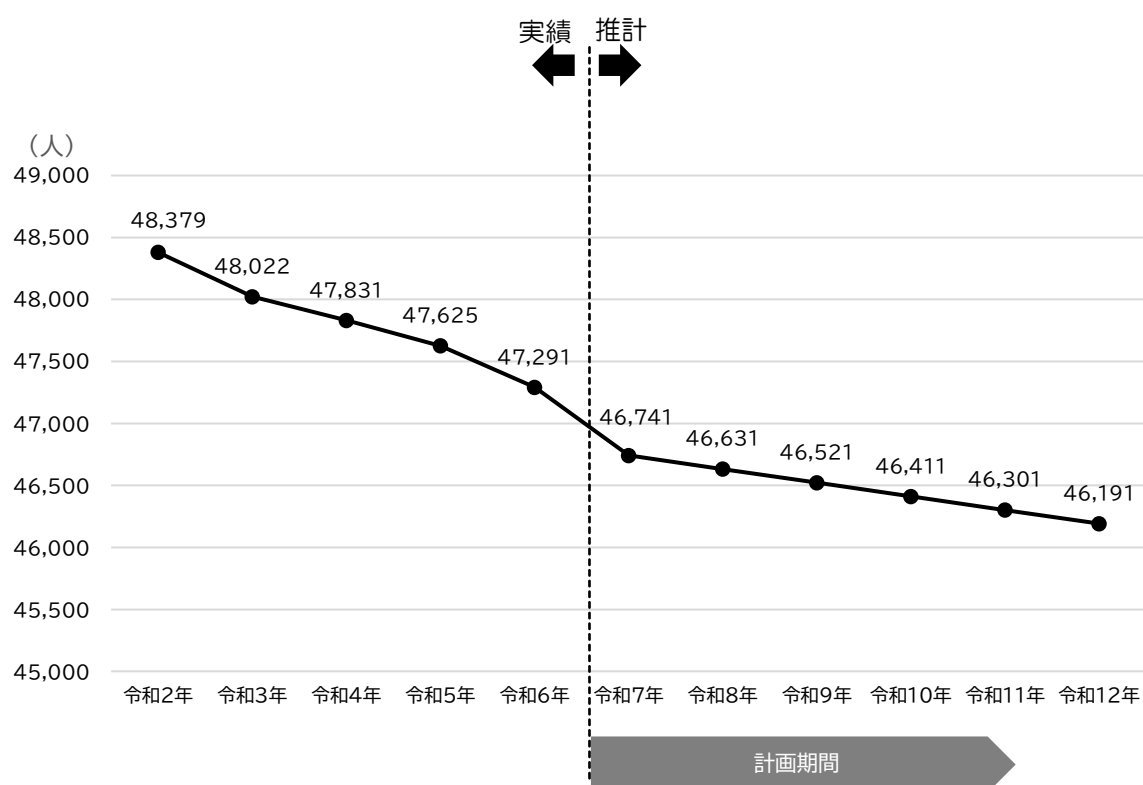
○コーホート変化率法イメージ図



(1) 総人口の推移と推計

菊川市の総人口は、令和2年には 48,379 人でありましたが、令和6年には 47,291 人まで減少しました。

また、人口構成や出生数等、近年の状況を総合的に判断した人口推計によると、令和7年以降もこの傾向は続く見込みであり、本計画最終年度にあたる令和11年の総人口は、46,301 人となる見込みです。



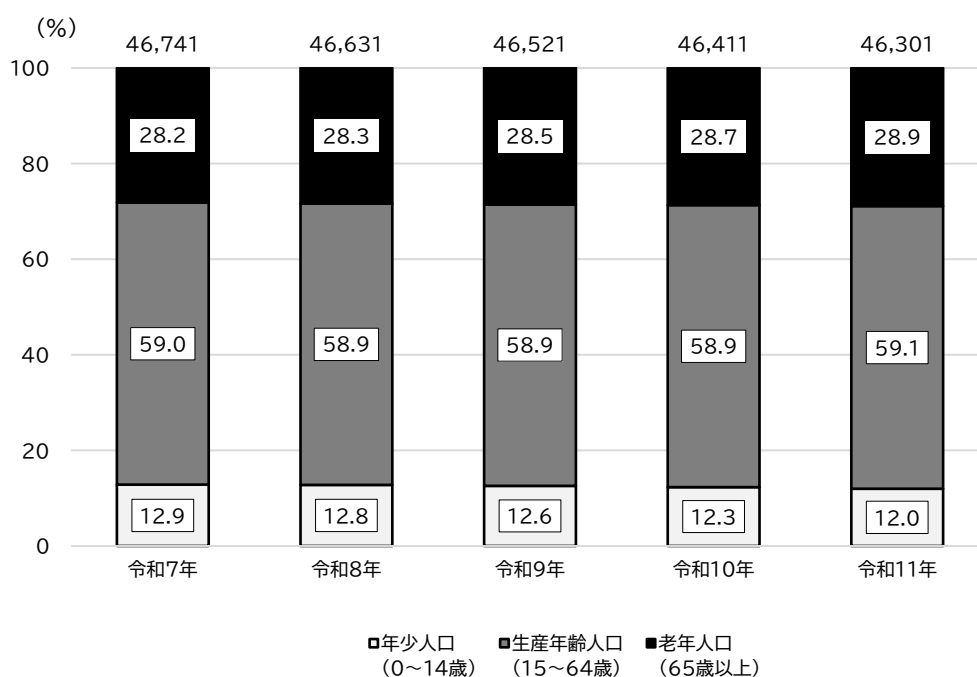
※各年度10月1日時点

※令和2年度から令和6年度までは、住民基本台帳上の実績値

※令和7年度以降は、令和2年度までの国勢調査の人口を基にした推計値

(2)年齢3区分別推計人口割合

年齢3区分別推計人口割合をみると、年少人口（0～14 歳）は少しずつ低下する見込みとなっており、令和 11 年度では年少人口割合が 12.0%となっています。生産年齢人口の割合は、ほぼ横ばいとなる見込みで、59.1%となっています。老年人口（65 歳以上）の割合は、上昇傾向が続く見込みで、令和 11 年度では、28.9%となっています。



		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口(0歳～14 歳)	人口(人)	6,008	5,962	5,869	5,730	5,544
	割合(%)	12.9	12.8	12.6	12.3	12.0
生産年齢人口(15 歳～64 歳)	人口(人)	27,567	27,451	27,382	27,359	27,383
	割合(%)	59.0	58.9	58.9	58.9	59.1
老年人口(65 歳以上)	人口(人)	13,166	13,218	13,270	13,322	13,374
	割合(%)	28.2	28.3	28.5	28.7	28.9

※各年度10月1日時点

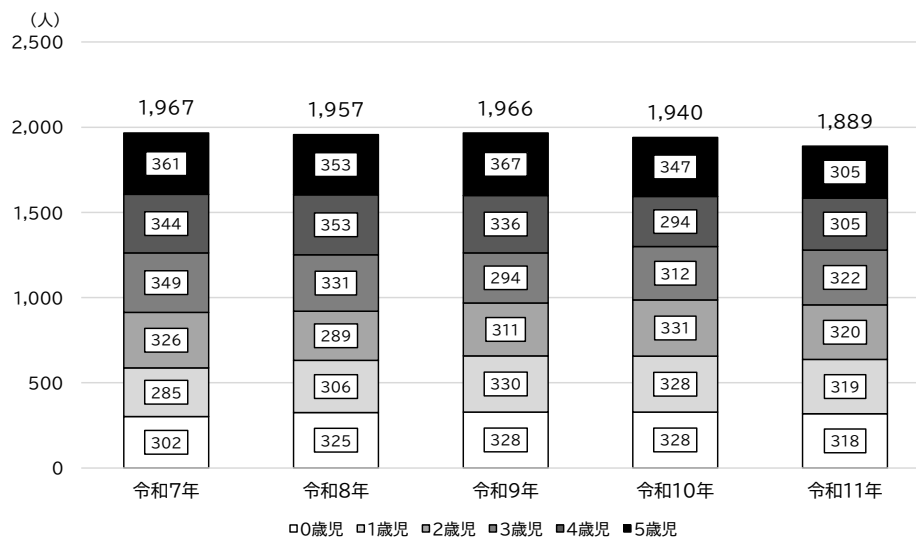
※令和2年度までの国勢調査の人口を基にした推計値

※構成の割合は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない

(3)0～5歳児の推計

菊川市の0～5歳児は、減少傾向が継続し、計画最終年度にあたる令和11年には1,889人になる見込みです。

出生数の減少傾向が継続していることにより、全体的に6歳～11歳の児童数より人口が少なくなっています。これ以上の出生数の減少を抑止するため、妊産婦への支援や、子育てしやすい環境を整備することが重要です。

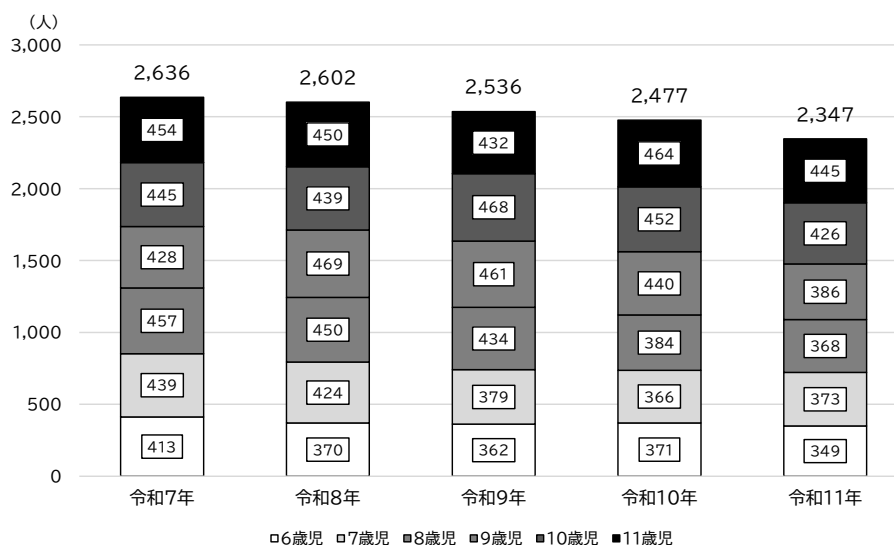


※各年度10月1日時点

※令和2年度までの国勢調査の人口を基にした推計値

(4)6～11歳児の推計

菊川市の6～11歳児も、減少傾向が継続し、計画最終年度にあたる令和11年には2,347人になる見込みです。こどもが健やかに成長できる環境を整備し、子育て世帯の転入を促進する等、人口減少を抑止する取組が重要です。



※各年度10月1日時点

※令和2年度までの国勢調査の人口を基にした推計値

2 量の見込みの算出にあたって

(1)教育・保育の提供区域

本市は、平成 17 年 1 月に旧菊川町と旧小笠町が合併し、令和 7 年 1 月、市制 20 周年を迎えました。

人口は、令和 6 年 10 月の時点で約 47,000 人で、市内には JR 東海道本線が通り、菊川駅があります。また、東名高速道路のインターチェンジもあることから、通勤や買い物等の利便性も高く、生活しやすい地域です。また、温暖な気候で、豊かな自然にも恵まれています。

一般的に、こどもや保護者が住んでいる身近なところで、質の高い教育・保育及び子育て支援サービスが受けられることが求められています。

本市には、各地域においてそれぞれの特色がありますが、人口分布、地理的状况、交通事情、その他社会的条件を勘案し、子育て支援の取組は、市全域を 1 つの区域とすることが適当と考えます。

①教育・保育の提供区域

本市全域を 1 つの区域とします。

②地域子ども・子育て支援事業の提供区域

教育・保育の提供区域と合わせ、本市全域を 1 つの区域とします。

(2)量の見込みの考え方

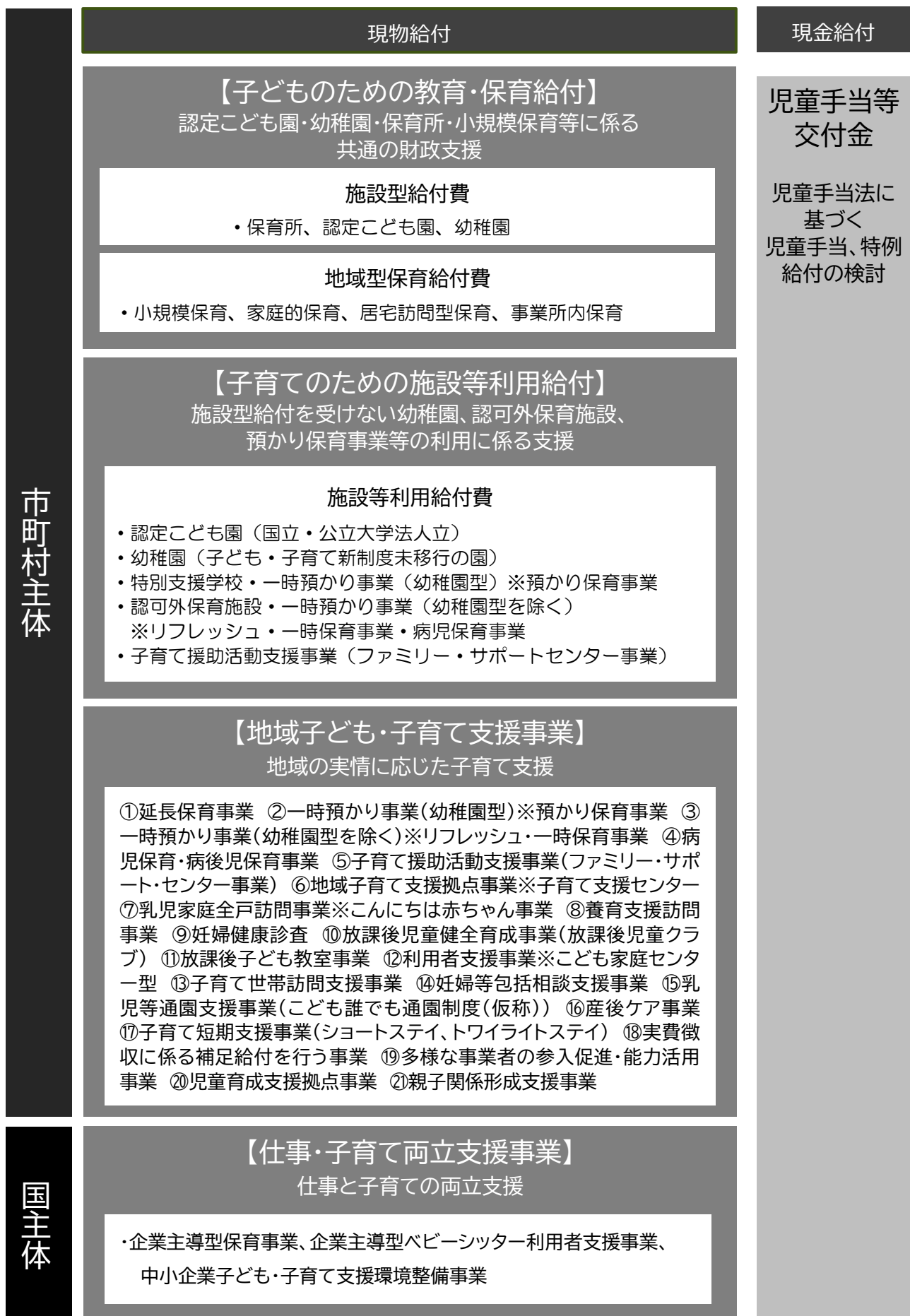
平成 27 年度から施行された『子ども・子育て支援新制度』では、市町村において 5 年を 1 期とする『子ども・子育て支援事業計画』を策定することとされており、幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、提供体制の確保・確保の内容・実施時期を定めることとなっています。

本計画の根拠法のひとつである『子ども・子育て支援法』では、子ども・子育て支援給付を創設し、新制度に移行した保育所・認定こども園・幼稚園等の利用にあたり、市町村が子どもの年齢と各家庭の保育の必要性に基づいて「教育・保育給付認定」を行い、「子どものための教育・保育給付」を支給する仕組みについて規定しています。

また、令和元年度 10 月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、『子ども・子育て支援法』の改正に合わせて子育てのための施設等利用給付が新設されました。

『子ども・子育て支援事業計画』を包含する本計画においても、『第 2 期菊川市子ども・子育て支援事業計画』で実施した子ども・子育て支援給付に継続して取り組みます。

子ども・子育て支援給付の関係性は、以下の図のようになります。



①認定区分

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれます。

認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります。

【教育・保育給付認定】

認定区分	支給要件	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 小規模保育事業等

【施設等利用給付認定】

認定区分	支給要件
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの

認定区分	支給に係る施設・事業
新1号認定	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
新3号認定	

②家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み量）を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。そのため、アンケート調査結果を基に、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプ A～F の8種類の類型化を下図のように行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と母親の就労意向を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに事業量の見込みを算出します。

母親		3. パートタイム就労		5. 現在は就労していない		
1. フルタイム就労		4. 育休・介護休業中				
父親	2. 育休・介護休業中		120時間以上	120時間未満	64時間未満	6. 就労したことがない
				64時間以上		
1. フルタイム就労		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
2. 育休・介護休業中						
3. パートタイム就労	120時間以上	タイプC	タイプE			
	120時間未満					
	64時間以上	タイプC'		タイプE'		
4. 育休・介護休業中	64時間未満					
5. 現在は就労していない		タイプD				タイプF
6. 就労したことがない						

タイプ A	ひとり親家庭（母子または父子家庭）
タイプ B	フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプ C	フルタイム × パートタイム共働き家庭 （就労時間：月 120 時間以上＋64 時間～120 時間の一部）
タイプ C'	フルタイム × パートタイム共働き家庭 （就労時間：月 64 時間未満＋64 時間～120 時間の一部）
タイプ D	専業主婦（夫）家庭
タイプ E	パートタイム共働き家庭 （就労時間：両親とも月 120 時間以上＋64 時間～120 時間の一部）
タイプ E'	パートタイム共働き家庭 （就労時間：両親のいずれかが月 64 時間未満＋64 時間～120 時間の一部）
タイプ F	無業の家庭（両親とも無職の家庭）

※育児・介護休業中の方も就労しているとみなして分類しています。

③量の見込みの対象事業と算出フロー

下記の事業は「量の見込み」の算出を行い、確保の方策を提示します。

○対象事業

【教育・保育事業】

認定区分	対象事業	主な対象家庭	対象年齢
1号認定	幼稚園 認定こども園	専業主婦・主夫家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2号認定	幼稚園 認定こども園 保育所	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭 ひとり親家庭 共働き家庭 等	
3号認定	認定こども園 保育所 地域型保育事業所		0～2歳

【地域子ども・子育て支援事業】

令和4年の児童福祉法の改正及び令和6年の子ども・子育て支援法の改正に基づき、こどもや子育て家庭の支援をより一層充実させるため、本計画で新たに6事業を追加しています。

対象事業	主な対象家庭	対象年齢・対象児童
延長保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
一時預かり事業（幼稚園型） ※預かり保育事業	専業主婦・主夫家庭	3～5歳
一時預かり事業（幼稚園型を除く） ※リフレッシュ・一時保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
病児保育・病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	1～5歳
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳、1～6年生
地域子育て支援拠点事業 ※子育て支援センター	全ての家庭	0～2歳
乳児家庭全戸訪問事業 ※こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭	
養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭	
妊婦健康診査	妊娠中の女性	
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	ひとり親家庭 共働き家庭	1～6年生
利用者支援事業 ※こども家庭センター	全ての家庭	0～5歳 1～6年生
子育て短期支援事業 （ショートステイ、トワイライトステイ）	全ての家庭	0～5歳 1～6年生
【新規】子育て世帯訪問支援事業	児童に対し、不適当な 監護環境、養育環境に ある家庭や、若年妊婦 等支援が必要な家庭	

対象事業	主な対象家庭	対象年齢・対象児童
【新規】児童育成支援拠点事業	不適當な養育環境にある家庭や、不登校等、居場所を必要とする学齢期の児童がいる家庭	6 ～ 18 歳未満
【新規】親子関係形成支援事業	児童に対し、不適當な監護環境にある家庭や、養育支援が必要な家庭等	0 ～ 18 歳未満
【新規】妊婦等包括相談支援事業	妊娠中の女性やその配偶者等	0 歳 6 か月 ～ 3 歳未満
【新規】乳児等通園支援事業	全ての家庭	
【新規】産後ケア事業	産後ケアを必要とする者	

○算出フロー

国が示しているフローに沿って、以下の手順で対象事業の量の見込みを算出しています。



※下記の事業については、アンケート調査に基づき量を見込むものではありませんが、確保の方策や今後の方向性を明記します。

【地域子ども・子育て支援事業】

対象事業	主な対象家庭	対象年齢・対象児童
放課後子ども教室事業	小学校に通う児童が いる全ての家庭	1～6年生
実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度未移行幼稚園 に通う低所得世帯等	3～5歳

3 教育・保育事業について

(1)教育ニーズ:1号認定

教育を必要とする1号認定の量の見込みと確保の方策は、アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、概ね以下のように推移すると予想されます。

(人)

		R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A		294	271	267	252	243	242
確保 の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園)	585	371	371	371	371	371
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	合計・・・B	585	371	371	371	371	371
差 (B - A)		291	100	104	119	128	129

【取組について】

令和7年度以降、3～5歳児人口の減少や女性の就労の増加とともに、教育ニーズは減っていくと考えられますが、今後も安定して供給量を確保していく必要があります。状況に応じた既存施設の教育枠定員の見直しを行い、適正な教育枠定員の確保に努めます。

※本市では令和7年度から市内の幼稚園はすべて認定こども園へ移行しています。そのため、2号認定の教育ニーズ（幼児期の学校教育の利用希望の強い者）については、量の見込み、確保の方策ともに、次ページの（2）保育ニーズ：2号認定において算出しています。
また、（2）保育ニーズ：2号認定の量の見込みに含まれている「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」の教育ニーズの受入もできるよう（1）教育ニーズにおいても、余裕をもってその確保を図っています。

(2)保育ニーズ:2号認定

保育を必要とする2号認定の量の見込みと確保の方策は、アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、概ね以下のように推移すると予想されます。

(人)

		R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A		760	783	770	745	710	690
確保 の方策	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	760	771	771	771	771	771
	特定地域型保育事業 (事業所内保育事業等)	0	0	0	0	0	0
	合計・・・B	760	771	771	771	771	771
差(B-A)		0	▲ 12	1	26	61	81

【取組について】

令和7年度以降、3～5歳児人口は減少する見込みですが、保育ニーズは横ばいになると考えられます。令和7年度に小笠北認定こども園を開園し、保育枠定員を拡充します。以後、状況に応じた既存施設の保育枠定員の見直しを行い、適正な保育枠定員の確保に努めます。

※本市では令和7年度から市内の幼稚園はすべて認定こども園へ移行しています。そのため、2号認定の教育ニーズ（幼児期の学校教育の利用希望の強い者）については、量の見込み、確保の方策ともに、上記の（2）保育ニーズ：2号認定において算出しています。

また、（2）保育ニーズ：2号認定の量の見込みに含まれている「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」の教育ニーズの受入ができるよう（1）教育ニーズにおいても、余裕をもってその確保を図っています。

(3)保育ニーズ:3号認定

①保育利用率:3号認定

3号認定の保育利用率は、概ね以下のように推移すると予想されます。

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
0～2歳推計児童数（人）	937	913	920	969	987	957
確保の方策（人）	504	509	509	509	509	509
保育利用率（％）	53.8	55.8	55.3	52.5	51.6	53.2

②保育ニーズ:3号認定全体

3号認定全体の量の見込みと確保の方策は、アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、概ね以下のように推移すると予想されます。

（人）

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A	524	488	485	520	536	541
確保 の方 策	特定教育・保育施設 （保育所・認定こども園）	447	452	452	452	452
	特定地域型保育事業 （小規模保育事業等）	57	57	57	57	57
	合計・・・B	504	509	509	509	509
差（B－A）		▲ 20	21	24	▲ 11	▲ 27

【取組について】

令和7年度以降、0～2歳児人口は増減しながら減少傾向となる見込みですが、保護者の就労希望者の増加や就労時間の延長希望の増加等により、保育ニーズは横ばいからやや増加していくと考えられます。令和7年度に小笠北認定こども園を開園し、保育枠定員を拡充します。以後、状況に応じた既存施設の保育枠定員の見直しを行い、適正な保育枠定員の確保に努めます。

③0歳児

3号認定のうち、0歳児の量の見込みと確保の方策は、アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、概ね以下のように推移すると予想されます。

(人)

		R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A		77	81	89	92	94	94
確保 の方策	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	82	78	78	78	78	78
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	6	6	6	6	6	6
	合計・・・B	88	84	84	84	84	84
差 (B - A)		11	3	▲ 5	▲ 8	▲ 10	▲ 10

【取組について】

令和7年度以降、0歳児人口は増減しながら減少傾向となる見込みですが、保育ニーズは横ばいからやや増加していくと考えられます。ニーズに対する定員を確保できる見込みですが、引き続き、十分確保できるように体制を整えていきます。

④1歳児

3号認定のうち、1歳児の量の見込みと確保の方策は、アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、概ね以下のように推移すると予想されます。

(人)

		R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A		206	183	197	213	213	207
確保 の方策	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	157	161	161	161	161	161
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	25	25	25	25	25	25
	合計・・・B	182	186	186	186	186	186
差 (B - A)		▲ 24	3	▲ 11	▲ 27	▲ 27	▲ 21

【取組について】

令和7年度以降、1歳児人口は増減しながら減少傾向となる見込みですが、保育ニーズは横ばいからやや増加していくと考えられます。状況に応じた既存施設の保育枠定員の見直しを行い、適正な保育枠定員の確保に努めます。

⑤2歳児

3号認定のうち、2歳児の量の見込みと確保の方策は、アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、概ね以下のように推移すると予想されます。

(人)

		R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A		241	224	199	215	229	222
確保 の方策	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	208	213	213	213	213	213
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	26	26	26	26	26	26
	合計・・・B	234	239	239	239	239	239
差 (B - A)		▲ 7	15	40	24	10	17

【取組について】

令和7年度以降、2歳児人口は増減しながら減少傾向となる見込みですが、保育ニーズは横ばいからやや増加していくと考えられます。状況に応じた既存施設の保育枠定員の見直しを行い、適正な保育枠定員の確保に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業について

(1)延長保育事業

【概要】

保護者の勤務条件や家庭の事情等により、施設が定めた通常保育時間外に保育を必要とする園児に対し、保育を実施する事業

【対象】

保育所や認定こども園に入所しており、通常保育時間外の保育を必要としている園児

アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、量の見込みと確保の方策は、以下のようになります。

(人)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A	296	295	295	297	294	286
確保の方策・・・B	386	295	295	297	294	286
(施設数)	14	15	15	15	15	15
差 (B - A)	90	0	0	0	0	0

【取組について】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

長時間保育が園児の負担とならないように配慮しつつ、引き続き、保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

○延長保育事業実施園

【保育所】

公立・私立	園名	開所時間	基本時間	標準	時間	短時間	時間
私立	河城保育園	7:00~18:30	8:00~16:00	○	18:00~18:30	○	16:00~以降
私立	菊川保育園	7:00~19:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00	○	7:00~8:00 16:00~19:00
私立	横地保育園	7:00~19:00	8:00~16:00	○	7:00~8:00	○	16:00~以降
私立	ひかり保育園	7:00~19:00	8:00~16:00	○	7:00~8:00	○	16:00~以降

【認定こども園（保育所部分）】

公立・私立	園名	開所時間	基本時間	標準	時間	短時間	時間
公立	小笠北 認定こども園	7:00~19:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00	○	7:00~8:00 16:00~17:00
私立	認定こども園 西方こども園	7:30~19:00	8:15~16:15	○	7:30~8:00	○	16:15~17:00
私立	認定こども園 愛育保育園	7:30~19:00	8:15~16:15	○	7:30~8:00	○	7:30~8:15 16:15~19:00
私立	認定こども園 堀之内幼稚園	7:30~18:30	8:15~16:15	-	-	○	7:30~8:15 16:15~18:00
私立	認定こども園 双葉こども園	7:00~19:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00	○	7:00~8:00 16:00~19:00
私立	認定こども園 菊川中央こども園	7:30~18:30	8:00~16:00	-	-	○	7:30~8:00 16:00~18:30
私立	おおぞら 認定こども園	7:00~19:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00	○	7:00~8:00 16:00~17:00

【小規模保育事業】

公立・私立	園名	開所時間	基本時間	標準	時間	短時間	時間
私立	なかうちだのぞみ 保育園	7:30~18:30	8:30~16:30	-	-	○	7:30~8:30 16:30~18:30
私立	おやまのこ	8:00~19:00	8:15~16:15	-	-	○	8:00~8:15 16:15~19:00
私立	あいキッズランド 菊川加茂園	7:30~18:30	8:30~16:30	-	-	○	7:30~8:30 16:30~18:30
私立	あいキッズランド カルガモ園	7:30~18:30	8:30~16:30	-	-	○	7:30~8:30 16:30~18:30

(2)一時預かり事業(幼稚園型)

※預かり保育事業

【概要】

保護者の勤務条件や家庭の事情等により、施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要とする園児に対し、保育を実施する事業

【対象】

幼稚園等に入所しており、施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要としている園児

アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、量の見込みと確保の方策は、以下のようになります。

(回)

		R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A		7,184	6,747	6,337	5,952	5,590	5,250
確保 の方 策	確保の方策・・・B	7,200	6,747	6,337	5,952	5,590	5,250
	(施設数)	6	5	5	5	5	5
差 (B - A)		16	0	0	0	0	0

【取組について】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

教育ニーズの減少とともに、ニーズ量は減っていくと考えられますが、今後も安定して供給量を確保していく必要があります。

○一時預かり事業（幼稚園型）実施園

【認定こども園（幼稚園部分）】

公立・ 私立	園名	開所時間	基本時間	平日	時間	長期 休暇	時間
公立	小笠北 認定こども園	7:00～19:00	8:00～14:00	○	14:00～17:00	○	8:00～17:00
私立	認定こども園 堀之内幼稚園	7:30～18:30	8:15～15:00	○	7:30～8:15 15:00～17:00	○	8:00～17:00
私立	認定こども園 双葉こども園	7:00～19:00	8:00～14:00	○	7:00～8:00 14:00～17:00	○	7:00～17:00
私立	認定こども園 菊川中央こども園	7:30～18:30	8:30～15:00	○	7:30～8:30 15:00～17:30	○	8:30～16:00
私立	おおぞら 認定こども園	7:00～19:00	8:00～14:00	○	14:00～15:00	○	8:00～15:00

※開所時間は、保育所部分を含んだ時間となっています。

(3)一時預かり事業(幼稚園型を除く)

※リフレッシュ・一時保育事業

【概要】

通常保育の対象とならない乳幼児で、保護者の病気や入院、冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な乳幼児に対し、保育を実施する事業

【対象】

市内に住む保育所等未入所の乳幼児

アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、量の見込みと確保の方策は、以下のようになります

(回)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A	962	1,013	1,066	1,122	1,180	1,242
確保の方策・・・B	1,480	1,013	1,066	1,122	1,180	1,242
(施設数)	11	12	12	12	12	12
差 (B - A)	518	0	0	0	0	0

【取組について】

ニーズ量は、今後も増加していくと考えられるため、引き続き、保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

(4)病児保育・病後児保育事業

【概要】

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、ケガや病気の回復期にある幼児を一時的に専門施設において保育する事業

【対象】

市内に住み、ケガや病気の回復期にあるが集団保育が困難で、保護者の勤務等やむを得ない事由により、家庭による保育が困難な幼児

病後児保育事業は、これまで利用実績がないことから、登録者数により利用ニーズを把握することとします。

量の見込みと確保の方策は、以下のようになります。

(人)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A	18	20	21	23	25	28
確保の方策・・・B	26	20	21	23	25	28
差 (B - A)	8	0	0	0	0	0

【取組について】

病後児保育はニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

ニーズ量は、今後も増加していくと考えられるため、引き続き、保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

(5)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【概要】

乳幼児や児童を預かってほしい人と預かることができる人が、会員として登録し、会員同士で援助活動を行う事業

※市が登録事務、マッチング等を実施します。また、本事業は、掛川市と共同で実施しています。

【対象】

乳幼児、児童

※こどもを預かる方は、菊川市・掛川市内在住者、預ける方は、菊川市・掛川市内在住・在勤・在学者。

アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、量の見込みと確保の方策は、以下のようになります。

(回)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A	53	53	53	53	53	53
確保の方策・・・B	31	53	53	53	53	53
差 (B - A)	▲ 22	0	0	0	0	0

【取組について】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

引き続き、保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

(6)地域子育て支援拠点事業

※子育て支援センター

【概要】

乳幼児とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供し、子育てに役立つ情報のお知らせや、子育てに関する悩みについての相談を行う事業

【対象】

乳幼児とその保護者

アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、量の見込みと確保の方策は、以下のようになります。

(回/月)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A	3,400	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
確保の方策・・・B	3,750	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
(施設数)	2	2	2	2	2	2
差 (B - A)	350	0	0	0	0	0

【取組について】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

引き続き、保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

(7)乳児家庭全戸訪問事業

※こんにちは赤ちゃん事業

【概要】

乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保するために、保健師が家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供等を行う事業

【対象】

市内に住む生後4か月までの乳児のいる全ての家庭

※里帰り出産等で一時的に市内に居住している家庭へ訪問を行う場合もあります。

量の見込みと確保の方策は、以下のようになります。

(人)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A	277	302	325	328	328	318
確保の方策・・・B	363	302	325	328	328	318
差 (B - A)	86	0	0	0	0	0

【取組について】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

引き続き、ニーズに応えることのできる体制を整えていきます。

(8)養育支援訪問事業

【概要】

育児上の諸問題の解決・軽減を図り、家庭において安定した養育が実施できるよう、訪問による具体的な育児に関する支援を行う事業

【対象】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える保護者、または虐待に至るおそれがある保護者等、支援が必要であると判断される家庭

過去の需要等を踏まえると、量の見込みと確保の方策は、以下のようになります。

(人)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A	168	168	168	168	168	168
確保の方策・・・B	162	168	168	168	168	168
差 (B - A)	▲ 6	0	0	0	0	0

【取組について】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

引き続き、保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

(9)妊婦健康診査

【概要】

市が委託した医療機関及び助産所において、妊婦が実施した健康診査について、所定の金額を公費負担する事業

※基本健診 16 回、超音波検査 4 回、血液検査 1 回、血算検査 1 回、GBS 検査 1 回

【対象】

市内に住む妊婦

過去の需要等を踏まえると、量の見込みと確保の方策は、以下のようになります。

(回)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A	4,432	4,832	5,200	5,248	5,248	5,088
確保の方策・・・B	4,454	4,832	5,200	5,248	5,248	5,088
差 (B - A)	22	0	0	0	0	0

【取組について】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

引き続き、全ての妊婦が健康診査を受けられる体制を整えていきます。

(10)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【概要】

児童の健全育成を図るため、放課後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与える事業

【対象】

保護者が仕事等により、昼間家庭にいない児童

※学区によって定員があります。

アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、量の見込みと確保の方策は、以下のようになります。

(人)

		R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量 の 見 込 み	1年生	170	178	176	172	167	159
	2年生	170	159	156	152	149	141
	3年生	114	125	123	120	117	111
	4年生	75	77	76	74	72	69
	5年生	24	26	25	25	24	23
	6年生	7	4	4	3	3	3
	合計・・・A	560	569	560	546	532	506
確 保 の 方 策	確保の方策・・・B	646	646	646	646	646	646
	(施設数)	9	9	9	9	9	9
差 (B - A)		86	77	86	100	114	140

【取組について】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

ただし、学年別・学校別で待機児童が出ないように、保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

(11)放課後子ども教室事業

【概要】

市内の小学校において、放課後に小学校の余裕教室等を活用して、地域の人々の参画を得て、児童と共に学習やスポーツ・文化活動、地域との交流を行う事業

【対象】

小学校に通う児童

量の見込みと確保の方策は、以下のようになります。

(校)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A	6	9	9	9	9	9
確保の方策・・・B	9	9	9	9	9	9
差 (B - A)	3	0	0	0	0	0

【取組について】

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和2年度に事業実施校は0校となりましたが、徐々に活動を再開しており、令和7年度以降は、全ての学校で教室が運営できるよう支援していきます。

(12)利用者支援事業

※こども家庭センター型

【概要】

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う事業

【対象】

妊婦や子育て中の親子

量の見込みと確保の方策は、以下のようになります。

(箇所)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A	1	1	1	1	1	1
確保の方策・・・B	1	1	1	1	1	1
差 (B - A)	0	0	0	0	0	0

【取組について】

妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない相談支援体制を構築するとともに、特定妊婦、産後うつ、障がいがある方への対応や地域資源の開拓等、引き続き、多様なニーズに対応できる体制を整えていきます。

(13)子育て世帯訪問支援事業

【概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等を支援することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業

【対象】

児童に対し、不適當な監護環境や不適切な養育状態にある家庭、若年妊婦等の支援が必要な家庭

量の見込みと確保の方策は、以下のようになります。

(回)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A	36	36	36	36	36	36
確保の方策・・・B	36	36	36	36	36	36
差 (B - A)	0	0	0	0	0	0

【取組について】

訪問支援の受け入れ先の拡充を図るとともに、支援を必要とする子育て世帯への支援体制を整えます。

(14) 妊婦等包括相談支援事業

【概要】

妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を行う事業

【対象】

妊娠中の女性やその配偶者等

量の見込みと確保の方策は、以下のようになります。

(回)

		R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の 見込み ・・・A	妊娠届出数	277	302	325	328	328	318
	1組当たり面談等回数	3	3	3	3	3	3
	面談等実施合計回数	831	906	975	984	984	954
確保の方策 (こども家庭センター)・・・B		831	906	975	984	984	954
差 (B - A)		0	0	0	0	0	0

【取組について】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

引き続き、妊娠期からの切れ目のない支援ができる体制を整えていきます。

(15) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度(仮称))

【概要】

現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業

【対象】

0歳6か月から3歳未満の保育所等未入所の乳幼児

量の見込みと確保の方策は、以下のようになります。

(人/月)

		R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量 の 見 込 み	0歳児	0	0	10	10	10	9
	1歳児	0	0	7	7	7	7
	2歳児	0	0	6	6	6	6
	合計・・・A	0	0	23	23	23	22
確 保 の 方 策	0歳児	0	0	9	9	9	9
	1歳児	0	0	9	9	9	9
	2歳児	0	0	9	9	9	9
	合計・・・B	0	0	27	27	27	27
差 (B - A)		0	0	4	4	4	5

【取組について】

令和8年度から事業を実施する予定です。

国の動きやニーズの把握に努め、実施する園との協議を進めます。

(16) 産後ケア事業

【概要】

退院直後の母子に対して、産後も安心して子育てができる支援体制を確保し、心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を実施する事業

【対象】

産後ケアを必要とする者

量の見込みと確保の方策は、以下のようになります。

(回)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み・・・A	60	60	60	60	60	60
確保の方策・・・B	60	60	60	60	60	60
差 (B - A)	0	0	0	0	0	0

【取組について】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

引き続き、産婦のニーズに応じることができる体制を整えています。

(17)その他のサービス(未実施事業)

①子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

【概要】

ショートステイ：保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由により、こどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安、過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業

トワイライトステイ：保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となることで、家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安、過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業

【今後の方向性】

現在ショートステイ、トワイライトステイ共に実施していません。

今後も引き続き、アンケート調査等から地域ニーズの把握に努めていきます。

②実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業

【今後の方向性】

現在、実費徴収に係る補足給付を行う事業は実施していません。

今後も国や県、近隣市町の動向を踏まえ、市民ニーズ等を把握しながら検討します。

※令和2年度より、新制度未移行幼稚園に通う低所得世帯等に対して実費徴収されている食事の提供に要する費用（副食費分）を助成する事業のみ実施しています。

③多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【概要】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業

【今後の方向性】

現在、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は実施していません。

今後も国や県、近隣市町の動向を踏まえ、市民ニーズ等を把握しながら検討します。

④児童育成支援拠点事業

【概要】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業

また、児童及び家庭の状況を把握し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待等を防止する事業

【今後の方向性】

現在、児童育成支援拠点事業は実施していません。

今後も国や県、近隣市町の動向を踏まえ、市民ニーズ等を把握しながら類似事業との位置付けや実施体制も含め、検討します。

⑤親子関係形成支援事業

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業

【今後の方向性】

現在、親子関係形成支援事業は実施していません。

今後も国や県、近隣市町の動向を踏まえ、市民ニーズ等を把握しながら、事業内容や実施体制等を検討します。

参考資料

(1)用語集

【国の法制度・計画等】

番号	名称	内容
※1	1.57 ショック	平成元年の合計特殊出生率 1.57 と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和 41 年の合計特殊出生率 1.58 を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。(内閣府ホームページより)
※2	子ども・子育て関連3法	『子ども・子育て支援法』(平成 24 年法律第 65 号)、『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律』(平成 24 年法律第 66 号)、『子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律』(平成 24 年法律第 67 号)の3つの法律を指す。
※3	子ども・子育て支援制度	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度。必要とするすべての家庭が利用でき、こどもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を推進する。
※4	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された 10 年間の時限立法(令和 6 年改正により令和 17 年 3 月 31 日まで延長)。この法律に基づき、国・自治体・事業主は、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現や、育児休業の取得の推進、ひとり親家庭に対する支援の充実等を推進する。
※5	少子化社会対策大綱	従来の少子化対策の枠組みを越えて、新たに結婚の支援を加え、「子育て支援策の一層の充実」、「若い年齢での結婚・出産の希望の実現」、「多子世帯への一層の配慮」、「男女の働き方改革」、「地域の実情に即した取組強化」の 5 つの重点課題を設けている。また、重点課題に加え、長期的視点に立って、きめ細かな少子化対策を総合的に推進することとしている。
※6	ニッポン一億総活躍プラン	我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けて、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された。(首相官邸ホームページより)
※7	幼児教育・保育の無償化	『新しい経済政策パッケージ』及び『経済財政運営と改革の基本方針 2018』において、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化し、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても認可保育所に入ることができない待機児童がいることから、保育の必要性のある子どもについては、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象とするとしている。
※8	新・放課後子ども総合プラン	一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備などにより、全ての児童の安全・安心な居場所を確保することなどを目的とした、新たな放課後児童対策の計画。国全体の目標として、向こう5年間で約 30 万人分の放課後児童クラブを整備し、待機児童の解消を図ることなどが挙げられている。
※9	86 万ショック	2020 年の少子化社会対策白書を閣議決定の際に、2019 年の出生数が 86 万 5,239 人と過去最少だったことに対し、政府は、『86 万ショック』とも呼ぶべき状況」と少子化に対する危機感を表現した。
※10	こども基本法	こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約(国際的に児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効、日本は 1994 年に批准。)の精神に基づき、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する。こども施策の基本理念や、こども大綱の策定、こどもの意見の反映等について定めている。
※11	こども大綱	こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定めたもの。こども家庭庁を設置し、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に、将来に渡り幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

番号	名称	内容
※12	こども家庭庁設置法	こどもが自立した個人として、等しく健やかに成長することのできる「こどもまんなか社会」の実現に向け、新たに「こども家庭庁」を設置する法律で、令和5年4月に施行された。こども・若者や子育て等に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることがこども家庭庁の任務とされ、内閣府の外局として設置された。
※13	加速化プラン	こども未来戦略「加速化プラン」。次元の異なる少子化対策として、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという3つの基本理念に基づき、こども・子育て政策を抜本的に強化する計画。
※14	こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神に基づき、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しく権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来に渡り幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

【市の計画】（3ページに関連性を掲載）

計画名	概要
菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画	地域福祉を推進するため、地域住民の自主的な福祉活動や地域と行政の協働による福祉活動、これらに関連する各種の福祉団体、福祉サービス事業者の役割等を系統的にまとめたもの。市社会福祉協議会と協働し、社会福祉協議会が担う活動計画も併せて、第4次菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画が令和3年に策定された。
東遠地域広域障害者計画	掛川市・菊川市、御前崎市の3市が、今後進めていく障がい者施策の方向性について総合的に定めた計画。一体的に策定する第7期東遠地域広域障害福祉計画及び第3期東遠地域広域障害児福祉計画の上位計画に位置付けられるもので、令和6年に策定された。
菊川すこやかプラン	健康増進法に基づく市町村健康増進計画に位置付けるとともに、食育基本法に基づく市町村食育推進計画、自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画を包含する計画。本計画では、令和6年に策定された「第3次菊川すこやかプラン」を指す。
菊川市男女共同参画プラン	男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく計画であり、菊川市における男女共同参画社会形成のための施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画。本計画では、令和4年に策定された「第4次菊川市男女共同参画プラン」を指す。
菊川市幼保施設整備計画（基本方針）	こどもたちにとって、より良い幼保施設を整備することを目的とした計画。人口推計では、少子化の傾向にある一方、依然として保育ニーズは高く、歳児ごとの園児数を見据えた幼保施設の規模と配置のバランスを取り、待機児童の解消や法人の経営安定化等を図る必要がある。平成30年に策定され、令和5年に改訂された。
菊川市教育大綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を新たに策定したもの。平成29年に策定され、令和5年に改訂された。

【本計画における言葉の定義】

用語	年齢	内容
こども	0～17歳	本計画では、『心身の発達の過程にある者』とする。また、複数を対象とする場合も「こども」と表記する。 【参考】こども基本法では、「心身の発達の過程にある者」とされており、認定こども園法では、「小学校就学の始期に達するまでの者」とされている。また、子ども・子育て支援法では、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」とされており、「小学校就学の始期に達するまでの者」は「小学校就学前こども」としている。その他、15歳までの者を指す場合もある。
乳児	0歳	本計画では、『1歳未満の者』とする。 【参考】児童福祉法では、「1歳未満の者」とされている。
幼児	1～5歳	本計画では、『1歳から小学校就学の始期に達するまでの者』とする。 【参考】児童福祉法では、「1歳から小学校就学の始期に達するまでの者」としている。また、道路交通法では、「6歳未満の者」としている。
園児	0～5歳	本計画では、『保育所・認定こども園・幼稚園等に通っている乳幼児』とする。

用語	年齢	内容
未就学児	0～5 歳	本計画では、『小学校入学前の子ども』とする。
児童	6～11 歳	本計画では、『満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者』とする。 【参考】児童福祉法では、「18歳未満の者」とされている。また、学校教育法では「満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者」を「学齢児童」としている。道路交通法では、「6歳以上13歳未満の者」としている。
就学児	6～11 歳	本計画では、『小学校に就学する児童』を指す。
生徒	12～17 歳	本計画では、『中学校・高等学校で教育を受ける者』を指す。 【参考】学校教育法では、「小学校（特別支援学校の小学部）の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者」を「学齢生徒」としている。
青少年	0～17 歳	本計画では、『18歳未満の者』とする。 【参考】「子どもゆめ基金」では「おおむね18歳以下の者」とされている。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」では、「18歳未満の者」としている。また、「第8次勤労青少年福祉対策基本方針（平成18年10月厚生労働省）」においては、「おおむね35歳未満」の者を「勤労青少年」としている。
若者	概ね12～29 歳	本計画では、『概ね12歳～29歳の者』とする。 【参考】「青年」、「青春期の男女」ともいう。10代後半から20代の、特に男子をいうことが多い。若さを強調する場合には30代にもいう。
高齢者	65 歳以上	本計画では、『65歳以上の者』とする。

【子どもに関する言葉の定義：イメージ図】

0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12～14 歳	15～17 歳	18～29 歳
乳児	幼児													
乳幼児、園児、未就学児						児童、就学児						生徒		
子ども、青少年（心身の発達の過程にある者）														
												若者		

※本計画における年齢は、毎年10月1日現在の年齢を示しています。また、必要な市民に切れ目のない支援を提供するため、施策や状況によっては上記の枠内の年齢に入らない方も対象となります。

【用語集】

用語	内容
あ行	
育児休業	出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。育児・介護休業法では、原則として子が1歳に達するまで、両親共に休業を取得する場合には子が1歳2か月になるまで、認可保育所への入所を希望したが入所できない場合等には子が1歳6か月になるまでの労働者の育児休業取得が認められている。
インクルーシブ教育	障害者の権利に関する条約第24条によると、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとされており、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義等、将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
か行	
核家族化	夫婦とその未婚のこどもで構成される家族のことを「核家族」と呼ぶが、我が国では都市化や高度経済成長とともに、3世代同居等の大家族世帯が減少し、核家族世帯の増加が進行すること。
家族	夫婦とその血縁関係者を中心に構成され、共同生活の単位となる集団のこと。
学校	一定の教育目的のもとで教師が児童・生徒に組織的・計画的に教育を行う所。またその施設。学校教育法では、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校としている。
家庭	夫婦・親子等の関係にある者が生活を共にする、小さな集団。また、その生活する所のこと。「家族」もおおむね同義で扱うが、「家庭」については場所・環境を意味する表現が付随する。
企業	営利を目的として、継続的に生産、販売、サービスなどの経済活動を営む組織体のこと。
教育時間	教育標準時間（1号）認定のこどもが、幼稚園や認定こども園で過ごす時間のこと。幼稚園教育要領では、幼稚園の1日の教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達 の程度や季節などに適切に配慮することとしている。
行政	本計画では「行政機関」のことをいう。国及び地方公共団において行政事務を行う組織体のこと。
血算検査	血液中の細胞成分である赤血球、白血球、血小板の数・大きさ、白血球分類、血色素濃度、ヘマトクリット値等の測定をする検査のこと。
さ行	
しずおか子育て優待カード	全国47都道府県が参加している「子育て支援パスポート事業」で、静岡県と県内市町が協働して取り組んでいる事業で使用されるカードのこと。18歳未満のこどもを同伴した保護者または妊娠中の方が、優待カードを協賛店舗・施設で提示すると、店舗・施設ごとに決められた応援サービスを受けることができる。
静岡こども救急電話相談	夜間、こどもの急な発熱、怪我等で困っているとき、周りに相談できる人がいなくて不安なとき、救急病院に受診させるべきか迷っているとき等に対して、専門家である看護師や小児科医が電話でアドバイスをする事業で、静岡県が実施している。 電話相談窓口（#8000/054-247-9910）
小児慢性特定疾患（小児慢性特定疾病）	20歳未満の慢性疾患のうち、厚生労働省が特に定めたもの。「悪性新生物」、「慢性腎疾患」、「慢性呼吸器疾患」、「慢性心疾患」、「内分泌疾患」、「膠原病」、「糖尿病」、「先天性代謝異常」、「血液疾患」、「免疫疾患」、「神経・筋疾患」、「慢性消化器疾患」、「染色体または遺伝子に変化をとともなう症候群」、「皮膚疾患」等が対象で、医療費の公費負担が行なわれている。
スクールガード	こどもを犯罪等から守るため、通学路の見回りやこどもの見守りをする「学校安全ボランティア」のこと。
た行	
待機児童	保育所等への入所申請がなされており入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所等に入所できない状態にある乳幼児のこと。
男女共同参画社会	男女共同参画社会基本法による、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
都市公園	都市公園法に定められた、国または地方自治体が設置した公園のこと。

用語	内容
な行	
認定こども園	就学前のこどもに教育と保育を一体的に提供する他、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園法）に基づき、平成 18 年 10 月に設置された。一般的には、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設とされる。「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の 4 つの類型がある。
ネットワーク	複数のコンピューターを結び、データ等を共有し、情報処理の効率化を図るシステムのこと。本計画では、「個々の人のつながり」という意味とする。
は行	
保育所（保育園）	児童福祉法による、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設。
保護者	未成年者等を保護する義務のある人。特に、そのこどもの親、または親に代わる者のこと。
ボランティア	社会福祉、教育、環境保全、保健等の社会全般を対象とし、無償で自発的に社会活動に参加したり、技術や知識を提供したりする人。または、その活動。
や行	
ヤングケアラー	自分の遊びや勉強、自由な時間を削って家族の介護や、日常生活上の世話を過度に行っていたり、家族を養うための就労等が認められるこども・若者のこと。
ユースワーカー	こども・若者の居場所づくりや地域参加などの幅広い活動を通し、こども・若者の成長を支える専門スタッフ
ユースセンター	学校でもない、家庭でもない、こども・若者（主に中高生）が思い思いに過ごせる “第 3 の居場所”
幼稚園	満 3 歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法では、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設としている。
要保護児童	児童福祉法による、①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、②保護者のない児童（現に監督保護している者がいない児童）。①については、被虐待児童、非行児童等が該当し、②については孤児、保護者に遺棄された児童、保護者が長期拘禁中の児童、家出した児童等が該当する。
ら行	
ライフステージ	人生を一定の年代等節目で区切り、年代別の各段階（ステージ）のこと。誕生、幼児期、学童期、青年期、壮年期、中年期、前期高齢期、後期高齢期等がある。各段階（ステージ）で発生しやすいライフイベント（結婚、出産、子育て、介護等）があり、それにより生活様式等に变化が生じる傾向がある。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できること。「仕事と生活の調和」と訳す。
英数	
DX	デジタルトランスフォーメーション。データやデジタル技術を活用し、業務工程や文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
GBS 検査	GBS は「B 群溶血性連鎖球菌（Group B Streptococcus）」の略。GBS は健康な成人には病原性はほとんどないが、新生児や高齢者などには重篤な感染症状を起こすことがある。特に新生児では肺炎・敗血症・髄膜炎等を発症し、重篤な後遺症の原因となる。そのため、母体が GBS を保菌しているかどうかを検査するため、妊娠後期の妊婦健診時に膣の細菌培養検査を行う。その検査で「GBS 陽性」であった場合は、分娩中に母体に点滴で抗生剤を投与し、胎児への感染を予防する。
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、日本語では「情報通信技術」のこと。「IT（Information Technology）／情報技術」とほぼ同義のみを持つが、コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合を ICT と、区別して用いる場合もある。

(2)本計画の関連法

①子ども基本法(一部抜粋)

令和四年法律第七十七号
子ども基本法

第二章 基本的施策

(都道府県子ども計画等)

第十条 都道府県は、子ども大綱を勘案して、当該都道府県における子ども施策についての計画（以下この条において「都道府県子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども大綱（都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画）を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画（以下この条において「市町村子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画其他法令の規定により都道府県が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画其他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(子ども施策に対する子ども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

②子ども・若者育成支援推進法(一部抜粋)

平成二十一年法律第七十一号
子ども・若者育成支援推進法

第二章 子ども・若者育成支援施策

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

③子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(一部抜粋)

平成二十五年法律第六十四号
子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

第二章 基本的施策

(都道府県計画等)

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（生活の安定に資するための支援）

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にあるこどもの保護者の雇用の安定及び所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（経済的支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえた各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（民間の団体の活動の支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第十六条 国及び地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し及び実施するため、次に掲げる事項についての調査及び研究並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証並びにそれらの成果の活用を推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 こどもの貧困の実態
- 二 こどもの貧困に関する指標
- 三 貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方
- 四 こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方
- 五 地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方

④子ども・子育て支援法(一部抜粋)

平成二十四年法律第六十五号

子ども・子育て支援法

第四章 地域子ども・子育て支援事業

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第七十条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

⑤次世代育成支援対策推進法(一部抜粋)

平成十五年法律第二十号
次世代育成支援対策推進法

第二章 行動計画

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

- 第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
 - 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
 - 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(3) 菊川市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 6 日 条例第 10 号

菊川市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 72 条第 1 項及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号。以下「基本法」という。）第 13 条第 3 項の規定に基づき、菊川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 菊川市こども計画（基本法第 10 条第 2 項に規定する計画をいう。）の策定及び変更その他のこども施策（基本法第 2 条第 2 項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 高校生又は大学生
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援又はこども施策に関する事業に従事する者
- (6) 子ども・子育て支援又はこども施策に関し学識経験のある者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第8条 会議は、子ども・子育て支援又はこども施策に関する専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

（庶務）

第9条 会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月12日条例第26号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月2日条例第21号）

この条例は、令和2年9月10日から施行する。

附 則（令和5年8月8日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年6月10日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

(4)菊川市こども・わかもの参画宣言

菊川市こども・わかもの参画宣言

前文

こども・若者は、今の社会を担うパートナーであり、社会を構成する一員です。私たちは、「全てのこども・若者が自分らしく自らの想いを表現し参画できる社会」の実現を目指します。

菊川市では、地域・NPO・学校・企業・行政等が協働しながら、こども・若者のまちづくりへの参画に積極的に取り組んできました。こども・若者は、主体的に活動に取り組むこと、意見を表明すること、そして、その意見が真摯に受け止められることにより、地域への愛着、他者への信頼感、自己肯定感などを得ることができます。また、こども・若者の参画は権利として保障されることも重要です。

以上のことから、私たちは、こども基本法の理念に則り、こども・若者のまちづくりへの更なる参画を目指し、協働で推進していくことを、ここに宣言します。

理念

私たちは、全てのこども・若者が地域に支えられ、自分らしく自らの想いを表現し、その権利が保障され、まちづくりに参画できる「まち」をつくります。

指針

1 参加・参画

私たちは、全てのこども・若者が様々なまちづくり活動へ、当たり前に参加・参画できる「まち」をつくります。

2 意見表明・意見反映

(1) こども・若者 私たちは、自らの想いや意見を発するとともに、意見をすぐに表明できないこども・若者の声も一緒に届けられるように努めます。

(2) 大人 私たちは、全てのこども・若者が、意見を表明できる機会を確保し、その意見をまちづくりへ反映するよう努めます。また、意見をすぐに表明できないこども・若者が、安心して意見を言えるよう支援します。

3 協働

私たちは、「全てのこども・若者が参加・参画できるまち」を実現するため、様々な人たちと協働で取り組みます。

(5)策定体制

子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	所属区分	条例区分
会長	鈴木 久美子	常葉大学短期大学部保育科教授	学識経験者
副会長	勝又 健介	わくわく学習会代表	事業従事者
委員	板倉 真里	市内校長会代表(河城小学校)	学識経験者
委員	早川 ナナ	民間園保護者(横地保育園)	子どもの保護者
委員	大林 諭司	小中学校保護者(菊川西中)	子どもの保護者
委員	藤谷 祐美子	スノードロップ菊川代表	子どもの保護者
委員	深津 真喜	島田掛川信用金庫菊川支店長	事業主代表
委員	黒田 喜博	フジオーゼックス(株)労働組合執行委員長	労働者代表
委員	落合 孝行	認定こども園みなみこども園園長	事業従事者
委員	藤田 佳奈	横地保育園園長	事業従事者
委員	望月 香	虹の架け橋教室	事業従事者
委員	妻木 砂織	主任児童委員	市長が必要と認める者
委員	榛葉 美貴	高校生	高校生
委員	藤原 しおり	高校生	高校生
委員	増田 有花	大学生	大学生

※アドバイザー 土肥 潤也 NPO 法人わかもののまち代表理事

(6)策定経過

子ども・子育て会議を開催し、こども計画の内容等について協議の上、ご意見をいただきました。

【子ども・子育て会議】

第1回

日時：令和6年7月12日（金）18:00～

場所：菊川市役所東館「プラザきくる」3階E301会議室

内容：「菊川市子ども・子育て会議」について

「菊川市こども計画」について

第2回

日時：令和6年9月20日（金）18:00～

場所：菊川市役所東館「プラザきくる」3階E301会議室

内容：「第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画」の令和5年度評価について

「菊川市こども計画」の施策体系について

特定教育・保育施設の利用定員の変更について

第3回

日時：令和6年11月15日（金）18:00～

場所：菊川市役所東館「プラザきくる」3階E301会議室

内容：「菊川市こども計画」の事業案について

第4回

日時：令和6年12月20日（金）18:00～

場所：菊川市役所東館「プラザきくる」3階E301会議室

内容：「菊川市こども計画案」について

第5回

日時：令和7年3月7日（金）18:00～

場所：菊川市役所東館「プラザきくる」3階E301会議室

内容：特定教育・保育施設の利用定員の変更について

「菊川市こども計画（案）」の承認について



Kikugawa City



発行：令和7年3月 編集：菊川市 こども未来部 こども政策課
〒439-0019 静岡県菊川市半済 1865 番地
菊川市総合保健福祉センター（プラザけやき）
TEL. 0537-37-1171 FAX. 0537-37-1172